

第 20 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 3 日)

平成 20 年 3 月 6 日 (木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天 文 台 長	石 田 俊 人
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席賜り誠にありがとうございます。

ただ今の議員出席数は定足数に達しておりますので、本日の本会議を開きます。

なお、本日9名の方の傍聴の申し込みがありました。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さんでございます。傍聴におかれましては、傍聴中守らなければならない事を遵守していただきよろしくお願いをしたいと思います。

直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問を行います。通告に基づき順次を議長の私より指名をいたします。

20番、吉井秀美君の質問を許可いたします。

〔20番 吉井秀美君 登壇〕

20番（吉井秀美君） 皆さんおはようございます。20番、日本共産党の吉井秀美でございます。

職員の収賄事件について、私ども日本共産党議員団は、2月6日に再発防止を求めて町長に申し入れを行いました。その席で、町長の本人の資質の問題、たくさんの職員がいる。中には不心得者も出るように、その様な、受け取れるような言葉を聞いた時、町長の思いはそうなのかと残念に思いました。開会の行政報告で、全体の責任者としてのお詫びをし、再発防止に取り組む旨の発言がありました。汚職が繰り返されないよう町長が先頭に立って組織をあげて取り組む事を、そして町民への説明を求めるものです。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

1点目に「福祉灯油制度」の実施を求める質問をいたします。

原油の高騰に伴いガソリン・灯油、更には食料品など物価の値上げラッシュが家計を直撃しています。節約に四苦八苦の毎日です。販売店によって多少の差はありますが、灯油の値段は2003年12月の18リットル当たり760円が、2007年12月に1,620円と2倍をはるかに超えています。この様な事態から、原油高対策として、政府は、年収が一定以下の人を対象に国や自治体が灯油代の一部を補助する対策をとっています。佐用町も取り組むべきだと考え、これも2月6日に町長に申し入れを行いました。そこで、町の、その後の取り組みをお尋ねいたします。

灯油価格の年次別推移はどうなっているか把握をされていますか。

、2月6日に町長に実施を要請しましたが、その後の対応をどうされていますか。

、佐用町で実施する場合、住民税が非課税となっている高齢者・障害者・母子世帯など対象とすると世帯数はどの程度になりますか。例えば、一世帯1カ月5,000円を補助すると町負担はどの程度になりますか。

、福祉施設等も暖房費が大幅に増えて大変なようです。支援を検討するべきだと考えますがいかがでしょうか。

大きい2点目に、不登校の児童生徒への支援について質問をします。

、新年度予算に適応指導教室、指導員賃金として132万円が計上されています。臨時職員という事ですが、開設場所、指導員体制などについての考えをお尋ねします。

、これまで不登校の児童生徒を学校に復帰させる働きかけや保護者に対する精神的サポートなど取組みはどのように行われてきたのかお尋ねします。

、適応教室開設により期待できることはどのようなものが考えられていますか。既に、実施している所の事例など参考にできるものは何かお尋ねをします。

3点目に、問題だらけの高齢者医療制度について見解をお尋ねします。実施が予定されている4月1日まで1カ月を切りました。対象となる75歳以上の人からは、制度がどうなるのか、保険料はどうなるのか、さっぱり分からないとの声が上がっています。

、厚生労働省は、高血圧や糖尿病などの生活習慣病で医療機関にかかった後期高齢者の健康診断を制限する方針を打ち出しました。各地の広域連合で混乱が生じているようですが、希望者全員が受診できるようするべきではありませんか。兵庫の広域連合の姿勢はどうかお尋ねをします。

、後期高齢者の医療を独立させた狙いは、団塊の世代が高齢化のピークを迎える2020年以降に向けて、医療費をいかにして削るかという点です。そのため現在の入院の平均日数36日を27日に縮めていこうと目標を決め、ベッド数も大幅に減らす方針を持っています。これでは、自宅に戻れない患者は施設をたらいまわしにされかねないと危惧されています。町長は、高齢者差別医療に反対し政府に意見を上げるべきだと考えますがいかがでしょうか。

4点目に、公共施設等へのAED設置を、さらに進める事を求めて質問をします。日本における突然死の数は年間に約8万人と言われています。その半数以上は、心臓の病気が原因しているそうです。中高年では冠動脈が詰まって起る狭心症や心筋梗塞が多く、若い人では肥大型心筋症や心臓震盪、冠動脈奇形、心筋炎が多く見られるそうですが、その発作時には心室細動という死亡に直結する不整脈が起っているため、一刻も早く元の心臓のリズムに戻してあげれば命を救うことができると言います。2004年7月1日から一般の人でもAEDを使うことができるようになりました。心臓震盪は、スポーツ中によく起り、子どもにもよく起ります。その理由は、子どもは発達途上にあり、胸の骨などが、まだ柔らかいので全胸部へ伝わった衝撃が心臓へ伝わりやすいためと考えられています。

そこで、町内のAED設置の現状をお尋ねし。

、学校への早期設置を求める質問を通告しておりましたけれども、新年度予算に組込まれています。

、町内の各種団体の行事にAEDの貸出しは行われていますか。

、AEDは講習を受けていなくても誰もが使えますが、突然人が目の前で倒れたら動転してAEDに手が出ないことが多いと思います。どういう機械なのかを理解できるよう講習を広めるよう求めます。

以上で、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、改めておはようございます。今日も、1日どうぞよろし

くお願い申し上げます。

それでは吉井議員からのご質問にお答えさせていただきます。不登校児童の問題につきましては、後で教育長の方から答弁をしていただきます。

まず、原油高対策としての生活弱者に対する福祉灯油の給付をとのお尋ねでございますが、については、最近の急激な原油高騰対策として国会で承認された地方交付税法の改正に伴う新たに含まれた施策でございます。国から市町村への通知は、19年12月11日付け、総務省自治行政局自治政策課長よりの、原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への対策の強化について、の通知の中で、寒冷地における生活困窮者対策など地方公共団体の自主的な取組にかかる特別交付税措置、を講じるとされており、具体的には高齢者世帯、障害者世帯や母子家庭などの住民税非課税世帯に対し、5,000円から1万円程度を限度として助成し、その2分の1相当額を特別交付税において算定するというものであります。

次の、最近の原油価格の高騰による灯油価格の推移についてであります。各種の統計は行われておりますが、財団法人日本エネルギー経済研究所の石油情報センターの調べでは、全国平均と都道府県別の平均単価が調査されておりますが、兵庫県平均の各12月価格においては、いずれも店頭渡しの18リッター1缶当たりの値段では、平成17年が1,256円、18年が1,396円、19年が1,733円となっており、この3年間で約38パーセント値上がりをしております。価格の統計の取り方、実際の価格は県内においても、若干の相違は当然あるというふうにと考えられます。

次に、2月6日に要請をしたが、本町でも福祉灯油の制度を導入せよという事でしたが、この要請を受けて依頼、担当課において調査をさせていただいた結果、全国の市町村の内、278自治体での実施が予想されておりますが、その大半が北海道、東北、長野などの寒冷地でございます。現在、その様な状況、全国的な状況の中で、また3月に入り季節も春に入ります。今の実施をする事は本町においては考えておりません。

次に、佐用町で実施した場合の住民税非課税世帯の高齢者・障害者・母子家庭の世帯数については、高齢者一人暮らし家庭が約1,100世帯、二人暮らしの高齢者世帯が850世帯、身体障害者手帳の1級から2級の重度障害者家庭500人、児童扶養手当を受給する母子家庭世帯150世帯等となりまして、合わせて2,600世帯の内、非課税世帯がいくらかあるかということですが、住民税課税は個人課税でありますので正確な世帯数の把握は困難でございます。高齢化率の高い本町において、年金のみの高齢者の非課税世帯も多いと思われませんが、仮に半分の世帯数といたしましても、1,300世帯となり、5,000円を補助するとなりますと、単純に計算して約650万円が必要かと思われれます。この経費の2分の1が特別交付税で算定されるということとなっておりますが、特別交付税の総額について左右されますので、補助金のように明確に確定されるものではないというふうに思います。同様に福祉施設への補助も検討せよということですが、町内には福祉施設が多数ございます。身体障害者施設が3カ所、知的障害者施設4カ所、救護施設1カ所、特別養護老人ホーム4カ所、老人保健施設2カ所などのほか、グループホーム、小規模多機能施設など合わせて19カ所となります。各施設においても電気によるエアコン、重油による暖房など、その暖房施設等の形態も非常に多様なため、現段階での助成は困難であると考えます。

次に、後期高齢者医療制度が始まることによる健康診断についてのお尋ねでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、昭和58年より続けてきました老人保健法による住民健診が廃止され、医療保険者の責任で行う特定健診に移行されます。この制度による健診では、75歳以上の後期高齢者については健診が努力目標とされることにより、他府県の広域連合では健診を実施しないところもあるようでございますが、兵庫県では広域連合と市町で協議し実施することといたしました。実際には、健診の実施方法

が、都市部では医療機関による個別健診や、本町のように町ぐるみ健診として集団健診をおこなっている市町など、自治体によって異なるため兵庫県では、広域連合が市町に委託し、その費用の一部を補助するという形態が決定されております。このため本町では、国民健康保険が実施する特定健診に合わせて、後期高齢者の希望者全員に受診いただくよう準備を進めております。

2点目の高齢者医療に反対し政府に意見書とのことですが、国会において決定された法律により、これから始まります制度でございます。これまで、色々な形での論議を経た中での法施行ですので、中には、今後不備の生じる可能性もあると思われませんが、それは、その時点で改善すべきであり、今現時点で意見書を出す理由はございません。

次に、公共施設の AED 設置をさらに進めることについてでございますが、町内の AED 設置の現状についてであります。現在把握しているところでは県町の施設が 18 台、病院等が 6 台、民間企業等が 10 台の合計 34 台であります。なお、これには消防署の保有分は入っておりません。

次に、学校への設置は早急に進められるべきではないかということでご質問ありましたが、今、ご質問の中にもありましたように、平成 20 年度予算におきまして全小中学校に 14 台の機器の導入の予算を計上させて頂いており、20 年度で導入をすることといたしております。

次に、町内の各種団体の行事に AED の貸出しが行われているかとのことですが、現在までのところ要請があつての貸出しは行っておりませんが、行事等の内容によって必要で、貸出しの要請があれば貸出すことは可能であると考えております。現在のところ、商工観光課に協会の事業に使用しているのが 1 台と、上月体育館の行事で使用しているものが 3 台ございますので、貸出しの要請には答えられるのではないかと考えております。

最後に、誰もが使えるように講習を広めるよう求めるということでございますが、現在も消防署において、より多くの住民の皆さんに AED の有効性の周知、正しい使用方法について理解してもらうよう救急講習会を開催をいたしております。平成 18 年度は 34 回、1,354 人。また平成 19 年度におきましては 39 回、1,474 人の方に指導を行いました。今後においても、機会あるごとに講習会を開催を計画をしております。

それでは、不登校の児童につきましては、教育長の方から答弁を願います。

議長（西岡 正君） 教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それでは、私の方から不登校児童生徒の支援の具体化をというご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

その前に、この適応教室につきましては、以前から、私が学校現場にありました時から早くこういう教室ができればと、また教職員もですね、そういう願いを持っておりました。やっと長年の願いが叶いつつあると、そういう思いで大変期待をしているところであります。

新年度から開設の適応教室予定の適応教室の場所とか指導員体制などについてのお尋ねでありますけれども、学校に行けない児童生徒を対象としておりますので、学校の直ぐ近くという事は避けたいと考えております。また、当然公共施設内と限定されるという事から、現在、調整しておりますが、上月支所 2 階の施設を使わせていただいたいという事で、準備を進めているところであります。それから指導員につきましては、教職経験 20 年から 25 年ぐらいの人でカウンセリング等の経験者から町内で人選をしております。今後は、対象児童生徒の保護者に対しまして適応教室の開設をお知らせすると共に、入級に

向けた取組みを進めて行きたいと考えております。

つ目ですけれども、児童、不登校生を学校に来させる働きや保護者の精神的サポートなどの取組みについてですけれども、基本的には担任教師が適宜家庭訪問等を行って面談の中で、それぞれの子どもの状況を見据え、その状況を学校全体で協議検討し、また関係機関等の指導もおおぎながら可能であれば登校を促すと、そういう指導体制をしております。しかし、完全な不登校状態いわゆる学校から全く外へ出ようとしない児童生徒。また出たいけれども出れない。また学校訪問に行った担任教師等にも会わないような状況の児童生徒に対しての働きかけは大変困難な状況であります。そういう状況でなければ、各中学校に配置しておりますスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行ったり、家から外へ出やすくするような手立てを講じたりしながら、家から戸外へ出ようとする気持ちを高めて行く、そういう事に努力をしておるところです。保護者に対しましても担任による家庭訪問の時に、保護者の話にしっかり耳を傾けたり、保護者の不安を少しでも取り除くように努めているところ。またスクールカウンセラーのカウンセリングを勧めたり、不登校の児童生徒の県立のやまびこの郷というような関係機関を紹介したりしているところ。最後に適応教室に期待できることとしてですけれども、適応教室へ通うことによって基本的生活習慣の改善、指導員や友達のコミュニケーションづくり、いわゆる集団生活への適応力がついて学習や体験活動を通じて学校復帰へのエネルギーが高まっていくことを期待しているところ。まあ、仮に、学校復帰ができなくても、不登校生が将来に向けての社会的な自立に資する取組みとして、この適応教室は意義あるものと捉えているところ。以上です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、それでは再質問をさせていただきます。

まず 1 点目の福祉灯油の件ですけれども、町長は、この政府がとっている制度の概要を説明されたわけですが、その実施している所が北海道、長野など寒冷地が中心で、全国 278 自治体と、こういうご答弁をいただきました。2 月 20 日現在に調査をされているところによりますと、実施自治体は 689 市町村 12 道県の内 689 市町村が実施をしております。で、あの、国会の質問、答弁の中で、この原油高騰に伴うものである、以前からの、その寒冷地に対する支援と、そういう意味合いのものでなく生活の支援と、こういう事で、1 月 29 日には塩川鉄也衆議院議員が、この灯油購入助成は寒冷地に限定されるのかという質問を行っています。これに対して政府は、寒冷地に限定したものではないと。こういう答弁から全国的に広がったものとなっています。兵庫県におきましても、小野市で実施をしております。で、島根や鳥取県では、かなり多くの市町村が実施をしている、こういう状況になっておりますので、制度は制度として町民の生活に役立つようにですね、活用をしていただきたい。そういう事で申入れを行っていたわけ。その点で、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、国の方からですね、その制度として、当然きちっと補助金という形で、またこういう制度としてやるという事であれば、それは当然、町の義務としてやらなければならないわけですが、それは、市町村の当然財源を使い、また交付税

という形での、この国からの対策という形です。それも特別交付税で算定をしようという事なんですけれども、そういう、まあ、非常に町としては財政的には十分国から確定されたものではない。不明確な点があるわけです。それと実際に、この灯油について、原油高における暖房費という事について、灯油の購入という限定されたものであって、まあ、現在の各家庭の状況を見ますと、電気で暖房をしている所も非常に多いですし、ガスもありますし、灯油も当然ございますけれども、それぞれ、色々な方法があります。そういう事になりますと、灯油だけで、このされてる方にね、灯油の補助を出すと。購入を補助するだけでは、非常に私は不公平も生じるということもございます。そういう点から、全国的に、今600という、いくらというふうに言われております。私はまあ、話を担当課から調査をして報告を受けたのでは、基本的には、大体まあ寒冷地が主に、先程申し上げましたような市町村であるという事でありました。まあ、そういう点から見て、現在の佐用町のような所、状況においては、これの導入をするという事については、近隣から見ても、近隣の状況から見てもですね、今のところ直ぐにとる必要はないのではないかとというふうに私は、判断をしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、先程、鳥取、島根も多くの自治体を実施していると言いましたけれども、鳥取、島根におきましては、全ての自治体で補助を行っています。訂正します。で、あの、課長さんに、私、途中でどういう状況ですかという事をお尋ねした時に、そういう通知を知らないんだという事を言われましたけれども、佐用町は、これをつかんでいなかったんですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、あの、この制度につきましては福祉サイトでの通知は一切流れてきておりません。流れておりますのは、先程町長が答弁しましたように、いわゆる地方交付税の、地方交付税法の改正で12月11日付けで、いわゆる財政課の方に、こういう交付税の対応をするという通知があるだけで、福祉サイトにつきましては、一切通知は流れて来ておりません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、タイトルが原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策の具体化についてというので、電子メールで送られて来ているという事で、あの、県民局の方でも、いや行っているはずだと。で、県民局には、各市町に、こういう物を送りましたよという連絡ですか、それが同じく今年の12月26日に入っております。ですから、入っていないという事はないはずだという、そういう見解なんですけれども、まあ、それを見ていないから検討対策がね、遅れているんじゃないか、遅れたんじゃないか

ないかと、そういうふうと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 確かに、おっしゃるようになりますね、これにつきましては、先程も、申し上げましたが、地方交付税法の改正という形で財政等の中では、県民局から流れていったかも分からないんですが、私ども、福祉サイトについて、この原油高騰に伴う中小企業、各業種等の、その通知については、まあ福祉サイトまで流れて来なかったために、福祉サイトでは承知してなかったという形であります。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） で、あの、昨日、新田議員から質問がありまして、その農業者とか、色々な事業につきましても、その油という物を使うわけですから、そういった原油高対策をね、求めるという質問の中で、町長は対策を何もしないというご答弁でしたけれども、やはり、まだまだと言うよりか、一般的にはですね、石油ストーブとか、それから石油の給湯器ですね、そういった物が多く普及しているわけですから、その、やはり、これ程高騰した時には、何らかの対策が必要だと考えます。再考お願いできますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、今のところ考えておりません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、高齢者医療制度の問題につきまして、再質問をいたします。健康診断につきましては、佐用町は従来どおり希望者全員にするという事なんですけれども、その費用につきましてね、広域連合からの補助金という物が出て来るという事なんですけれども、それを具体的に説明いただきたいのと、それから、広域連合が負担をするという事になりますと、それは、やっぱり、その会計の中でのやりくりですから、保険料にも、それが反映されると。そういう仕組みになると思うんですね。そこんところで、やはり国自体がですね、その高齢者の健康診断を努力義務ということじゃなくて、やはり、これまでどおり健康で長生きできるようにですね、従来の義務ということにしなければ、これは改悪なわけですから、その点はいかがですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ええっと、後期高齢者の、その健診につきましては、先程、町長の答弁も申し上げましたように、各それぞれの全国の広域連合で、色んなやり方が取られて

いるようであります。中には健診をしないという広域連合、県もあるように聞いております。兵庫県ではですね、色々広域連合の事務会議等で、色々調整をさせていただきました。で、兵庫県独自の形として、いわゆる農村部では、町ぐるみ健診という形で集団健診をやっていた所が非常に多くございました。そういう形の中で、どうしても75歳以上の後期高齢者の健診は続ける必要があるだろうという判断の下にですね、当然、財政的には広域連合の運営費全体を各保険料、それから各市町村の拠出金等に対応するわけなんで、その金額、市町村の割りも上がってまいることになるんですが、それでもなお且つ、いわゆる健診の方が重要であろうという事で、健診を採用する事しております。で、私どもの、今の予定では、20年度これも兵庫県の広域連合の中で、色々議論が百出しましてですね、中々1回で決まらなく、3回等も会を開催されたんですが、これも、その健診のあり方というのが、全然違って参ります。特に医療機関、都市部のように医療券だけ送られて、それぞれの既存の医療機関で受けられる場合の健診料というのは、非常に高額になります。私どものような、まちぐるみ健診という、各小学校また施設を使った、その集団健診でありますと、健診1人当たりの健診単価が低いというような状況の中で、その単価の統一というのが非常に議題になりましてですね、それでも尚、どうするかという事で、平均的な値段という事で調整をさせていただいた結果ですね、20年度、これから予算も審議していただくわけなんですが、佐用町では、広域連合から約160、170万程度の169万8,000円ですね健診の委託料を広域連合から町へいただくと。その中で、これは後期高齢者の歳出でもあれしてるんですが、恐らく今までで言いますと、約まあ少し、個人個人でご案内するというような事もありますので、人数的にも余分に見とんですが、397万4,000円町では健診の費用がいるのかなと。その差額については、当然、町の持ち出しという形になるんですが、それから、その中で、その健診を高齢者の皆さん方に受けていただくという対応をしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい、その様に、この後期高齢者医療制度の導入によりまして、その加入者負担ですよ、広域連合が負担するという事は。その負担と、それから町も負担があると、こういう問題については、やはり改悪であるので、当然意見をあげて欲しいというふうに思うんですけども、広域連合の議員である町長は、このあたりの点どうですか。どの様な協議をなされましたか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう健診はするのに、当然連合からですね、この医療保険として負担をするのは、当然だと思いますし、まあ、これまでのまちぐるみ健診等を踏まえてですね、町民の健康維持について町も負担をするという事で、こういう全体の、町民全体ですね、健康維持についての、色々な健康づくり活動、維持をしていく、町としての責任を果たしていくという、その保険制度と共にですね、ですから、それは当然の事だと思いますし、意見書をあげる必要性は何も、私はないと思いますけれど。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それで、あの、これまでの、ここでの質問でも、他の議員からも出ておりましたけれど、そのこの新しい制度ですね、これが、分からない。どういう仕組みになっているのか分からないというのが、実態なんですね。で、あのまあ全国的には説明会を開いたり、そういった事も始まっているようです。で、本町の場合、パンフレットが前回の広報の配布の時に配られました。これを見て理解できる人、非常に少ないというふうに、私も率直に思いました。そういう中でですね、今度またミニパンフレットが保険証と一緒に配られるという、そういう予定になっているようですけれども、説明会が開く予定はありませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今まで、広報誌に掲載とあわせて、今、ご指摘のように2月の広報誌で全戸にパンフレット等を配布させていただきました。で、この後のPR方法につきましては、いわゆる3月に、それぞれ対象者、75歳以上の後期高齢者の皆さん方に保険証を送付いたします。その中に広域連合が作りしました、そのまたミニパンフレットとあわせて町からの、その簡単な説明書と一緒に遅らせていただく予定にしております。なお且つ、4月になりますと、それぞれ後期高齢者の保険料を納めていただく形になりますので、その、また個別通知の中にもご案内をする予定にいたしております。で、説明会の話なんですけど、今まあ、対象者になります老人クラブの皆さん方等も、色んなお声を聞かせて頂いているんですが、まあ要請があればですね、校区、旧の小学校区程度の形の中で説明をさせていただけたらというふうに考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、制度が始まってしまってから、説明されるというのは、非常に遅いわけで、早くその計画をね、立てていただきたかったというように思っておりますけれども、老人会単位ですとか、色々なお年寄りのグループとか事業をされておりますが、そういった所に出掛けて行って、是非、質問もね、しやすいような形で説明会を是非実施をお願いします。

で、次に4点目のAEDの設置の問題ですけれども、現在町内に34台あるという事ですが、これにつきましても、まあ、私も配置場所の地図とか頂いておりますが、まだまだ、やっぱり不特定多数の方が、利用される施設、まあ大型の商業施設とか郵便局とか金融機関とか、そういった所への設置というのは必要かと思えます。で、これにつきまして、町の方も、そういった機関が設置を早くね、取組んでいけるように働きかけをというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか、はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君）　　まあ、あの、まず公共施設等、町の方ですね、必要な所、できる所を設置して行って、こういう普及を図っていくという事で、当然、民間の企業等においても、そういう世の中、今の時代の中ですね、自主的に設置を頂いている所もあるわけです。ですから、まあ、町が、まあそういう率先してする事によって、また民間なり色々な企業の方もですね、そういう取組みをしていただけるものと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君）　　はい、それと、A E Dの、今設置をしている所でも、土日祭日、その建物が休みで閉まっていて、実際には利用できないという問題もあります。

それと、まあ貸出しは、町長がしていく方向でご答弁されましたが、その自治会や各種団体にも、P Rをして、そして行事がある時は、A E Dを携行するように広めていくように考えられるように求めたいと思います。

議長（西岡 正君）　　はい、答弁いきますか。はい、答弁願います。福祉課長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　あの、そういう講習会等もね開いております。そういう事で、そういう使う方も、使い方もですね、普及される中で、またその内容に事業、行事なりにね、そういう内容によって、危険性が考えられる所、まあ必要な所という事について、それぞれのまた、そういう行事をされる方と担当者が、役場の担当者もですね、一緒に考えて必要であれば、有効に、そういう機器を使っていただければいいわけですから、携帯ができる、簡単に持って行ける物ですからね、どこにでも持って行ける物ですから、そういう形で使っていければいいんじゃないかと思っておりますけども。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君）　　もう 1 点、先程のご答弁の中では、ちょっと触れられませんでしたけれども、その公共施設の中に設置している物についてですね、その施設を閉めている時に利用できないと。ですから、実際はたくさん、34 台と言いますが、設置はしているけれども、実際にいつでも使える状態にはないと。この点を解消するためには、どのように考えていったら良いと考えられますか。消防長。

議長（西岡 正君）　　はい、答弁、消防長ですか。

消防長（加藤隆久君）　　非常にあの、休日等ですね、閉まっている所の利用方法というのは、非常に、やはり施設施設に設置されてるですね、その施設等ですね、考えで対応してい

ただかざるを得ないのかなというふうには、私は思っておりますけれども。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 聞こえなかった。

消防長（加藤隆久君） あの、休日休みですね、その閉まって所の使用方法というご質問だったかというふうに思いますけれども、やはり、それにつきましてはですね、その施設、施設ですね、等で考えて対応をしていただかなければならないかなというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） ああ、そういうふうにご答弁がありましたけれども、町長。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、A E D だけじゃなくってですね、色々な、そういう緊急の場合に必要な対策、これは人の問題もありますし、機器の問題もあるわけですが、それは、あの、常時もう 100 パーセント、その万全な対策を求められても、これは中々できません。施設に置く、施設に置く物は、その施設を利用している時に、そこで、そういう事態が起きた時に、まああの、そういう対策ができる、対応ができるという事を、まずは考えて、例えば学校においても、学校の子も達が、そういう、そこに働く教師の方が、異常を起こした時に直ぐに対応できるようにという事で学校に設置するわけです。で、学校が休みの時には学校はいないわけですから、ですから公共施設も開いて、当然、通行したりされる方とか不特定多数の方が使えればいいわけですが、しかし、この A E D の管理もきちっとしておかないとですね、これもまた、その時に使えないわけですから、そこまでね、閉まっている時に、じゃあ、そこを使うのどうしたらいいかというようなご質問頂いても、それは常識の中で考えていただかなければしょうがないと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 折角設置した物をですね、やはり有効に効果があるように有効に使うためにですね、考えるという事は、それは大切な問題で、常識の範囲というような、そのね、答弁っておかしいんじゃないんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、それは常識だと思うんですよ。

どこにでも使えるようにと言って、じゃあ、外にですね、建物の外に、そのまま放置、置いておけばいいという問題ではないと思うんですよね。それは、やっぱり建物の施設の1つの備品として、きちっと管理をしていくという事の中でね、当然、そこは、その設置したAEDが、まあそういう施設が利用されている方が必要な時に、直ぐに使える、確実に使えるという事を、そういう形を取っていかなきゃいけないわけですから、だから、そういうカ所を少しでも増やしていくという事を言っているわけですから。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 箱の中に入れて、それを使えない状態。そういうような事で、このAEDの設置の意味というのは、私はないと思うんです。やはり、いざという時に、使える状態を、やっぱり考えていかないといけない。そう思いますけどどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 箱の中に入れて使えないようにしているわけではないじゃないですか。ちゃんと使えるようにしているわけじゃないですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） で、あの、学校に設置新年度されるわけなんですけれども、やっぱり子ども達のスポーツのチームとかですね、練習に行くわけですから、そういった時に使えるような状態で設置をお願いできませんか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） あの、1つは、先程来出ておりますが、学校の子供達が登校し、下校する、この範疇を、まず第一に考えております。それと、まあ中学校の場合でありましたら、スポーツ大会等々があります。それにつきましては、上月のホタルドームであれば、ホタルドームにありますし、また、ちょっと南光の若あゆの方は、ちょっと確認していないんですけれども、なければ、そこへ一番近くの学校の物を持っていくとか、そういう対応はですね、今後考えて行きたいと思っています。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 最後に、その不登校の子ども達への適応教室の件なんですけれども、不登校の子どもを持つ親、ほとんどがそうなんですけれども、心配すれば心配するほ

どですね、真面目に考えれば考えるほど、自分を責めたり、また、その夫を責めたりですね、どうしてこう事になってしまったんだという事で、非常に重い心のね負担を母親は持っています。で、そういう事で、今、国を挙げてですね、国を挙げて不登校問題何とかしようという事で、取組みがあるんですけども、その不登校について、かつてはね、社会は、その子どもが怠けているとか、それから、その子ども自身やね、親の育て方に問題があるというような見方が非常に強かったと思うんです。で、そういう点で、まあいくらかは、誰でも、そういうような状態になるというような理解も少しずつはされているようですけども、まだまだ、やっぱり非常に親としてはね、辛い毎日を送っているというのが現実ですね。で、その点で、この適応教室を、これから運営していくに当たりまして、教育長が、長年の願いがね実現したというご答弁いただきましたけれども、この不登校についての教育長の見解、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 吉井議員がおっしゃいましたように、本当に、本人はもとより保護者、お母さん、お父さん、それからおじいちゃん、おばあちゃん、それから兄弟、皆苦しい思いをしている事は、また、そういう現場を私も何回か見ております。2学期に入って、9月1日登校した突如として2日から学校へ来なかった、これも2、3年前に私も経験しております。その中でですね、その親は、やっぱりお父さんお母さん夫婦ですね、一生懸命考えて頂いて、で、中学校へ上がって1年、2年、本当にこう元気で生活して来た。何が原因なのか。それを本当に残り半年程でしたけれども、結果は分からなかった。けども、その子どもは今まで何一つ親に迷惑をかけんと自分でスクスクと育てて来た。いい子だと一生懸命やってくれるという思いが家族にはあったわけですよ。しかし、何かそこで足りない物があつたのではないかな。つまり、子どもが1人一生懸命やってくれるから手がかからなんだ。その事を親御さんは反省していただきました。中学校卒業してから、今、正に一生懸命生活をしているようですけれども、本当に、いつ、どこで、こういう登校しない子どもが出てくるか、これは本当に分かりません。しかし、そういう深い深い、また苦しい思いを持つお父さんお母さん、このお父さんお母さんの横のつながりも、この適応教室をする事によってできるのではないかな。そういう可能性を、私は、期待しているところです。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。残り4分になりました。

20番（吉井秀美君） 私も、この適応教室を、まあ開設することについてですね、まあ、あの、遅かったんですけどもね、もっと早くという要求はしてございましたけれども、本当に、その体験者同士と言いますか、その保護者がですね、話して気分を軽くすることができるような、そして子ども達がね、安心できる場となる事を期待して質問を終わらせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） ポケベル、携帯のスイッチ切っとくように言ってください。

議長（西岡 正君） 携帯をお持ちの方につきましては、マナーモードにするか電源をお切りいただきたいと思います。

吉井秀美君の発言は終わりました。

続いて、1番、石堂 基君の質問を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番、石堂です。私の方からは、1点だけ大きな項目で産業廃棄物処理施設問題について一般質問をさせていただきます。

産廃施設、才金ファーム問題については、昨年の問題発覚以来、地元幕山自治会を中心とした関係住民の反対意思や先般行われた臨時議会で採択された決議に示されるように計画の撤廃と問題の早期解決が町当局に求められていることは明らかであります。そこで、次の項目について伺います。

1点目、才金ファーム問題解決に向けての現在の状況について伺いたい。

2点目、今回の問題発生について、行政としての問題がなかったのかお伺いしたい。

3点目、早期問題解決に向けて、今後の町長の姿勢をお伺いしたい。

以上、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。

昨日の片山議員や山本議員からのご質問にお答えをさせて頂いておりますので、付け加えて言うことは、あまりありませんけれども、それぞれ重複しますけれども、答弁をさせていただきます。

ただ、ご質問のですね、今の中にですね、昨年に問題が発覚をして以来というふうに質問を受けております。まあ、あの、発覚ということはですね、非常に何か悪い事をして、隠してて、それが分かったと、そう意味が普通はとります。石堂議員も当然、この計画については、議会報告等もおられましたし、それぞれ一昨年からご存知な計画でありました。そういう意味で発覚したというようなですね、まあ、言い方をされるということになりますと、また問題が非常に難しい、ややこしくなってきました。当然、この事業について、法的に色々と手続き的にもですね、違法な事業として行われているわけではありませんし、才金集落が当初から取組まれた問題、形も、才金としても、色々と考えられて、こう、この計画を町の方にもお話があったということです。まあ、ただ今現在ですね、地域の皆さん方、今、お話のように、色々と心配もされ反対の意思表示をされ議会においても、地域の皆さんの請願を採択をされたという事実、この事は、十分に私も重く受け止めてですね、対応をさせて頂いているつもりであります。解決に向けての取組みについてでございますが、まあ、何度もお話をさせて頂いておりますけれども、まず、この問題の直接の当事者であります才金の集落の皆さん、そして才金ファーム藤井社長とですね、やっぱり誠意を持って話し合っていることの中でですね、そういう話し合いの中で地域の皆さんの思い、現在の状況というものを訴えて、それぞれに理解をしていただく努力というものが必要であろうというふうに思っております。まあ、そのためにですね、現在も才金集落の皆さん、

役員の方、とても、私も何度も話し合いをさせて頂いておりますし、幕山自治会におきましても、才金住民の皆さんとの話し合いも行っていただき、私といたしましても、そういう話し合いの場をつくらして頂いております。また、才金ファームの代表者であります藤井さんとも何度も会ってお話をさせて頂いて何とか、こういう今、地域の状況を訴えてですね、地域の皆さん方が心配をされ、また地域自体が混乱している状況の中でですね、この計画の見直しをして欲しいというお願いもしているわけでありまして。まあ、そういう話の中でですね、会社として一番、やはり拘っておられると言いますか、問題にされていましてのは、この計画のされています施設の、やっぱり評価、施設計画そのものですね、会社としては正しく理解をしてもらえていないと、そういう思いと、その反対をされている理由としてですね、この計画に問題があり、また将来なり地域にですね、危険を及ぼす恐れがあるから中止をして欲しいと、止めろと言われることは理解が、了解ができないと、そういうことを認めればですね、認めることは、当然企業としての今後の企業生命にもかかわる問題であるということ強く主張されております。まあ、話し合いのですね、やはり当然前提として、例えば水道水源等の審議においてもですね、適切なこの施設の判断をして欲しいと、そういう中でね、認めるところを認めてもらう中で適切な判断をしていただく中で、当然、特に才金集落の皆さん方が、この計画を中止して欲しいという住民の思い、そういうことが多くあれば、それはやはり地域の皆さんの思いとして会社としてもですね、一切耳を貸さないとか聞かないということではないと、これはやはり、当然、そこは考え、話し合いは応じますということでありまして。まあ、私は、そういう会社なり考え方というのは、やはりお互いにですね、対等な立場で誠意を持って話をして解決をして行くという立場の中でね、当然な、やっぱり会社としての立場というのを思いだと思ひますし、それは認めるところは認めていかなきゃいけないと。そうしないと、やっぱり話し合いにはならないという思いもしております。そういうことで、私自身は、地域の皆さん方の現在の状況、思い、そういうものは当然大切にしながら、また法令順守という町の立場というところは、やっぱり当然法令順守の中でですね、解決をするために努力をしたいというふうに考えております。

次に、行政としての問題がなかったかという質問でございますが、県条例に基づく事業計画書、周知計画書及び関係住民への公告縦覧ということを行っております。その範囲について、色々問題視されておりますけれども、手続き上は、法令に順守に沿って手続きを行ったものということでありまして。また私からの諮問といたしまして、水道水源の保護審議会においても、委員の皆さんの、それぞれのご見識、良識に委ね、より慎重な審議を頂いているところであります。

今後の、町長としての取組みの姿勢ということでありましてけれども、先程、解決に向けた、私も取組みの方法についての考え方をお話をさせて頂きましたので、今、先程お話しをさせて頂きましたとおりでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） まさか冒頭から、その、この一般質問の通知に書いてある問題発覚という表現に絡まれるとは思いませんでした。ちょっと、私聞き方間違えたんかも分からんけども、議員も、このことはよくご存知で、それを認めて来たんだから、こういう表現はおかしいだろうというふうに聞こえたんですけども、あまり、こういうところで時間取

りたくないんですが、私自身は、これまで昨年からでしたら9月、12月、6月の一般質問ですね、それぞれ、この才金ファームの問題についてさして頂いております。で、と言いますのも、ああ、6月はやってなかったかな。9月、12月ですね。

議員の立場で、この計画を十分に説明を聞いたというかは、あくまで7月です。で、それ以前に、その1年前ですね、町長が社長とか地元の才金の自治会長らと岡山の、あの工場を見て帰られた後の、多分、9月の連絡会だったと思うんですけども、その時に、こういう話が才金であって、私も工場を見て来た。水も出さない、臭いが出さない非常にいい施設なんで、またそういう計画が進められますという報告は聞いた記憶があります。まあ、そうした中で、色んな手続きが進んで行って、蓋を開けてみたら、もう既に許可が出る寸前だったということで、私の頭の中では問題が発覚したわけなんで、それはお互いに解釈の違いなんで、とりあえず言い訳だけしときます。で、ですね、再質問ということなんで、一応項目に挙げております順番でいきたいんですけども、もう少し具体的なご回答いただけるかなと思ったんです。と言いますのも、この間、去年の10月の説明会以降、幕山の自治会を中心として当然、町長も、その要請に応える形で協議の方、解決に向けての協議の方に入って頂いております。それが、ずっと時間的な経過の中で、この直近で言えば、2月26日までの経過に来ております。具体的に再度お伺いしますけども、幕山の自治会との協議の経過の中で詰めてきて、やっと才金の山林役員4名、自治会の役員何名でしたか、6名だったか7名。それから山林の所有者8名。まあ、ここに集約した形で町の方が要請文書を出してやっと、町長、それから自治会、それから、この才金の役員、協議の場が持たれたということで聞いております。まず、その2月の26日の協議の結果の内容ですね、それとまあ、その中で、受けられた町長の印象、これについて再度お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、そういう色々な立場がお互いにあります。そういう中で、お話をお互いにさして頂いておりますのでね、その内容を、一々色々こうでした、こういうことでしたということで、私の口から言いますと、それぞれ言われた方のニュアンスも違うか分かりませんし、まあ、今後まだまだ解決してないわけで、これから最終的に、そういう方向に向けて、解決の方向に向けてですね、協議をしていかなければなりません。ですから、私は、まあ、あまり、その、これ私が今答弁させて、最初に答弁させていただいた以上にですね、この状況、これまでのお互いの言ったこと、言われたことということについて、こうあまり深くと言いますか、これ以上詳しくお話することは、かえって、また問題が起きる可能性もあるということで、あまり答弁については、ある程度の段階で差し控えさせていただきたいなという思いもあります。で、まあ受けた印象といたしましては、当然、才金の特に役員の皆さんと、幕山集落の自治会の皆さんと、まず、一度まあ、きちっとした形で話をさせていただかないとですね、どうしてもお互いに遠くから、直接顔を合わさずにですね、まあ、話を反対というような意味だけで、声が大きくなってても、これ直接、やっぱり当事者である才金集落の皆さん方が、それをどのように受け止められるか、それがかえってですね、多くの人の皆の圧力によって抑えつけられるんじゃないかというような反発も招くんではないかという、そういう危惧もいたしましたから、皆さんと一緒に話をしてくださいという、皆で、やっぱり立場、それぞれの思いを、やっぱりきちっと伝えてくださいということで、話し合いをさせていただいたところです。ですから、才金の集落からの役員さんとしては、これはまあ、才金としては、今まで集落内で協議をして、その皆さんの総意を、合意を持ってですね、この計画について、一応進めたいということで、それを受けて役員の皆さんは、役員の責任として、契約、覚書にも同意をして

ですね、進めていると。ですから、才金の方からですね、その計画について間違っていたということは、当然言えないし、役員としても、今の段階で役員個人、役員としての立場で、これを計画を中止するとか白紙に戻すということとは言えないと。まあ、ただ、やはり個人的にそれぞれについてはですね、今のような地域内です、これが地域間の紛争、そういう混乱のもとになっているというようなことは、非常に残念であり、もうこれはお互いに、これは困ると、だからこの解消をしなければいけないという思いは、皆さん持って頂いているというふうに思っております。当然、幕山集落の自治会全体としては、この計画を何とか撤回して欲しいと。これはあくまでも、やはりお願いであり、才金集落が、そういう願いを受け入れてですね、この計画についての、まず撤退を、撤回をして欲しいというお話でした。ただ、まあ、それに対しては、今言うような才金は才金としての、今の立場というんについては、どうしても才金としての立場というのも、やっぱり役員としては堅持しなければいけないということで、中々合意には至りません。まあ、ただ、1つは具体的な話、形としては、それに対して、もし才金が、集落が、その契約等覚書等をですね、白紙に戻すということになれば、それに対しての事業者と間の関係、契約において大きな、また何か負担がかかってくる、当然まあ、いわゆる損害が発生してくる、そういう問題についてね、当然、心配をされている。これは、まあ、当然のことだと思いますけれども、それに対して、才金だけが、それを負うということについては、これは才金としても、才金住民としてね、これは中々認められないし、特に役員としては、やっぱり、一番そこを心配されているのではないかというふうに、そういうふう感じております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） まあ、あの実際には、ある程度密な話ができたのかなというふうな推察をします。特に、地元の役員の方から個別具体的に、そうした損害賠償に対する疑問が出て来ております。これについては、従来、私達もそうなんですけれども、業者の方から出ているもの、あるいは起り得るであろう、そういうようなもの、専門家の、こう、ほんまに専門的な意見ですね。実際、業者から、どういうふうな内容で積算された金額でどうなるんやというようなことも詰めて話していかないと、中々最終段階での理解というのはいかないんかなと思います。まあ、内容は別にしまして、これは才金の集落役員との集中的な協議、自治会も交えてですけれども、これは引続き、当然、行われるというふうに自治会の方は何名の方にお伺いしたら理解をされておりますし、才金の集落役員の方に聞いても、また再度、町の方から要請があって、そういう協議の場が持たれるというふうに思っているというふうにお聞きしたんですけれども、そういうふうな方向でよろしいですね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） もう当然ですね、そういう話し合いをですね、やはりこう継続的に、どんどん詰めていかないとですね、話し合いの中で解決をしていかないと、この問題は、最終的に解決をしないということです。まあ、あの、やはり、私は、前から、この解決の方法として才金集落の皆さんがですね、一旦この計画を今の状況を見てですね、計画の中止を考えていただくと、そういう処置をとっていただくと、そこに色々な問題が発生することについては、これは、当然、才金だけの責任でしてくれという話では、やっぱり才金も難しいだろうと。そういう点についてですね、やはり、幕山地域全体、集落全体として

もですね、地域としても、一緒にやっぱし、これを考えて、町としても、それを一緒に、その問題解決について一緒に話し合っていくという、そういう形を取らないと話が進まないんじゃないかということです。そういう話をですね、やっぱし、これから町としても、才金の皆さん方の、まず思いを、そういうことで、まとめていただくと同時に、後の対策についてもですね、一緒に考えていくということでの協議、話し合いを進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 分かりました。引続き、速やかに町の方から、また呼び掛けをして頂いて、そういう協議の場が持たれるのを才金の集落の方、あるいは自治会長らも待たれていると思いますので、是非、そういう機会を速やかに設けていただきたいと思います。次に、2つ目なんですけども、今回の問題発生について行政として問題はなかったかということで問題、問題というふうに言っておりますので、また抵抗があるかも分らないのですが、私も、この間色々発言をさせていただいた内容の中に、個別具体的に手続きの確認とか、そういうものを実際この場で確認をさして頂いてないところがありますので、そのあたりを検証したいという思いがあります。ちょっと、町長の方の回答になるのか、担当者の方、できれば事務的な部分も含めて質問したいと思いますので、担当者の方でご回答いただければなと思います。まず、水道水源の方の関係でお伺いをしたいんですけども、この水道水源保護条例に基づく協議ですね、事業者からの、この事業者からの協議については、これはいつありましたか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、あの、協議につきましては5月、暫くお待ちください。5月の上旬だったかなと、ちょっとはっきりした日にち覚えておりませんが。

〔石堂君「結構です」と呼ぶ〕

水道課長（西田建一君） 3月の中で事業者の方が才金集落に対して事業計画、それから周知計画、そういう物の説明され、公告縦覧受けて、私の方にその結果の報告をいただいたと。多分、5月のぐらいだったかなというふうに、上旬だったかなというふうに理解しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 当然、この審議会が招集されたわけですから、それ以前に協議があったということで、5月の上旬だったろうというふうに思います。で、ですね、協議が持たれるというのは、当然審議会の開催と共に、この条例の方で明記をされとんですけども、事前に町長に協議をするとともに、ああこれ水道水源保護条例の中の7条ですね、事業者の方は町長に協議をするとともに、関係住民に対して説明会の開催、その他、必要な

措置を取らなければならないというふうになっております。この水道水源保護条例第7条に基づく関係住民に対する説明会ですね、この措置、この説明会というのは、いつ行われてますか。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） 説明会等につきましては、先程申し上げましたように、ちょっと書類を見よんですけれども、ちょっと、今のところ状況分かりませんが、3月の中旬、下旬ぐらいにされたのではないかなという記憶をいたしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） すいません、あの、条例に基づく協議というのが初めて5月の中旬に上がってきて、3月に説明会というのは、それは、ちょっと、それ3月に行われたというのは、県の紛争条例の関係の説明会でしょ。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） はい、私の方は、この水道水源保護条例に基づくですね、事前協議につきましては、まあ、先程おっしゃられてますように、県の紛争予防条例に基づく、そういうものに準拠した中で、周知計画、事業計画、そういうものを作って頂いて、それに対して、あらかじめ町長に協議するという条例の中で定めておる項目につきましてはの措置をやりましたよという公告に基づいて受付けし、町長の方からですね、審議会の意見を聞くということで、諮問を受けですね、今現在協議をしておるということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） この町の条例を単純に理解すると、協議が行われてから説明会、当然、その保護条例7条に基づく関係住民に対する説明会が行われるべきやというふうに、解釈当然できるし、通常、通例、法なり条例っていうのは、それぞれに、その説明会を必要やというふうに書いておれば、その条例、法令に基づく説明会というのは、おのあの行われてしかるべきやと思うんですけれども、それを、準拠する、要は、県の防止条例に基づく説明会を準用するというような根拠というのは、どこにあるんですか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） その根拠的なものはございませんけれども、そういう条件の中で、この水道水源保護条例の中で、事前協議及び措置というものを第7条に規定をさせて頂いております。で、まあ、そういう物をあらかじめ私の方に協議はなされております。で、そういった物に、協議を出て、協議をして頂いて、それを事前に協議は、私の方は受けております。で、それに基づきまして、関係住民に対してですね、説明をしてくださいよ。

事業計画の周知をしてくださいよ。同意も、そういう公告縦覧してですね、反対意見等がなかったですというような報告を受けて、審議会に諮問を受けておるといふ状況です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） あの、ちょっと言葉遊びになりよと思うんですけどもね、課長、これあの、今、回答された内容、文言、全て綺麗にね、これあの、県の紛争予防条例で県がやることなんです。県の意向調査を受けて、町がやることなんですけれども、それは住民課長が3月、ああ、ごめんなさい。1月から3月にかけてやられていることなんですよ。今、担当課長にお伺いしているのは、町の水源、水道水源保護条例に基づく協議、あるいは、その説明会がという話をしているんですから、今、そのまま課長認識されとんやったら、それは住民課長がやられたことと全く一緒なんですよね。周知やとか説明会やとか協議やとか、それから公告やとかいうのは。だから、それは、ちょっと回答の中、また考え直していただかんとあかんと思うんですけども。要は、水道水源保護条例に基づく十分な説明会と言うのは行われていないんですよ。結果的には。準用されてるといふふうにおっしゃられたんで、それを、そのまま理解すれば。でね、僕は、この件については、多分、鍋島議員も、この一般質問だったか、議員連絡会の中で言われたと思うんですけども、水道水源保護条例というものの認識が非常に甘いと思うんです。これは、担当課長だけじゃなしに、これ町長にも多分、そういう事は、耳に入っていると思いますけども。なぜ、この水道水源の保護条例が、この佐用町には、元々は上月町なんですけどね。に、できたかという、その条例ができた背景とかというのの認識をね、しっかりして頂いて、その条例を運用してください。今、おっしゃられたように、説明会にしても周知範囲にしても、縦覧公告にしても同意にしても、それと同じことするんやったら、こんな条例いらんのですよ。元々。なぜ、この条例ができたかというのは、掻い摘んで言えば、今回のような経緯の場合に、県がやむなく、町がやむなく意見書を出して通ったやつを、せめて流域全体の人間、せめてじゃない、ごめんなさい失礼しました。訂正します。流域全体の住民を代表する自治会長らが入って、それを問題を協議して、問題があれば止めるための条例なんですよ。これは。この間、この才金ファームの件でも、1、2回出てきました。この才金地域という所で20数年前中国環境問題というものがありません。その後にも、上月町内には、そういう産廃誘致の話があり、ある一部の権利者が独断先行して話を進めようとした経緯があり、それを中断させるための、言わば産業廃棄物処理施設を無謀な形で受け入れない、無謀な形でやってくる、そういう施設を受け入れないための最後のとりでが、この水道水源の保護条例なんです。ここに並んでいらっやる管理職の方の中にも、上月町出身の方いらっやいます。この中で、多分、この条例の設立にかかわった方もいらっやると思います。なぜ、この条例ができて、これが、どれ程今回の問題で大きな位置を占めてるかというのを、再度確認を是非していただきたいと思います。それを確認して、その条例の趣旨に則って審議会を運営していく、これこそが、まさにコンプライアンス、法令順守であり行政職員に則る立場だと私は思います。

次に、審議会の方については、若干、まだ確認をしたいこともありますけれども、県の紛争予防条例に基づく手続きの関係、この手続き関係について、少しまた確認をさせていただきたいんですが、先程言いましたように、こうした地方に、そういう産業廃棄物処理施設、これは都市部でも一緒ですけども、嫌悪施設とされる産廃施設、これが進出を計画した場合、それを厳正に的確に審査する非常に大事なポイントとして、これまあ県の紛争

予防条例があります。で、それに基づく手続きというのは、非常にこれ大切なという事は、これは皆さんも承知のことだと思います。で、その中で、今回町の方がされている県に対する意見書ですね、これについて、少し確認をしたいんですけども。まず、関係地域を才金の1集落に限定したということ、これについては今年の他の議員の方の一般質問にもありましたので、再度はむしかえしません。ただ、この意見書の中でですね、紛争予防条例の中で、大きくは3つポイントがあると思うんですね。

1つは、この事業計画について。それから、要は、その計画を周知して地元の住民の同意を取るということ。それと、もう1つは、生活環境保全上の問題ということで、要は地域計画なんかとの整合性、その中で問題がありませんかということ。それともう1点ありましたね。事業者の業務遂行能力及び資質。地元の住民への周知と事業者の遂行能力、資質。それから地域計画上の問題、この3点について最終的に町が県に対して意見書を返す、回答を返すようになっていると思うんです。で、この3点を少し確認をさせていただきたいんですが、それぞれに意見なしということで、平成19年5月の11日ですね、町長名で県民局長に対して、今申し上げました3点について意見はありません、意見はありません、意見はありませんというふうに出しております。で、私ちょっと、具体的なね、項目申し上げますので、それぞれの根拠をね、例えば、こういう決済とってますとか、こういう物がありますとかということで、根拠を明確にさせていただきたいんですは。

まず、1点目はね、地元住民への周知。これについて、当然周知、同意という形になるんですけども、これについて意見ありません、要は問題なしですというふうにした根拠ですね。例えば何月何日、才金の、まあ何月何日までにはいいですは。自治会長から、こういう書面をもらってるよとか、同意がとれたよとか、周知がとれたよということももらってるよとか、あるいは、それを町が確認した大まかな日付ですね。

それと、もう1つ2点目は、事業者の能力及び資質、これについての、どういうふうな調査をして、これが確認できたかという根拠ですね。それから3点目、地域計画上の問題についてありませんというふうにされておりますけれども、それについても、こういうふうなことについて、例えば、他法令とか地域計画、総合計画の中でこうですとかいうようなことで、まあ、それについては問題ありませんという根拠ですね、それぞれ、この3点について、住民課長の方になりますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 周知計画につきましてはですね、県民局の方から、こういう形で業者から周知するという書類が出ているということで、その内容を検討しましたところ、才金集落の各戸に配布し、また隣接、土地の隣接ですね、これらについても郵送で連絡するというものでありましたので、特に、それは問題ないだろうということで意見なしということで回答しております。それから、ちょっと順序逆になるかも分かりませんが、地域計画等の整合性に関することにつきましてもですね、その時点では、地元集落が既に了解して誘致に積極的な姿勢であるということで、その点については問題ないと。それから、業務の遂行能力ですけども、これはですね、一番最初視察に行きました時には、私、ちょっと現物見ておりませんが、町長と担当者ですね、うちの参事も行きましたけれども、あの施設を見る限り大丈夫であろうということで聞いておりますので、その点については問題ないというふうにご回答しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 非常に手薄い根拠ですね。ええっ、説明会の開催通知を集落内と隣接に出したから問題なし。視察については、町長が見て大丈夫やと言うたから問題なし。地域計画上は、才金が言うてきとうから問題なし。言葉悪いかも分かんけども、端的に言うたらそういうふうには私には聞こえたんです。じゃあ、何点か再確認をさせていただきますけども、ええっと、業者の、その遂行能力、それから資質ですね、これについて、これまでの話の中で、町長が非常に将来的な経営主体もはっきりしているというようなことを話をされているんですけども、ええっと、水道水源の関係か、どっちだったか、ちょっと思い出せないんですけども、これ、あの、資金能力なんかの確認をされてますよね。どちらかが。住民課長か水道課長が。されてますかね。その内容について、ちょっと確認された内容をお願いします。

水道課長（西田建一君） ただ今の質問の前に、ちょっとあの、才金ファームからの措置結果の日にちのお尋ねがございました。平成 19 年 5 月 14 日付けで才金ファームの方から条例に基づく措置の実施結果報告を頂いております。それから、ただ今の資金の状況でございますけれども、これにつきましては、議員連絡会でしたか、厚生常任委員会、ちょっと忘れましてけれども報告をさせて頂いておりますが、今回の資金計画につきましてはですね、具体的にどうかという、その金額まではお聞きしておりませんが、姫路の本店にございます播州信用金庫、そちらの方に対して今回の事業計画に基づいての資金融資を申し込んでおるといふ状況をお聞きしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 当然、その融資決定とか融資確認取られているということですよ。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） あの、昨年来、何回かですね、本店の方にお電話におきまして、融資担当の次長なり課長さんのお話を聞いておりますけれども、まだ最終的な決定をしてないと。現地等を見させていただいた中で、私どもが行っております、そういう審議会の状況、結果等を踏まえながらですね、最終的には決定したいということで、今現在につきましては、まだ資金融資を決定したということはお聞きしておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） じゃあ、ちょっと 3 点目の地域計画上の問題で再確認をしたいんですけども、これ、あの、特にあの地域になりますと、非常に保安林が多くあります。で、保安林、当然のことながら保安林というものは確認をされておると思いますが、その再確認と。もう 1 点、あの、県の条例で、上福原佐用線ですね、あれから北っていうのは、急傾斜地の関係で、宅地造成、ようは造成規制区域になっていると思うんですが、そのへ

んは十分に確認をされてますね。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（山口良一君） まあ、保安林かどうかということなんですけれども、あの名目は山林にあたります。それから、宅地造成の件につきましては、確認はしておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 保安林かどうか確認してないということですか。

住民課長（山口良一君） 保安林ではありません。山林です。地目は。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） はい、分かりました。それで、その県の造成規制関係の方は、確認をされてないということですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう事は、当然、もし、そこがね、規制区域であれば規制区域なりの設計で、事業、工事をするということになりますし、町が確認しておくべきことではない。業者が、これは起業者が確認すべきことですから。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 当然、それらも確認をして業者に対して指導をするというのが、これは事前協議の段階で求められていることですよ。で、業者が地元に対する周知説明なんかについても十分でなかったら町が、それを指導するわけですから、非常に何言うんですかね、内容的に確認、調べてないというの自身が、非常に私自身は納得がいかなのんなんですけれども、後まあ、地域計画上で言えば、私、先程の質問でも申し上げましたけれども、ようは、その町の総合計画の中で、特に問題になるところはありませんでしたか。

議長（西岡 正君） はい、山口課長。

住民課長（山口良一君） 特に問題になるところはなかったというふうに認識しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 分かりました。じゃあ、さかのぼって地元住民への周知、この事について、まあ、地元の方にも説明会の案内文書は出されているし開催されたんで、これ開催というのは、多分3月だったと思うんですけども、まあ、これが意見なしの根拠やというふうに先程住民課長が説明をされました。

で、町長の方にお伺いをしたいんですけども、まあ、昨年この問題が審議会あるいは議員連絡会等で発覚して以来というよりも、その発覚直後ですね、町長は、多くの議員、あるいは審議会の中の意見でも出たように、才金の地元の住民の中で、今、十分意見調整ができてない反対者も多いやないかという、そういうふうな意見を聞いて、7月に町長は、才金の集落に行って、2, 3の才金の集落の住民の方から状況を聞かれていると思うんですね。で、当然、その状況を聞いた中で、これもあの、これまで連絡協議会等で鍋島議員が公表されてますけども、才金の集落の中で意見もまだ言えない人もあり、計画反対の人もあると。十分な同意がとれてないことが。これ、ちょっとね、この同意っていうのが、ちょっと不確実なんですけれども、十分に周知されていないことが分かったというふうに、これ連絡会の中で、町長発言をされています。まあ、発言するしないは別にして、要は、そういう実態を町長目の当たりにされているんですね。7月、才金の住民、何人かにお話を聞かれてね、で、再度才金の集落に集落の中の合意形成をとってくださいよという事で言われて、8月の8日に初めてこれ才金で臨時総会という名前かどうか分らんのですけれども、初めて、その中で、多数決をとられて集落決定をされたという経過だと思うんですけども、それでよろしいですか町長。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この件は、鍋島議員からですね、議員さんが集落の方と話されて中に反対をされている人がいるじゃないかということで、じゃあ、そういう状況を町長はどうみるかということで、私が、ほならもう一度確認をしますと、その前提として、才金集落におきましては、まあ、集落の中で、同意を皆さんが、同意を得ているんだということでの自治会長からのね、お話があった上で、そのことを、私は、そのとおり受け取ってありましたから、ですから、まあそういうことであればね、やっぱり、まず才金集落の中の状況を、まあもう一度私の確認をさせていただきますということだったと思います。で、その時には、やっぱり、才金集落が皆確認を同意がきちっとできればね、それはそれでいいじゃないかというような考え方ではなかったかと思うわけです。で、実際に話を聞きますと、まあ何人かの方は、反対をされているという話でした。しかし、それがね、集落の決定としては、私は手続き的に、私は、その集落のやり方だと思います。全員じゃなくても、多数決で決定しておれば、それは当然決定だったんでしょうけどもね、でも、やはり、こういう問題について、当初に、そういう全員の方のきちっと、もう一度確認をしてくださいということで、今、言われるように8月の4日に再度総会を開かれたということです。これは、私も、その同意がとれてないんじゃないかと、周知が、きちっとされて集落としての意思決定をもう一度再確認をしてくださいということの中で、その中で、後の報告では、何名かの方が、その異議をいわれたけれども、集落全体としての総意で決定をしたと、確認をしたということをお聞きをしたということです。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） あの、まあ、後付になりますのでね、明確な言葉なんかっていうのは、中々残らないんですけども、実際に町長が、この6月、7月日付は定かじゃないんですけども、行かれて話しをされた才金の住人の方ですね、町長には、「さいなもん」これは口調は、ほとんどあってると思うんですけど、「そないなもん、才金の中で、お前、部落で、決めたことなんか、まだあれへんど」と言うといちゃったと。これは、町長に比較的親しい方ですから、また後で確認をとっていただいたらいいんですけど。要は、才金の中で十分な周知をされていない、合意形成というのが形になっていないというのを、その時点では確認をされていると思うし、実際されてなかったんですね。現に8月の僕ちょっと8日と言いよったんですけども、これ4日ですかね。4日ですか。

町長（庵途典章君） そうです。

1 番（石堂 基君） 8月の4日に臨時総会を持たれて、その場で委任状なんかも集めて賛否をとって、反対者少数で計画容認という部落の機関決定が初めてできた日は、この8月の8日なんですね。紛れもなく。ですから、7月の22日段階で山林所有者8名の内、1名、まだそういう合意形成が取られていないから、判を打たないというふうにして言われてた方が、8月4日以降、まあしぶしぶかどうか分かりませんが判を打って、この覚書書自身が成立をしたという、これあの、物的な流れもありますのでね。で、まあ、そうした事は、これまでの中でも、ある意程度言わしていただいたことだと思うんですけども、要は何が言いたいかという、今、住民課長の答弁、あるいは、その町長が再確認に行き、まだ不備な所があって、実際には8月の4日に最終的な合意がとれたというふうな事を一つひとつ積み上げますと、産廃施設計画を町が容認すると言うんですか、認めるか認めないかという非常に重要な線引きの、この県の紛争予防条例に基づく意見書の取扱い、それから、町の水道水源保護審議会での取扱い、取扱いどころか、その条例、審議会運用の認識ですね、これらについて、非常に何か矛盾があると言うんか、不自然なと言うんか、不備なと言うんか、個人的な感想ですけども、この紛争予防条例の中で、高々3つですよ。大きな項目で県が地元の住民の、あるいは地元の地域の中で、この計画は問題ありませんか、町に、佐用町さん、しっかりと確認をしてください。3つ地元住民の周知。要は同意ですね。これについて大丈夫ですか。住民課長、3月の段階で、ああ、ごめんなさい、5月か、5月の段階で意見ありません。その根拠はと、説明会が行われたから、実態的に8月の8日に初めて集落の合意形成、要は周知同意が取れたんですよ。それ以前にさかのぼると、3ヵ月前に、もう既に問題なしに意見書が出とんですよ。1つは。

それと、もう1点、事業者の業務遂行能力、資質、これについて能力ということになれば、具体的にどういうふうな確認方法があるのかということ、色々議論があるところだと思うんで、ただ、しいて資金関係だけで言えば、まだ確認がとれていない。実際はそうですよ。全額融資ということになれば、概ね法的な手続きが解除しないと金融機関はやらないと思うんで、それが現実かと思えます。ただ、そこでも、能力自身の確認というのはとれていない。これ、あの施設のね、機能がいいとか悪いとかいうて話は別ですよ。

で、その中で、もう1点、資質ですね、これについて、私、色々、この間、業者の説明も聞き、あるいは出ている資料なんかについて、やっぱり非常にこう不信を持つんですね。例えば、これ何の時期だったか知らんけども、業者から出ている資料、議会でもら

った資料だったかな、住民説明会の時だったか分らんのですけども、数少ない資料の中に、既に許可取得済みと書いてみたり。これは、10月の4日の住民集会、住民説明会の中の確認もさせていただきました。もう既に許可は出ている、許可はとれていると発言はしたり。それから、問題施設として指摘をさせていただいた藤井さんがかかわっていた工場については、全く関係していませんって、明らかに嘘ですはな。で、その後、指摘したら、藤井さんは、いや、そのことについては、反省をしますというふうに認められましたけれども。ああいう言動を見て、町長や住民課長は、その資質っていうものを疑いませんか。僕は、疑います。それから、もう1点、経営、後の経営の形態ですね、これについては、町長、将来的にも、経営を、あの方がされるような認識でいらっしゃるのかなと思うんですけども、あの方、10月の説明会で言いましたよね。私は、許可を取る手法を知っているから、許可を取る。取ることが私の仕事ですと。いつまでも、この工場にいることはないというふうなニュアンスのことを言われたんです。これ、あの、今日傍聴に来られている自治会長らも確認をされておられますけれども、要はね、まあ、これは、その当日の発言ですから、これはもうどっちでもええんですけども、それまでの、あの方のかわりについて、私、6月の段階で、住民課長に調査をしてくださいと言いました。具体的な名前も出して。オーガニック、西日本オーガニック、それから皆さんが行かれたキョクトウという会社ですね。看板はフジ有機、キョクトウと2本立てですけども、これも一緒ですね。それから、今回の才金ファームもそうですけども。要は、オーガニックにしても西日本オーガニックにしても、キョクトウにしても、これ全て最初の代表者は藤井さんだと思うんですけども。で、許可を取って、施設運営を開始して、それを運営主体を、その出資経営主体、経営者ですね、その方に譲って変わるという、そういうやり方をされている。という事は、そういう事を、私、これまで提言もしながら調査もされているのかどうか、実際に住民課長の方から、その事について言って来ました、調査しました、あれ9月だったと思うんですけども。オーガニックを調査しました。いう事は、そんな事は、これまであなた方調査やってなかったんですよ。3月とか2月とか5月の段階で。これ紛争予防条例の3つの項目の内の1つですよ。業者の能力、資質、で、途中で、そんな事、僕らが調べて分かる範囲の事は、行政の方、行ったら直ぐ分かるはずですよ。やる気がなかっただけでしょ。全く持って調査が不十分しか言いようがないですよ。初めて問題になって、言って行って来ましたでしょ。行って来ただけども、あなた、その事を、実際に、それまでに行なった行政手続の中で、反映全くできないじゃないですか。9月に行って来たって。その前にもう既に意見ありませんいうて出しとんやから。実態は違いますやん。実態と言っても、これから将来先のことですからね、分らんのですけども。どうですか、町長。何か異論と言いますか、私おかしいこと言ってますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、手続きの中でですね、8月4日に初めて、その才金のんが確認ができて、それ以前で、全く、そのそういう周知とか、そういう事ができてなかったんだと、そういうふうに、それは、実態として言われておりますけども、実際に、周知計画の、この手続きとしてはですね、3月に、その説明会をされ、また公告縦覧を1カ月もされ、まあ、それに対しての意見書も出てない。もし、当然、そこに異議があり、反対があるのであれば、その時に、当然、集落の中でですね、そういう今、発言された方、反対という事で異議を申し立てられる方も、当然、そこで本当は出しとかなきゃいけないわけですね。だから、手続き的には、やっぱし、それはあくまでも、そのそれぞれの手続きを踏んだ上で、それで周知をしてあるという事で、当然、処理をします。これは、まあ、当時

としては、それは、当然、ひとつの行政として間違っただけではなかったというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君、後4分です。

1番（石堂 基君） 行政手続には、確かに間違っていないかも知らんけども、その内容について、非常に不十分であるというふうに理解をせざるを得ない。

で、町長は、今回の問題解決に向けて、最近、その当事者が会社と才金やというふうに言われます。確かに、土地の売買についての当事者は、才金ファームと才金集落です。しかし、この問題の原因は、どこにあるか。これは、先程から指摘させて頂いてるとおり、これまで行ってきた行政手続の不充分さ、あるいは審議会なんかの運用に見えるように、その本来条例が求める本旨、これを誤った理解の中で進められる、この手続き、これらについて、住民というのんが、行政に対して、今、この計画を進めてもらっては困るというふうに言っている。これは、10月4日以降、何も住民側からすれば、あるいは自治会長からすれば、変わらないスタンスです。その辺の認識は、少し変えていただかないと問題があるのではないかなというふうに思います。で、特に、昨日以来ですね、法的な手続きは間違っただけという事を盛んに繰り返されます。それは認めます。いついつまでにこれして、いついつまでにこれして、これには、この意見書をというのを認めます。ただ、その、ここに内容について調査あるいは審査、あるいは行政としての専門的な知識の中での判断。これについて非常に不明瞭な根拠に乏しいものやということを、私は、今回確認をしました。特に、再度言いますが、この産業廃棄物処理施設、こういう様な物の誘致に関して止める方法、それを許可するかしないかというのは、県が最終的な権限を持っています。ただ、それが地域の中で本当に受け入れられるのか、将来的にも、あなた達こういう施設が来て大丈夫ですかというふうに投げかけて、それに対する色々な客観的な情報とか、あるいは、こうなるであるかも知らない、あるいは、こうであろうというアドバイス、知識、これを与えて初めて地元の住民が、いやそれでもよしい、これうち受け入れましたと言うた時に、初めて、あなた方が出すのが、意見ありません。問題なしの意見書だと、私は思います。私が職員だったら。それをいとも簡単に、才金の集落の自治会長だけが、町長のところに行って、いや集落同意取れたから、説明会もやったから、それ以外の根拠ってありませんやん。これ全部。特に地域計画上の問題なんて言うたら、昨日も、どなたかの質問の中で、生涯学習の話し出ておりました。今、町の総合計画の中で地域づくりっていうのが、どれ程大きく扱われているんですか。その中で、こうした嫌悪施設である産廃施設、問題になるか、ならないか、皆の注目、関心事になるかならないか、考えたら分かるでしょ。それをもって自治会長らに説明しとってくださいね、同意とってくださいね。町長が言われたと言うんですけども、幕山の自治会長は、これまでの少なくとも平成18年か、12月までの企業の説明、森口さんの説明、これを受けても、報告でしか聞いとってないし、自分らも質問を返さうけども、その返事も返ってきてないって、まだ言われてますからね、全くもって不十分な説明の中で行われたということだけは申し上げておきます。時間がなくなりました、今度8日土曜日に住民説明会が再度持たれる予定になっているというふうに聞きました。その中で、住民の、また新たな思い、もしくは純粋な思いをストレートに聞いて、率直に聞いて、今後の問題解決に向けて努力をしていただくことをお願いをしておきたいと思っております。

終わります。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君の提案は終わりました。
ここで、昼食休憩に入りたいと思います。午後 1 時から再開をいたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて、5 番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔 5 番 笹田鈴香君 登壇 〕

5 番（笹田鈴香君） 失礼します。5 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。今回は、4 点の質問をさせていただきます。

まず、1 点目ですが、限界集落についてお伺いいたします。65 歳以上が 50 パーセントを越え、社会的共同生活の維持が困難になるとされる集落を限界集落と言いますが、昨年 1 月時点で神戸新聞に掲載されておりましたが、神戸新聞と兵庫県立大学の木村良夫教授の調査によりますと、兵庫県内には 236 集落あると言われております。佐用町でも高齢化率が大変上がっているわけですが、平均しますと約 30 パーセント強ということになっております。しかし、現在佐用町には 100 パーセントといった集落もあります。私も先日、近くにもあるので、時々はお話しておりますが、あまり行っていない所の限界集落と呼ばれる集落に伺いました。そして、何人かの方とお話することができましたが、そこで聞くと、ほとんどの方が自分のことができる間は、住み続けたいとおっしゃっていました。2 月の 28 日付の神戸新聞には、県は限界集落再生に向けた小規模集落元気作戦事業に乗り出すということが載っていましたが、市町を通じた募集に応じた集落には、集落元気アドバイザーを派遣するということですが、佐用町も応募してみたいかでしょうか。昨日の質問に町長は、佐用町としての取組みをいくつか上げて答弁をされておりましたが、京都府綾部市は、限界集落を対象にした全国的に見ても大変珍しい取組みをして、注目をされております。町長は、限界集落等について、町長を囲む会などで集落の統合ということをおっしゃっていましたが、もっともっと深く検討すべき課題ではないでしょうか。町長の見解をお尋ねいたします。

、現状をどのように把握されておりますか。旧町ごとに示してください。

、安否確認という点で定期的に見守る必要があり、体制を検討すべきと思いますが、今後の方針をお伺いします。

、2000 年 3 月まで実施しておりました保健師の老人訪問がなくなりました。なぜなくなったのか、ヘルパー、保健師などの高齢者訪問は実施するべきだと考えます。まず、全部やれと言っても大変無理なことではありますし、そこで、まず限界集落と言われるところから始めてはどうでしょうか。

、鳥獣害防止のフェンスやまた電柵など、設置したくても、どうしても自分達ではできない、そういった時の対策はどうされるのでしょうか。この場合、ほとんど高齢化で大変なことは分かっているので、限界集落の中の限界集落といったような所のことを是非検討して欲しいと思います。

そして、集落に住むことが困難になり、町営住宅に住みたいなどという希望があれば、対応できる体制も検討すべきではないでしょうか。

ええっとここで、ちょっと訂正をお願いしたいのですが、一番で水源条例としているんですが、ちょっと「の里」がパソコンで使って抜けておりましたので、水源の里条例に訂正をお願いします。

、京都府綾部市では限界集落に限定した全国でも珍しい水源の里条例を制定していますが、佐用町でも検討してみませんか。

次に2点目ですが、公共施設の利用料の引上げについてお尋ねします。公共施設の利用料金の引上げが12月議会で共産党は反対しましたが可決されました。一部の団体には知らされたようですが、決まるまでに何で教えてくれないのか。地域のこと、子どもを考えて、ことなどを考えて集まっている人から金を取れと言われてもよう取らんはとか、スポーツすることによって健康にもなるのになどと不満の声を聞きます。申請をすれば、今まで、ほとんど変わらないという、町の説明でしたが、無料が有料になる団体が出て来ると聞いています。公共料金の引上げは福祉の後退ということにつながるのではないのでしょうか。そこで、まず一番目に、今まで免除だったが、改正後有料になるのを示してください。

、要項を検討する必要があるのではないのでしょうか。元に戻し利用しやすいものにすべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

次、3点目は、学校のいじめ他の問題についてお尋ねします。子どもが、この春、佐用中学校へ入学するけど、今、学校が荒れていると聞くので、保護者が不安に思っているという声を聞きました。私も、一緒に住んでいる孫が今年から中学校に入るけど心配していると話された人がありました。先日の新聞にオープンスクールの案内が折り込まれていました。また、各地域づくりセンター長宛てにも学校通信が配布されたと聞きます。今、学校で何が起きているのでしょうか。そこでお尋ねします。

、今中学校が荒れていると言いますが、教育長はご存知ですか。実態はどうなんでしょうか。見解をお伺いします。

、地域の人にも知らさなければならぬようなこととは、一体何があったのでしょうか。

、今、カウンセラーは佐用中学校に1人と聞いています。相談も大変多いそうですが、増員を要望してはどうでしょうか。

最後は、特定健診についてでございます。いよいよ4月から始まるようとしているわけですが、12月議会で特定健診について質問をいたしました。その時には、まだ決まっていないという答弁だったので、再度、質問させていただきます。

南光地域の健診は、町ぐるみ健診は5月となっておりますが、間に合うのでしょうか。40歳から74歳までを対象とした、この制度は保険者の責任で実施することになるわけですが、同じ町民でありながら差別は生じるのではないのでしょうか。メタボリックシンドロームなど予防に重点を置いているため、受診を拒否する人は出てこないのでしょうか。そこでお尋ねします。

、担当課で聞くと国保の対象者については、ほぼ準備ができているということでした。社保などを含め、現状をお伺いします。

、5年間で目標を達成しないとペナルティーがつくと言いますが、内容の説明をお願いします。

、事後指導のための体制は整っていますか。

次に、 になっているんですが、 の間違いですので訂正をお願いします。

1月の23日厚生常任委員会は尾道市御調町の総合病院を視察に行きました。22日から行っておりますが、病院へは23日に行きましたが、その時に色々お話を聞きましたが、この御調町では、出向いて健康づくり座談会を実施しています。佐用町の場合、制度が変わった場合どのように説明をされているのでしょうか。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは笹田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、限界集落ということの問題につきまして現状をどう把握しているか、旧町ごとに示せということですが、矢内議員のご質問にもお答えしましたように、旧佐用町においては5集落、旧上月において8集落、旧三日月町におきまして2集落ということで、これは厳密に限界集落ということが言えるのかどうか分かりませんが、そういうふうな状況にある集落が現在の15集落ということであります。

次に、「定期的に見守る体制も検討すべき」であるということですが、限界集落の高齢者に限らず、郵便事業株式会社と提携し配達員による配達時における安否確認や一人暮らし老人家庭などの緊急通報システムの利用、その他民生委員による家庭訪問、また、高齢者訪問支援促進事業の老人クラブの会員による友愛訪問活動等、多種多様なところでご支援ご協力を頂いております。最近では地域づくり協議会での課題としても取上げていただき検討もされているように聞いております。今後とも引き続きこうした活動が少しずつでも広がっていくような取組みを行ってまいりたいというふうに思います。

次に、2000年まで、実施していた保健師の老人訪問がなくなったのは、なぜかということですが、ケアマネージャーさんや自治会長さん、民生委員さんなど、各方面からの情報提供により随時必要に応じた訪問活動を継続して行っております。件数的にも当時と変わらない状況で訪問していることをご承知いただきたいと思っております。また、在宅にある要援護老人の実態把握につきましては、平成17年度までは在宅介護支援センター、18年度からは地域包括支援センターが核となり社会福祉協議会に委託するなど、継続して実施をいたしております。

次に、鳥獣害防止のフェンス等の設置ができない時の対策はどうするのかということですが、地域での取組み、また業者委託なども考えられますが、具体的なお尋ねの内容が分かりませんので、対応が難しいような場合には、まず役場の関係課、農林振興課に相談していただければと思います。

次に、町営住宅に住みたいというような希望があれば、対応できる体制も検討すべきではないかということですが、当然、高齢者の独り暮らしの中で、非常に生活に不安な方という状況があれば、また、そういう希望が、町営住宅に入りたいと言われるような希望があればですね、現行の公営住宅法の中で、実情に応じて対応をさせていただきます。

最後に限界集落に限定した水源の里条例を佐用町でも検討してみないかということですが、まあ、ご意見いただきました、綾部市の水源の里条例の趣旨・目的につきましては、水源、国土・自然環境の保全等公益的機能を有し、水源地域に位置する集落自体の存続が危機的な状況に直面していることから地域の振興と活性化を図るための様々な施策、振興目標を定め、森林所有者の協力関係を保ちながら水源保全を図るための条例というふうに理解しております。当然、私達、佐用町におきましても、その様な同じ様な山林の崩壊、荒廃、また農地の荒廃等が続いているわけですが、そういう対策については、当然、取り組んでいかなければならないと、同じ様に取り組んでいかなければならないと思っております。ただ、そういう条例につきましては、本町におきましても、色々なほたるの保護条例とか良好な環境の保護に関する条例とか棚田の交流施設の条例とかということで、それぞれ、地域の活動に応じて条例も制定しております。新たな条例が必要かどうか、今後

検討してまいりますけれども、ただ限界集落に限定したですね、条例ということは、やはり十分考えないと、限界集落だけの問題ではないというふうに考えておりますので、そういう点も含めた検討が必要かというふうに思います。

次に、公共施設の利用料金ということについてであります、昨年の12月第17回の議会で、佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてのご説明申し上げましたように、合併して安定的且つ継続的な行政運営を行う必要があることから、旧4町において、まちまちであった類似公共施設の使用料をできるだけ統一し平準化するということ。また、施設の維持管理のために利用者にも一定の受益者負担をいただくとともに、施設の有効利用も図れるように考慮するなかで、全体のバランスを取りながら、できるだけ利用しやすいように考慮して改定をさせていただきます。ご質問の減免団体登録要綱で免除が改正後、有料になったもの、また、要綱の検討をとのことですが、佐用町公共施設に係る使用料金減免団体登録要綱で平成20年4月1日から施行することといたしておりました関係を佐用町公の施設等の使用料の減免団体登録要綱を改めて、平成20年2月1日から施行することといたしました。その変更内容は、少子化対策、青少年の健全育成及びボランティア活動をより一層推進するための全額免除の規定などを設けた内容となっております。現在、この要綱に基づきまして、関係課において、各団体に説明会を持ち、登録申請を頂いております。申請があれば、順次減免団体登録認定審査会において審査決定することといたしております。

次に、最後の特定健診についてでございますが、国保の被保険者につきましては、保険者である佐用町が当然実施することとなりますが、国保以外の被保険者につきましても同じ町民でございますので、保険者からの依頼があれば町内の健診力所で受診できるような体制はとっていく必要があるものと考えております。しかし、現在のところでは、どの保険者からも健診依頼や何の連絡もないような状況でございます。健診日程につきましては、例年と同じように5月19日から8月10日までの間で、町内18カ所を実施するよう計画を立てておりますが、情報によりますと、社会保険、共済組合、健保組合等の被保険者につきましては、受診券の発行が7月頃になるのではないかということなので、健診日程の早い地区では検診に間に合わない状況が懸念されます。そのために、11月に再度日程を確保して、保険者から依頼があった被保険者については、町内で受診できるよう検討を進めており、町からも被保険者に連絡するよう検討いたしております。なお、申込につきましては、3月5日に発送をいたしております。

次に、ペナルティにつきましては、平成25年度から、前年における受診率65パーセントを基準として、後期高齢者支援金の加算、減算の措置がとられるように聞いております。

次に、事後指導のための体制にということについてのご質問でございますが、本件事業は、平成20年度からの新規事業であるため、本年度は、県主催の特定保健指導に係る研修会へ保健師と管理栄養士が参加をし、特定保健指導のプログラム研修を受講いたしております。また、本年特定保健指導のミニ版である国保ヘルスアップ事業が採択され実施出来たことは、来年度からの実施に向けて大きな収穫であり、現在体制を整えているところでございます。

次に、制度の改正による周知につきましては、町広報誌、防災無線、特に4月からは、佐用チャンネル等を利活用して周知を図っていくように考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます、学校のいじめ問題につきましては、教育長の方から答弁をしていただきます。

教育長、お願いします。以上で、私の方は終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、教育長、はい。

教育長（勝山 剛君） 引き続きまして、私の方から学校のいじめ他の問題につきまして、お答えさせていただきます。

小中学校の色々な問題、状況につきましては、可能な限り把握につとめているところであり、文書報告更には口頭報告でさせております。なお、その内容について状況改善に向けて学校指導しているところであります。昨年2学期以降、一部生徒による粗暴な言動があり、学校全体としても落ち着かない状況もありました。これは、教師と生徒との意思疎通が十分でなく生徒が教師に対する不信を持った、そういう事が原因のひとつでもありました。そういう中で、その都度原因は何か、指導のあり方は適切であったのかどうか、特に教師の生徒へのかかわり方を真摯に見直すなど、全教職員で協議検討し、更には、PTA等との協力をもしながら進めているところであります。現在は、落ち着いた様子が見えているという認識を持っております。しかし、全てが解決したのではなく、数人の生徒の他にも、色々な家庭の問題、学校での友達との問題、更には、学習の定着度の問題等々色々な問題を抱えておるところです。

2つ目に、地域の人にも知らせなければならないようなことということですが、これにつきましては、ここ最近ですね、特に学校が、学校だけでは教育できないということが大きくクローズアップしてきております。以前でありましたら、いやいや、もう地域の人に関係ないと。学校で何もするんだというような認識もあったように、私は感じております。そういう意味で、学校は地域に支えられて存在すると、こういう観点から地域の人たちにも学校通信それからオープンスクール等々をしているところなんです。

なお、生徒達の多くは自己を高め自分の学校を誇りに感じて真面目に学校生活を送ろうと、そういう意欲を持っています。また、教職員も生徒の落ち着いた学校生活を目指して必死で取り組んでいるところなんです。この様な一面もあるということをご理解いただきたい。そして、事実を直視して、学校の状況を見据えて、そこから改善に向けての取り組みを始めていく、こういうスタンスで考えております。学校は先程も言いましたように地域の学校として地域住民の皆さんにご支援いただき、地域の明日を担う子ども達を育てていかなければなりません。その為にも、保護者は勿論、地域の方々に学校の取り組みや生徒や教師の現状、普段の学校生活の様子をしっかりと見ていただくことが、まず必要であろう、その様に考えているところなんです。そういう中で、学校通信を配布したり、オープンスクールを実施したりして、保護者はもとより地域の方々の来校等によって、それぞれの思いを持って生活している生徒、更には指導にあたっている教職員の生の姿を見ていただきたい。その中で厳しいご姿勢やご意見等々をいただき学校の改善につなげていきたいと、この様な取り組みを、今しているところであります。

3つ目には、カウンセラーの増員についてであります。県下各中学校には、1名のスクールカウンセラーが配置されています。そのスクールカウンセラーは、1週間、常時の配置ではありません。1週間に1日、まあ佐用郡では4校に4名、それぞれ学校によっては曜日が異なります。そういうスクールカウンセラーが配置されており、この増員の、増員につきましては、今のところ見込めない部分があります。で、小学校には、まだ配置がされておられません。しかし、本年度2学期ですね、11月1日から佐用中学校には学級運営支援システム教員という名目で1名配置されました。現在に至っております。

この学級運営支援システム教員は、教科の指導にもあたり、特別に配慮を要する生徒への指導にも当たっているところであります。

以上で、答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） では、再質問に入らせていただきます。

まず、町長が昨日の、昨日は言われてませんでしたけども、まず集落の統合ということをやられているんですけども、この集落の統合というのは、行政としては、大変やりやすくなりやすくなるかもしれませんが、そこに住んでいる人達にとっては負担が大きくなるだけで、例えば人数があるけれども、こう機能が段々と弱ってくるというか、果たせなくなってくるような集落が増えています。まあ、限界集落と言いまして、50 パーセント以上と言いましたけども、40 パーセント以上の所もたくさんあるわけですが、私の家の近くで言いますと、江川の淀の集落なんか、町長の囲む会でも話が出てたと思うんですが、全体では 50 パーセント強の高齢化率になっておりますが、3 つに集落が分かれておりまして、その 1 つの住中というところなんかは 1 人 30 代の子がいるだけで、他は、もう 70 歳以上で 93 パーセントを占めています。で、もういつ百姓がでкинようになるか分からん。もう何もでкинようになるのかということ、ずっと言われるんですが、町長もお聞きになったと思うんですが、これから、こういった所が、もっともっと増えて来ると思いますが、その今回は答弁されなかったわけですが、集落の統合ということは、どの様にお考えになりますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） あのまあ、集落の統合という、その統合のあり方にもですね、色々な、その方法と言いますか、内容があると思います。ただ、やはり住民の皆さんが、そこで生活をされる上で、お互い 1 人ではできないことを、それぞれの皆さんの力を合わせて協力して、まあ、なんとかまあ生活を維持していく、またそこで生活ができるように、こう協力をしていくという、そういうためにですね、本当に、もう 1 人、2 人で、家でも、そういう事ですし、そういう集落そのものの中にも、そういう家ばっかしになってきておりますから、そういう状態の中で、集落をある程度、周辺のまだ元気な集落も一緒になってですね、そういう所をやっばし一緒にになって助けて協力していくという、そういう統合をね、やっばしいう形での再編をしていく必要があるのかなと。これは、少なくとも、そういう所に対して、町がじゃあどうするか。家庭においては、ヘルパーを派遣したり、まあ、状況によっては、もう施設に、こう入っていただいたりというようなことは、対策はできてもですね、やっぱり、その集落そのものを維持していくのに、町そのものが、全て、そのそこに人を派遣し、また職員を派遣しただけで維持できるものではないと思うんですね。ですから、そこに暮らす人たちが、どれだけまあ、こう 1 人ではできない事を、少しでもたくさんの人たちの力で維持していこうという、そういう方法の 1 つとして、集落の再編を考えていかないと、1 つの集落だけでは、もう限界、当然この限界集落というのは、そういう状態になっているという状況だと思います。ただ、どうしても地域的にですね、そういう集落のところは、お隣同士の集落も同じ様な状況にあることは確かだと思うんですよ。そこが一番難しいところだと思います。そういう集落同士が、また一緒になっても、ただ、集落の大きさが大きくなっただけで、実際に、そこに住む人達の状況には変わりないということも出て来る、あるわけです。それは、決して、だから、そういう意味では、何も集落の再編という言葉だけで、その、それをおし進める、やるのが一番いいことだというふうには、私は思っておりませんが、まあ、そういう集落ができる所はね、そういう対策も必要ではないかというふうには考えているわけです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、今の考えで、こう通していただきたいと思うんですが、しかし、高齢化率の、これ資料ももらったんですけども、さっき限界集落と言われる50パーセント以上の所はね、言われたんですが、この、これを見ますと40パーセント以上の所も、それに負けない程多くなっています。旧佐用町では40パーセント以上が7集落、それから旧上月地区ですね、上月地区で9集落。それと南光は、ここで説明にありましたように50パーセント以上も、また、それと40パーセント以上も0です。それと三日月を見ますと、限界集落と言われるところは2集落ですけども、40パーセントが、もう5集落もあります。この様に、本当に目の前に40パーセントでも、48点何パーセントの所もありますから、もう本当に目の前に限界、もうそれ以上消滅に近い状態になっている所もあるわけですが、そういった所に、やはり住んでいる人、それでも、そこに住みたいという方は多いわけで、町長も、その事は、昨日も答弁の中で言われておりましたけれども、その中でね、住みたいけども、やっぱり心配なことがあると言われるんですが、それがまず、言われたのが、電話など、この連絡が不通になった時ね、困るという事を言われておりますが、そういった時の対策は、どの様に取りられているか。また、それと、もう1件はね、ここは集落は50パーセント以上なんですけども、その中の字、小字になるのかな、そこに住んでおられる方は、泥棒に入られたということで、帰って見たら、もう中へ入って、鍵締めてたんですかという、外は全部かけてたけど、ちょっと一部開けているところがあって、入られたと。で、家だけじゃないんや、その前に、その人も、今そこに現実には、1人に、その12戸の中で、1人住んで、もう直ぐ、何か病院から帰って来るから2人になると言われてますけど、その前に住んでいる人も財布を取られたと。そういった防犯、防災それも含めてですが、連絡が取れなくなった時、そういった時には、どのような対策を町としては、お考えになっていますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先の、そういう集落の状況というのが、今、笹田議員言われるように、もう高齢者率がですね、60パーセント70パーセントになってしまうと、中々もう、その対策と言っても、今言われているような、今住んでいる方の、直接色んな生活上の不便とか不安とか、そういう事をどうするかという、その対策になってくるわけですね、その前に、そういう状況を何とか食い止めていこうというのは、まだ、それまでになってない、ほとんどの地域が、そういうところなんですけども、そういう集落が、の中でね、お互いに力を合わせて、じゃあ、集落の、これからの維持の仕方を考えていこうということが、まず、その辺は、また、それとして非常に大事なんじゃないかというふうに思っております。今、先程の議員さんの答弁の中でお話をさせていただきましたけども、もう限界集落になる前の、その予防的な、予防って言うんですか、それを抑えていく、そういう取組みがですね、今地域づくり協議会等の中でも、それぞれ色々とお話させて頂いて、そういう取

組みをして頂いておりますので、まあ、集落の、そういう中での、また再編ということもね、将来に向けての再編ということも、今の段階で考えていかなければならない課題だと思います。それから、もう今、実際に、そういう状態になってしまった地域、そういう所で生活をされている人への、方への対策、それは、一番まあ、その様な病気になった時、また連絡が不通になった時とか、そういう生活上の不安、また犯罪等に対する対策、そういうことだと思います。で、あの、警察においてもですね、各それぞれの地域の駐在の警察官が、そういう集落を全ての方へですね、ずっと巡回をして警戒をして頂いております。その様をお願いをしてやって頂いているわけですがけれども、また電話の不通というのは、中々、これは町の電話では、ないんで、そのNTTの方が、その施設の管理に当たって頂いておりますから、通常は、そういう事は考えられないと、まず、あまり心配することはないと思うんですけども、災害時ですね、そういう時に、これは電話だけじゃなくって、そこへの道路の不通とか安否が分からないというような状況、その辺は、どこに集落があって、どこにどういう方々が住んでらっしゃるか。どの様な状態で住んでおられるかという把握というのは、これはきちっとしておかなきゃいけないと。この辺は、民生委員の皆さん方にも色々協力お願いして、まあ、普段からの民生委員の方が訪問をしていただいたりですね、まあ、ここでお互いに、老人会等の中で、友愛訪問のような形でお互いの状況を、やっぱり日頃から把握していただくと、そういう事もして頂いておりますし、まあ、災害時等におきましては、町としても、そういう所が連絡が取れなければ、そこへの安否確認、その時の対応策としては、また消防団にお願いしたり、町職員が、当然、それに對して当たっていくという事で、対応をしてまいりたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 聞きますと、本当にすごく万全のような言い方をされるんですが、現実には、やはりそんなもんじゃないと思うんですが、特に災害が起きた時とか、電話は、町と関係ないような言い方されましたけども、しかし、先日聞いて教えられたんですが、ある人は、その電話が故障になった時に、今直接消防署とお話できる電話を使って、連絡をしたということ言われて、私も1つ勉強したなと思ったんですが、そういった方法も強化するように周知をしていただきたいということと。それから、さっき質問に出しております、この保健師の訪問なんですが、色々在宅介護とかやってると言われますが、やはり介護保険で、こうかかれる人はいいんですけども、まあ例えば、その一般的に言う、前の吉井議員の質問にもあったんですけども、元気老人と言われてる人、そういった人のためにね、やはり民生委員さんの指導、まあ連絡もそうですけども、そういう人らにも連絡を密にしてもらって、保健師さんの訪問っていうのは、また違うと思うんですね。ヘルパーさんとか、そういった意味での訪問を是非全体と言わないんですが、まず、こういった所、独り暮らしの人とか元気で独り暮らしの人、で、こういった限界集落といったような所を重点的に始めてもらいたいと思うんですが、その辺、もう一度ご答弁をお願いします。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） その今言われた意味が、ちょっと分らんのですけども、その元気老人の所へ行って、どういった指導をせいと言われよんか、ちょっともう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 指導とは言っておりませんが、訪問をして、そうした、定期的に行くことによって、その人の状態も分かると思うんでね、そういった意味での前に会った時は、元気な人のところへも、どうですか言うて、時間を見つけて行かれてたと思うんですよ。で、それはすごく喜ばれていて、私も介護保険が始まった時に質問したことあるんですけども、今頃保健師さんが来られないと言ってね、言われてた方があったんで、介護保険が始まったからですよっていう事を言ったんですが、やはり、あれは、すごくいい制度と言うか、いい仕組みなんでね、是非、そういった意味の老人訪問をお願いしたいと思うんですが。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） それにつきましてはね、多分、町ぐるみ健診なんかで引っ掛かれた方とか、指導が必要な方のところへ行かれておったんじゃないかと思います。その前は、昔ですね、家庭奉仕員というのがありまして、回っておったということも聞いておりますけども、保健師の関係につきましては、何か問題があったり相談事等ある場合に行っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） いずれにしても、定期的にと言うか、色々検討して頂いて、できれば、そういった所から、まず初めていただきたいというのが要望です。それと次にお尋ねしますけども、それと安否確認ということではね、1人こういう例があるんですが、毎日新聞をこう取られているんですけども、その購読されている方なんですが、その独り暮らしのおじいさんですけど、新聞屋さん、新聞を配達する人にね、新聞が、もしたまっていたら1日分、まあ、明日、今日の分が明日に残っていたら、その人が中を開けて見てくれと。どうなっているか分からんからと言って、自分で守っておられる方もあるので、やはり、そういった方法もあるんじゃないかと。例えば、ちょっと商品名出したらあれなんですけども、そういった老人の方に、ヤクルトとか牛乳を配って、町自体がしなくても、業者がもう回ってくれるので、安否確認ができると、こういった事も、まあ1つ提案として上げておきたいと思います。それと、次に、住宅のこともありますが、綾部市の水源の里条例なんですけど、私は、この全部、これをまねをしてくれと言うんではなくて、その中で参考にして、佐用町に合ったものをつくって欲しいなど。検討して欲しいなどということではなりました。その中に、条例は、多分担当課長もご覧になってると思うんですが、この概要と言うか、概要としては、空き家の有効活用などによる安定対策の促進とか、まあ農林業体験事業の開催また都市との交流それから特産品の開発それぞれ水酸化や情報網の整備など、こういったことが上げられているんですけども、この中で農林業なんかの体験事業、これは都市との交流なんかも佐用町ではやられております。1つ思うのは、空き家

のことをよく言われるんですが、言われながら、今のところ、まだ進んでないような気がします。それで、この綾部市では、この条例の中に、綾部市水源の里安定支援補助金という、定住を支援する制度が定められているわけですが、住宅整備補助金として住宅の建設改修または購入に要した経費の2分の1が補助されますということですが、その他、色々それに付いた条件もありますけども、やはり、この間も行って大日山行ったんですけども、大変綺麗に整備、整備と言うか、家へ帰って子ども達がされるのか、思ったより綺麗に草刈とかがしてあったんですけども、その中に1人姫路の方から地元の人かなと思って私も思ったんですが行きますと、姫路から別荘代わり来ているんだということで、家の周りも綺麗に片付けておられました。そういった意味で、別に、町に不動産屋になれというわけじゃないんですけども、やはり、こういった方法も1つの方法と思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵道典章君） 佐用町でも、そういう空き家を活用してですね、そういう都市の地域から、こう住んでいただく、またそこで農地を活用してですね、農業もしていただくというようなことについての支援、これは相談を受けたりしてですね、既にやっているところも、やってきてましたしね。今までも。ただ、そういう空き家対策ということで、色々調べて、町が情報を提供したりということはやってますけども、中々、まあ、やっぱり個人の問題で来られて、来られる方がですね、地域の中に馴染めないとかですね、地域としても色々と問題も起きている所もありますし、旨くいっている所もあります。これは、空き家の1つのねなり、限界集落と言われる、今言われるような対策の1つとしては、そういうある住宅、家、そういうものをですね、または農地、そういうものを活用していく方法としては、都市との交流という、大きく言われる、そのテーマ、そういう中での、この事業というものは、1つの事業の方法だという、やり方の方法だというふうには思ってますし、今後これまでのように、空き家等について、できるだけ情報を集めて必要な人に提供し、うまく活用ができるようにしていくという、それは、各それぞれの担当課で取組みを続けていきたいというふうには思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、やっぱり、この間行った所でも、誰でもいいから、とにかく空いてる所に来て欲しいという声もありますので、その辺も十分に検討していただきたいと思えます。

次に、公共施設の利用料金のことなんですが、先程2月に変わったということをお知らせしたわけなんですが、変更したいということをお知らせしたんですが、そしたら、その事は、もう関係者には全部連絡はされておりますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） あの、丁度 12 月議会で要綱の方ですか、減免団体の登録の方の関係、これで若干不備があるという中で、2月1日付けです、一応中身等の変更をさせていただきます、少子化とかボランティア活動していただく方の所をはっきり謳ってですね、そしてさして頂いております。また、そういう中で登録を現在受け付けておりますし、また関係団体等関係課の方からも説明をして頂いております。まだ財政の方に来ております団体、申請の部分が少なく、まだ認定審査会の方は行ってはおりませんが、この議会中早々には、もう来週早々にはやりたいなというふうに出ている順番にですね、認定して通知もさしていただきたいというふうを考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 関係者の中にはね、議員もいるんですが、議会でなぜ、そのことを連絡の場で言っていたけなかったのでしょうか。

財政課長（小河正文君） すいません、もう一度、審査会の。

議長（西岡 正君） もう一回笹田さんお願いします。

5 番（笹田鈴香君） 変更したことを、議会では、なぜ言っていたけなかったのでしょうか。

財政課長（小河正文君） あの、この変更もですね、2月の1日の告示させてもらったんですが、2月の1日ぎりぎりまでね、さして頂いて、本当あの、議会の方に、こういうふうになりましたという要綱はお渡ししてません。そういう面では、本当申し訳ありませんけども、まあ、あの内容等について、不利なくして、でなく1つの減免団体の登録の仕方、団体の扱い等の方の改正をさして頂いておりますので、また、この減免登録団体の関係の部分は、またお渡しさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あの、まあ、上がったたりするんで、困ったという不服をね、たくさん聞いている中で、変わってるんだったら、私達も今度変わりましたよという事が言えるんですが、今のそれ分かりませんから、町民の方からね、色々言われても、今までどおりのこと、決まったことしか言えなかったんで、今誤っていただいたので、あれなんですけども、やはり、そういったことは、今一番皆気にしていることで、もうお金が要るようになったんやとかね、言われている中で、もし、そこが、今までどおり無料になったとこで

あればね、私が要りますよということが答えると変なことになるんで、今後、こういった事は、まず先に言っていただきたいと思います。

で、それと次に、学校のいじめの問題なんですけども、井上議員の12月議会の質問を聞いておりますと、あの、いじめの事は言われましたけども、やっぱり大きな問題だと思うんですが、それで、その時の答弁では、解決の方向に、いじめのことでね、解決の方向に向かっている。または解決したとされていると言われたんですが、今日は、ちょっと、解決したということと言われなかったんですが、私が聞いております、そのいじめの中でも、本当にあってはならぬ事が起きています。11月ですが、大撫山に野外活動に行った子の中で、ちょっと布団を掛けたりして、意識がなくなったというような事件が起きて、救急車で運ばれたというようなことも聞いておりますが、やはり、そういった事がありながら、なぜ、その12月議会で解決したと答えられたのか、それをお聞きします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。教育長ですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

教育長（勝山 剛君） あの、解決したというのは、学校と親御さんの話の中で、意思疎通ができた、こういう意味でお話しました。

先程、色々な問題が、まだまだ解決してないというのは、中々複雑なことが、一つひとつの事象に起っております。1つのことが解決してもですね、それと同じ方法、手法では解決できない部分が、それこそ、一人ひとり人格も違いますし、考えも違いますし、お父さんお母さん方の考え、価値観も違います。そういう意味で、問題が引き続きそれを対処しているという部分もたくさんあります。なお、12月にありました、また大撫山のことにつきましてもですね、これ非常に個人的なことでありまして、名前は伏せますけれども、最近ですね、自転車で登校して来ているという報告も受けております。しかし、じゃあ、良かったなと、校長ともお話したんですけれども、じゃあ、その子どもがですね、また周りの子ども達がですね、普段、何もなかったように、これから楽しい学校生活を送ろうという人間関係までは、中々行かない部分がある。それは、どういう事かと言いますと、例えば、友達に声を掛けられること。例えば、一緒に勉強しようとか、一緒に部活に行こうとか、一緒に学校へ行こうとか、そういう声を掛けられる事が、非常にプレッシャーに感じる。こういう面もあるわけで、ですから、その解決の度合いというものも、個人個人の状況によって非常に違うということだけは、ちょっと分かっていたいただきたいなと思っております。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、まあ、解決方法も色々ありますし、それで、やっぱり、教育委員会としては、その努力されてると思うんですが、どの様な、この指導をされたのか、その事に関してじゃなくって、今、あの学校へ来て勉強するのが、まあ、でもきだしたから良かったと言えばそれまでなんですけども、普段昼間に来れなくて、夕方来て勉強している子もいるそうです。まあ、するっていう学校へ来るということはいい事なんですけど、

やっぱり学校っていうのは、皆来て、で、一緒になって勉強をし、また遊んだり、そういった事をするのが学校だと思うんですけどね、その点で、教育長としてはと言うか、教育委員会としてね、その先生との連携も持たれていると思うんですが、先生の事もちょっと言われてまして、時間がありませんので、今回言いませんけど、やはり、そういった事も含めて、どの様に努力をされているのか短くお願いします。時間が無いので。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず1点ですね、12月、その12月の件につきましては、これは学校行事であります。特に佐用中学校が学校行事を行うに当たっては、学校の近くにある、そういう天文台公園を学校の1つのエリアとして考えて1年生に自然とか環境とか、そういう学習をさせようと、こういう事で新しく取組んだ事業であります。で、学校行事というのは、修学旅行とか、そういう泊を伴うものがありまして、泊を伴うものについては、本当に綿密に計画を立てて事故があってはならないと、こういう趣旨でやっております。で、今回、色々話を学校と聞きますと、やっぱり地元の施設、まあ1日だと、こういうひょっとしたら安易な気持ち、計画は立てているんだけど、もう少し緻密な打ち合わせ、これは欠けておったように私は判断しておりますし、それは学校長の方もですね、やっぱり修学旅行とは違うとったということも言っておりました。これを1つの大きな教訓としてですね、新しい、またもっともっとう熱の入れたですね、緻密な計画の下に実施させるように指導しているところです。それから、後、教育委員会の指導でありますけども、先程来言っておりますように、事件が起きたり問題が起きたりするところ、全て事象が違います。ですから学校へ足運んで、直接担任から事情を聞いたり、教職員から事情を聞いたりすることもありますし、教育委員会に来さしてですね、話を聞いて、そこでの指導助言に終えることもあります。しかし、一つひとつの教育委員会に報告あった事象については、聞くだけでは止めておりませんので、その点、ご理解賜りたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君、後2分です。

5番（笹田鈴香君） まあ、学級通信も地域センター長を通じて各自治体に配られていることなんで、これからもね、こういった事やはり地域ということ連携ということでは、是非続けてください。で、次の最後なんですけど、時間が無いので、たくさん聞けませんが、また予算委員会で聞こうと思いますけど、まず、1番聞きたいのは、周知方法ですね、その説明が、昨日もちょっとある職員でも、課長じゃないんですけども、それに近い幹部の方と話をしたら、うちのおばあさんはどうなるんや。うちの嫁はんはどうなるんやということを聞かれました。やはり、そういった職員の中にも、まだまだ知らない人があって、周知方法としては、やはり、もしかして、その役場へ来て、ほとんど全員の方にかかわることなんでね、町民全部にかかわることなんで、聞かれてもある程度の説明ができる体制をと言うか、そういう指導をね、職員にもして欲しいと思うんです。で、今、聞くと、まだ社保とか、職員の方などは決まっていないうことなんですけど、国保の方も、昨日、私も見たんですけども、広報と、それから、それにつけて説明の申込書とチラシが来ておりましたが、その、それらについても、まだ見ただけでは分からないという人が、たくさんあります。そういった面を、もう少し分かりやすい方法で、それと早くしないと、もう始まるんでしょ。そういった意味で、分かりやすい説明と、まず保健指導の面でも、

ちょっとあの、ペナルティーのことなどもありますので。

議長（西岡 正君） 時間になりました。

5 番（笹田鈴香君） じゃあ、予算委員会で聞きます。よろしく。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君の発言は終わりました。
続いて、金谷英志君の質問を許可いたします。

〔 6 番 金谷英志君 登壇 〕

6 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、3点。

第1点目は、新エネルギーへの取組みをと題して。

1、地球温暖化対策の議論の中で、環境省から「環境税、地球温暖化対策税」を導入したいと具体案が出されています。環境税は、環境保全の観点から、より効率的・節約的で環境負荷の少ないエネルギー選択の方向にシフトさせていくために税財政の体系そのものを組替えていくというものですが、環境税に対する町長の見解を伺います。

国では、20年度に新エネ・ニッポン創生計画と称して地域特性を活かした地産地消型の新エネルギーに取組む自治体を重点的に支援するとしています。エコハウスの環境学習や光都の研究施設との連携もあわせて、中小水力発電、バイオマス発電、小型風力発電、太陽光発電などの施策を導入してはどうか。

2点目に、学校給食の安全性と食育について伺います。

学校給食の食材は地産地消がベストだが、各給食センターごとの食材供給の実態と食材の履歴の明確化など安全性は確保されているか。

栄養教諭の食育での役割は果たされているか。

給食センターの統合で安全な給食、給食を通じた食育ができるか。

学校給食からさらに、町農業振興のために地産地消を発展させていく方策はどうか。

3点目にごみ処理場計画の見直しを求めます。新聞報道で、ガス化熔融炉の修繕費・維持費が予想以上にかかり、コストの見通しの甘さが指摘されています。ごみ排出量、人口推移予測、減量化対策からも、施設規模、方式については、計画は見直すべきではないか。以上、町長の見解をよろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔 町長 庵逄典章君 登壇 〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初の新エネルギーへの取組みについてでございますが、二酸化炭素の排出量削減を目的とする環境税の導入につきましては、揮発税、揮発油税等のエネルギー課税とのバランスや課税による抑制効果が不透明なこと。まあ、経済会からの反対もあるなど、現在までには、新税として、現在、新税として導入されるまでには至っておりません。また、広く薄く課税するとすれば、あらゆる商品やサービスに影響がおよび実質的には消費税の引き上げと同じ結果をもたらすものではないかというふうに想定をされます。環境税につきましては、様々な課税手法があり、その導入は税制全体の枠組みに影響するものであると考えますので、当然、これは国民的議論の中で結論が出されるべきものと思っておりますが、

近年、急速な環境変化によって異常な事態が次々と発生をしている状況の中で、地球温暖化対策は、やはり人類史上最大の危機とも言える非常に緊急の課題であろうと思っております。私個人といたしましては、必要なこの対策に必要な財源、資金というものは、現在われわれが、皆が、これは、負担してでも、対策を図らなければならない問題だと思っておりますので、それが環境税という形を取られるのか、また他の財源措置として税制全体の中で、色々と考えられるのか、それは別として、私は個人的には、早急にやっばし対策をすべき問題ではないかというふうに思っております。また新エネルギー導入の件につきましては、今年から第1次の約束期間に入った京都議定書の目標を達成するためにも、石油代替エネルギーの導入促進は重要な課題であると認識しておりますが、資源エネルギー庁の新規施策である地域新エネルギー等導入促進対策事業、新エネ日本創生計画の補助内訳を見ても内容を判断する必要があると考えます。また、この3月には、科学公園都市に新しくエコハウスがオープンをいたします。このエコハウスは地球温暖化を初めとする環境問題について感じ、学び知ることのできる環境学習、活動の拠点施設でございます。小型風力発電、太陽光発電など省エネルギー、新エネルギーなどの様々な技術が採用されておりますので、色々と参考になるものと思っております。施策の導入を直ぐ検討するというよりも、これからは、町民皆、町全体でまちづくりとして環境問題に真剣に取り組んでいく必要があるものと考えます。その中から具体的に環境問題に対応できるエネルギーがあれば、そのエネルギーについて、その具体的な計画を考えて行く必要があるであろうというふうに思っております。

次に、ごみ処理場計画の見直しをというご質問でございますが、施設規模につきましては、当初日量132トンの計算でございましたが、姫路市とのバックアップ効果等を含めて検討の結果、現在90トンの計画となったもので、その経過等につきましては、今までにも色々と説明をさせて頂いております。施設規模については、見直す予定はございません。また処理方式につきましては、平成17年8月に流動床式ガス化熔融炉方式に決定をいたしておりますけれども、それから約2年余りが経過をし、先に建設をされた各地の施設の稼働状況等が現在明らかになって来た中で、ランニングコストの状況や初期トラブルの解消など、色々と検証を加えて現時点において、より安定したトータルコストの安い、またエネルギー商品において、環境問題にも、より有効な、またもう一つは、競争性の確保も念頭においてガス熔融方式だけで拘らず、環境アセスの基準を満足する性能発注方式を考えて現在性能発注仕様書というものをの作成を進めているところでございます。

以上、簡単ですけれども、私の答弁は、この場での答弁とさせて頂きまして、学校給食の件につきましては、教育長の方から答弁をいただきます。

教育長お願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それでは、引き続きまして、私の方から金谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、食材の調理場ごとの、調理場ごとの納入状況についてのご説明とこのことですが、どの施設とも米や冷凍物、加工品、調味料等については、兵庫県学校給食総合センターなどの業者から仕入れておりますが、生野菜類については、佐用給食センターと上月地域の単独調理場は、それぞれ、その地域の商店から仕入れております。また、南光給食センターと三日月給食センターは、地域産をできる限りの範囲で仕入れているところであります。給食材料は物資仕入れ簿に仕入れ日、仕入先、賞味期限、産地等の履歴を記録しており、検食の冷凍、調理場の衛生管理、調理師の健康管理等に努め、安全性の徹底を図っているところです。特に最近問題となっております中国食材については、中国産は使用せず、で

きる限り国内産を使用すること。加工品などの原材料に中国産が使用されている場合は、主になる物が中国産の場合は変更するなどの対応をしているところです。

2点目の栄養教諭の食育での役割は果たされているかのご質問であります。本町では19年度、本年度より三河小学校に配置されています。栄養教諭は学校給食の管理と食に関する指導をつかさどる教育職員と規定されており学校における食育推進の中核的役割を担い、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして展開することにより食育に高い効果を上げることが求められているところです。具体的に申しますと、児童生徒の個別的な相談指導、各教科等における食の指導。3つ目には学校全体の食に関する指導計画策定の推進。教職員間の連絡調整。更に学校給食の管理として栄養管理、衛生管理等を行うことを通して食育推進の要として活躍することが期待されています。現在、三河小学校では県教育委員会の指定により食育実践校として県より指導を受けながら栄養教諭が従来どおりの学校給食の管理を行うとともに、各学年の教育の指導計画の策定また教育に関する授業を担当と連携しながら行うことにより食育の推進を図り、その役割を果たしているところです。ただ、本年度より始まったものであり、食育の推進に当たって更に効果を上げるために、どのようなところに力を注がなければならないか。今後とも研究していかなければならないと考えております。

3点目は、給食センターの統合で安全な給食、食育ができるかのご質問であります。給食の調理施設がどのような形態であっても衛生管理、食材管理、健康管理、危機管理等の徹底が必要であり、安全性については同様の対応が求められます。また食育は学校給食だけでなく家庭での食育も含め、食事も含め、食に関する関心や知識を高めていくことが必要で、給食の調理の規模等には捕らわれず効果的に進めていかなければならないと考えているところです。

4点目の地産地消の発展につきましては、町長が新田議員のご質問に対してもお答えしておりますが、給食センターによって違いがありますが、地域の特産品販売所から供給している農産物等もありますので、今後も佐用農産物直売所連絡協議会との調整が進められ、量や企画・品質等が保証され安定した供給体制ができれば、更に地産地消が進むものと考えているところです。

以上で、私の方からの答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まず1点目は、新エネルギーについて、町長の方から今直ぐ、その町として、その新エネに対して、国からやるからというんじゃなくて、基本的には合意の上でやるということです。その点で、直ぐこの制度にのってねやれということではないんですね。その研究してということですから、実際にはそうだと思います。今まで通産省の方から94年に、その太陽光発電についてはね、補助制度をスタートさせたんですけど、その時のネックとなったのが、やっぱり太陽光発電というのは価格が高い。それから補助率が3分の1、その2分の1からもう3分の1から2分の1になったということですね、中々その太陽光発電の助成制度ができたとしても、使われなかったということがあるんですけども、本町でやるにしてもね、太陽光発電、それからバイオマス、水力発電についてはね、大きなダムをつくって、その水力発電するのではなくって、川から水路に引いて、その水路から、その効率のええ水力発電に取る、そういう技術もできているんでね、町としては、できるとしては、私は、太陽光発電と、それからバイオについては、中々その大き

な穴粟でやってるような森林のチップとかはできないと思うんで、佐用町でやるとしたら、私は、太陽光発電か、その小水力発電だと思うんですけども、今、現時点での町長の、その2つについてのお考えはどうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 多分、これあの、京都議定書、またバリ会議ですね、そういう中から日本としてもですね、大きな責任を当然果たさなきゃいけない状況にあって、これをほなら、国と言っても、最終的には、各それぞれの地域で具体的な数値を実績をきちっと計画的に上げられるような取組みが求められてくると思うんですね。そうすると、それぞれ市町においても、じゃあ具体的に何をやるかということは、当然、これは、これから研究していかなくちゃいけない課題だと思いますし、そういう時期が、これ近々に来るとしております。そういう中で金谷議員からのお話は3つぐらいな方式、これが今具体的に、実際できるね、やろうと思えばできる1つの計画、事業ではないかと思うんですけども、太陽光については、今、お話のように、かなり技術的には確立されておりますけども、ただ、やはり太陽という自然の環境の中で、曇ったり、夜は発電ができない。そうすると導入しようとしてもですね、これも町の施設なんかでも、24時間の中々エネルギーにならないと、まあ、それをほなら二重に設備をつくっていくと、非常にコストが高くなる、そういう点で、中々これ、これだけに関しての環境という問題に対してじゃなくって、この太陽光発電を導入することによる経済的など言いますか、そういう費用対効果からすると、まあ中々踏み込めないというのが現状です。それから水力発電ということですが、これは昔は例えば各地に水車があってお米をここで踏んでですね、そういうふうにした。これも水を使ったエネルギーで実際にはやってたことです。ただまあ、それを今の時代の中でですね、どれだけ有効に必要なだけの電力をですね、なりエネルギーを確保できるか。河川の佐用町のような状況の中で、山間部と言っても、やはり急峻な、その渓谷、山もですね、そんなに高くない、そういう状況の中で、中々水力の高低差、そういうものをエネルギーを十分に発揮できるだけのですね、高低差が取れるような所が、地域があるか、地形的にですね、そういう点もかなり、佐用町の状況から見れば難しい点が非常に大きいと思います。で、そのバイオマスについては、非常に難しいというお話なんですけども、実際、私は、1つは、バイオマスが、これは非常に有効な方法だと思ってます。で、今先程質問にも出ており、次にですか、質問に出ておりますにやはり環境事務組合の新しい施設においてもですね、何とかバイオマスを入れて生ごみの、これの処理と同時にですね、そこからエネルギーを回収する方式、これを取れないかというのも、当然検討をいたしました。で、2年、3年ぐらい前にですね、そういう話をした時に、中々生ごみを分類する、収集して分類して生ごみだけを取り出すっていうのは、非常に手間がかかり難しいと。で、後、それを醗酵してですね、まあメタンガスを発生させるわけですけども、それは、非常にたくさん水が要ると。で、その水の排水というものがネックになってですね、今度の施設は、まあクローズドということで、敷地外へ排水を流さないということを前提とした施設ということで、地域の皆さんの同意を得ておりますのでね、その点があって、バイオマスは、ちょっと難しいのではないかとということで、取りやめた経過があるわけです。しかし、実際これ、色々各地でやってるごみの状況見てもですね、資源化、リサイクルということを進めて行けば行くほどですね、ごみの質が、生ごみ等の率が非常に高くなっていきます。ごみの持つ全体のカロリーというものが、もの凄く減って来るわけです。当初の計画している量が減ってきております。その事が、現在、今、次の質問に出ております。今の現在の施設の計画、流動床ガス化熔融炉等においては、ごみの自己熱で熔融をするというこ

とが原則になっているわけですがけれども、中々自己カロリーでは熔融していかなくてトラブルを、なり起こしたり、また、たくさんの補助エネルギーが要る状態になっている所の施設も見受けられるわけです。そういう事で、生ごみをですね、そういう醗酵して、それによって、一応汚泥をできれば醗酵処理して、それを土壌還元していくというのが、一番まあ、循環型社会としての、一番いい方式だと思うんですけども、私は、そこまで行かなくとも、いったん処理すれば生ごみの量を減らせればですね、ごみの焼却もしやすくなりますし、そして、そこで醗酵処理して堆積を少なくして、量を減らした物を、今度焼却するという方式にすれば、また、それも処理施設の稼働についても、非常に余分なエネルギーもいらないということも考えられるということもあります。そういう技術というものをですね、色々と新しく変わって来て言うんですか、開発をされて来ていることは確かなので、今回のにしはりま環境事務組合で取組んでいるものに、そこまで導入できるかどうかは、これは、当然まあ、いつまでも、これを検討ばっかししていることはできませんので、一旦一番現時点でいい物というもので、スタートしなきゃいけないという事は思っておりますけども、これはまあ、他の、その施設だけじゃなくって、今後、そういう生ごみなり、また色々な所で発生する草、雑木とか、草刈で、草とかですね、そういう有機物を処理をする、それを焼却をするのではなくって、そこで醗酵した中から生まれるメタンガスという物が取り出せる物は取り出して、それを発電に使うとかですね、エネルギーに、他のエネルギーに使うとかいうような事、これも、1つ、これからやっぱし、社会の中で取り組まなければ、取り組む必要のある、またできる技術ではないかなというふうには考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 太陽光と、そのバイオマス、それから水力言いましたけど、今、自治体で取り組む分についてはね、一番、その自治体に取り組んでいる、その先進的な例は風力発電なんですね。一番、この山形県の立川町というのが、それが有名な所ですけども、ここは立川風車村構想を立上げて地球温暖化の克服に向けて町全体の使う電力は全部風車で、自然エネルギーで風車を中心としたやつでやっていこうと。これは佐用町に合うかどうかは、分かりませんがね。風はあるかどうか。たいてい風があるのは山の上ですから、山の上までに、その実際道路が付いたり工事の所もあるんですけども、その町として取り組むべき自然エネルギーを開発するのは、先程3つ上げましたけれども、町としてはバイオマスもありましたけども、これは後で伺いますけれども、町長の今の感覚としてはね、何が佐用町に合っている自然エネルギーだとお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、風力についてもですね、これ、あの私も詳しくは分からないんですけども、まあ、その当然、これ自然、地形の中で、年間を通しての風の強さ、風の方向とかですね、そういうものが、適所がどこにあるかということで、色々関係の中で調べられて、若干調べられたというふうに聞いております。そういう中で、中々ですね、佐用町のような地形の所については、その海からのですね風、まあ海岸なんかですと非常に海からの一定方向の風が非常に強いとかですね、まああのそういう適地というのがあって、そういう所においては、風力発電、特に北海道とかですね、東北の方なんかでも、そ

ういう所があります。取り組んでおられるんですけども、まあ、あの、やはり地形的に山に囲まれたりして、いくら山の上に、こういう、そういうやつを設置したとしても、中々年間を通しての効率的な発電をするには、難しい所であると。あんまり適所ではないというふうには聞いております。ですから、私はまあ、今の、色んな物をこれから考えた時にも、この山の管理また農地の管理色んな面から考えて、バイオマスというものは、これはやはり、1つの佐用町に適した、適したいうか、佐用町においては取り組むべき今後、新しいエネルギーではないかなというふうには思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 先程、バイオマスについてはね、神戸市が、その環境省の肝いりでやっているのはご存知でしょうかね。神戸市の方では、ポートアイランドに生ごみバイオマス化燃料電池、この燃料電池をつくるんですね。燃料電池というのは、将来的には、その一番中心になるのは、水素、無限にある水素を化合されて、電池、それが新たな、そのエネルギーに取って代わるんじゃないかと言われているんですけども、その神戸でやられているのがバイオマスを利用した燃料電池をつくると。こういう環境省が進めているプラントですね。これ、これでしたらね、先程町長の言われた、そのにしはりま環境事務組合で進めているごみについてもね、神戸市で、そういう事、まあ兵庫県内でやっていることですからね、それ連携して、その先程佐用町に合っているのはバイオマスじゃないかという町長の答弁ですけども、その中で、やっぱり私もバイオマスをやるとしたらね、この神戸市の例も参考にされたら、今まで、この神戸市でやっておられる例を参考に見に行かれたことありますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、バイオマスについては、色んな所で、まあ発電に取り組まれておりますけれども、神戸市のんは、私は知りません。そういう知識はないんですけども、あの、バイオマスを利用した水素電池、燃料電池でね、ということですけども、これは、多分方式はですね、バイオマスでメタンガスを発生し、そのメタンガスによって電力を発電して、その発電した電力によって、水素、これは水を分解してですね、酸素、水素を発生させるということだと思います。で、今、あのこれはまだ、実現できるかどうか分からないんですけども、にしはりま環境事務組合においてもですね、何とか水素自動車というものを、今言われる燃料電池というのは、水素と反応させて、そこで生まれる熱を利用するというのが燃料電池だと思うんですけども、直接ですね、究極的には、直接水素で走らす自動車、これが一番まあ、もう公害のないですね、排ガスのない車になる。自動車になるわけです。で、各自動車メーカーさんも、こういう問題について、非常に力を入れて研究をされてますけども、実際に、ドイツとか日本ではマツダが水素自動車ということで、次世代の自動車開発を今取り組んでいる事は、私は聞いてますけども、まあ、あの実際に今、鹿児島の方ですね、小さな、そのメーカーがですね、現在の今ある自動車の改造をですねして、水素で直接走らせる自動車、これをはや公道で走れるように許可を取って走っているという事です。例えば、にしはりま環境事務組合で電気を発電してエネルギー回収するんですけども、そのエネルギーをね、電気をね、電気をどういうふうにするか。そこで、今、酸素を発生して、酸素とそれによって水素が発生する。その水素をパッカー車、

収集車等に使えるようにね、まずしてみるということもね、1つの方法じゃないかなということで、まあ、これは、できるかどうか分からないですけども、研究する当然価値はあるだろうということで、今研究をしております。ただ、まあ大きなメーカーがですね、まだできてないものを、そういう小さな地方の工場が企業がつくってですね、実際に実証車として、2年ぐらい、もう既に走っているわけですけども、それが安全性の問題とかですね、コストの問題、そういうものが全てクリアーできるかどうか、こういう事も当然あるんですけども、一遍にできなくっても、何台か導入して試験的にやりながらね、そういう問題、形を、それを進めていくってということも、これは1つの全体事業の中である程度のリスクはあったとしても、まあ、取り組んでいって、その価値のあることではないかなという思いもして、今、それは研究をしているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに町として取り組むことは研究していただきたいと思います。神戸市については、その神戸市の内容についてはね、バイオガスに含まれる、その、それで、バイオガスで、その運転するんじゃなくて、バイオガスそのものに含まれる水素を取り出すらしいんです。それで燃料電池にするという、そういう方式らしいんですけど、これでも、まあ、にしはりま環境事務組合のごみ処理場の付帯されたものとしてね、全体で、そのにしはりま全体の、使えるのであればね、それを研究するという事ですから、そういうふうにやっていただきたいと思います。

次に、学校給食についてお伺いしたいんですが、その学校給食については、1954年に学校給食法というのが制定されて、これがまだ生きてると思うんですけども、この法律の第1条目的では、学校給食が児童及び生徒の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることに鑑み、学校給食の実施に関し必要な事項を定めるとして、食生活の正しい理解と望ましい習慣を備える。二、学校生活を豊かにし、明るい社交性を身に付ける。食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図る。食糧の生産、配分、消費について、正しい理解をする。と、この4つの目的からして、こういうことをやりましょうと。学校給食ではね、やってるんですけども、今現在として、この度問題になったのは、たまたま町内の学校給食に、そのセンター、各センターなりで、調理場では、その中国産は使われてなかったということですけども、これは、中々、この度中国産が問題になったのは、その元々輸入していたのはJ T、元々専売公社、もう信頼のおける企業であり、また販売したのが生協、コープですからね、元々どっちも輸入するにしても販売するにしても、信頼のおけると共に任して、こういう事態が起きたいということですから、学校給食についてもね、それが中に入って来るかどうかということは、先程の答弁ではね、その食い止められるのかということがあるんですけど、一番、安心なのは、地元で、ほんまそこで作った目に見える物が食材として使われとったら、それが目に見てほんまに直ぐ分かるんですけども、多くの部分が、食材として、まだ地元産が少ないということですから、この安全性は、それ担保されるんでしょうか。今の状況で。

議長（西岡 正君） はい、総務課長ですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 例えば、中国産のことを例に取りますと、今、普通の、その単体の例えば、ある野菜とか、そういう、そのはっきりした物については産地等が、その輸入、食材を購入している業者から産地等についても、その表示とか、そういう物で確認をしております。で、問題は、その加工されている物です。これが中国で加工されているような食材については、それはまあ、表示もされてますので、その物資、食材が届けられた時に、その産地等も確認しておりますので、そういう面については分かります。で、加工された中で、例えば日本で加工されて、その材料として、例えば、炊き込みご飯とか、混ぜ飯の具とか、そういう中に中国産の野菜とか、そういう物が入っている場合があります。そういう場合については、産地は主な物であれば表示されているんですけども、そうでない場合もあります。本当に微量に入っているような、例えば、おにぎりの素とか、あいう物については、梅干とかごまとか、そういう物が入ってます。で、ごまなんかが入っている場合は、ほんまに微量で入っていると、そういう場合は、分からない場合があります。で、今回、中国産が問題になった中で、学校の方には、センターの方には、中国産については、この今の状況の中では、できるだけ使わないようにしようという中で、今、危惧されるような、そういった加工商品の中で入っているような物については、考えられる物については、その業者から成分表を取るといようにしております。その成分表の中で、今言ったような産地とか、そういう物も確認させて頂いて、安全性を確認する中で使用していると、そういう状況です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、成分表を、その業者なりから、この産地、産地は分かりました。その成分についても分かりましたと。その中に、そのどれだけ農薬を使われとうかね、残留農薬があるかということについてはね、産建委員会で研修に行った、からりなんかでしたら、抜き打ちで、その売ってる商品について検査するんですね。そういう事があって、初めて信頼できると思うんですけど、業者についてね、この食材が、ほんまに残留農薬がこれくらいやということが分かることが、その信頼につながると思うんですけどね、そこまでできるかどうか。その商品使って、そのからりなんかでしたらね、パソコンの見て、ピッと当てたら、その商品の今まで農薬をどんだけ使って来たかというのは人目で分かる。その人目で、その申告しているのはそうですけれども、ほんまに、それが本当かどうかいうのも抜き打ちでテストするんですね。ですから、業者もいい加減なことはできない。作っている生産者もいい加減なことはできないという体制があるんですけども、そういう業者に対して、それが本当に、その成分は分かった、産地が分かった、それが本当に信頼できる、ほんまに安心な食材かどうかいうのは、どうやって確かめるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長ですか。教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） それは、あの、非常にこう難しい問題だと思います。

ただ、食品の中に残留農薬とか、そういう物については、実際のところ、こちらの仕入れ側の方では確認のしようもありません。ただ、添加物的な物、食品に入っている添加物、

防腐剤とか酸味料とか、そういう物については、その成分表の中でも確認をしております。で、その残留農薬とか、そういうことについては、今のところ、その確認をしていると言うんですか、県とか、そういった公的な機関で、特に中国産の食材等についての、そういった情報によるしかないっていうのが現状です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、国なり国の方である程度方針決めて法律がきまりゃあね、その業者も、そういうふうにしてくるんでしょうけども、中々、それまでにできないいうところありますけれども、先程離れたからりなんかでしたらね、自分とこでお客さんに提供する食材が安心ですよという信頼を持ってもらうために、自分とこで抜き打ちで検査して、この商品が野菜が安全ですよというふうなことをやっていますからね、そういうふうなことを業者には求めていくことが、国の制度ができる前にもね、そういうことを実際使う物としては、そういうことのやっていく推進するような方向でいくべきではないんでしょうか。いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） そういう方法が、まあ業者の方、まあ業者につきましても、その教育長言いました、そういった大手の兵庫県の学校給食総合給食センター、そういう所では、実際に、そういった検査の部署もあります。まあ、そういった大きな所については、そういった検査部署等にもお聞きする中で、そういった物も確認していきたいと思えますけども、ただ、教育長言いましたように、食材の納入については、そういった大きな検査機関もある業者ばかりではありません。町内の食料品店、そういった所からも、購入している部分もあります。そういった物については、非常に、今議員が言われましたような体制というのは、非常に難しいなというふうに思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） その食品についてはね、その今のどんな安全か、安全な野菜が自分らの食べられる物が使われているかと、児童、生徒がね、知るのが大切だけれども、その食育の中で、その食材がどうやってできた野菜なんかね、野菜や米なのか。あるいは肉でも。野菜。どうやって、それが食材が作られたか。それから、どうやって、それを調理したかね。それから、それを食べて、体がどういうふうな働きをするか、この3つの流れで食育ができると、こういうふうに、その文科省なりでも、そういうふうに定めているんですね。一つひとつですから、初めに食育の基礎となる、この野菜、その食材がどうやってつくられたかということも、子どもの食育の上では1つの大切なことやと思うんですね。それから、調理師なんかでも、その今、佐用町の中で、まあ4つ給食センター含めてありますけれども、その調理する段階で、実際見に行ったりね、その野菜を刻む所を、子どもが見に行くと、こういうふうに作られてるんだと。こういうふうに手間掛けて、お米ひとつ洗うんでもね、そういうふうな作り方も、1つの子どもの勉強、食育だと思うんです。

それから、それを食べて、皆元気になり、骨の付く、どういうふうに内臓が作られて、自分らが成長していくんだと。そういうことになると思うんです。その文科省の進めている、その3つの、どうやって作られたか、どうやって調理されたか、それは、自分の体に、どういうふうな影響に成長になるんだという、そういう食育の、その実際の教育はされているんでしょうか。そういうふうな実態なんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ええっと実は、佐用中学校がですね、ランチルームができて、導入、給食導入をしました。その中で、まあ、小学校時代にも学校給食を食べておったんですけども、まあ、改めて給食センターの作業というかね、調理の実態、どういうものか、これを子ども達に目の当たりに見せようというようなことで、先生と子どもが中心になってですね、ビデオで撮影して、そこの調理師等にですね、まあ、お話を聞いたり、それを1つのテープにしまして、各学年で、そういう給食センターの中身について、その中に、そこでこの食材はできたとか、こういう日数がかかって、今、ここにあるんだとか、そういうことをした経緯もありますし、更に栄養職員が、栄養教諭が配置された、今まで、じゃあ食育はしてなかったか、そういうものではないわけです。特に、小学校中学校におきましても、総合学習やそれから家庭科、こういう中でですね、実際に子ども達が、地域の食材を使って料理したり、そしてまた、いずみ会とか、その辺との協力を持ってですね、地域の、それこそ畑に植わっている状況、そういうものを聞きながらですね、学習は進めているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 四国の南国市なんかではね、その地元で作った、このお米は南国市は全部、自分所で地元で取れたお米を使っているんですね。それで、このお米は ちゃんとおじいさんが作られたお米やと。実際、田んぼに行くと、その田植えから、そういうことをして、実際自分らが植えたやつが、米が大きくなって、それを刈りいれて、実際こういうふうなん使われるんだという南国市の取組みなんかもありますしね、実際、野菜なんかでも、今日の人参は、どここのおじいさんが作られましたとか言うてね、そしてたら子どもらも身近に、それが感じられるんですね。ですから、なるべく食材については、地産地消ということで、それが子どもらが教育になりますし、実際どういうふうに作られているんかということになりますし、その作物をもっと給食だけじゃなしに、安全な食材ですよということを、もっと農業振興につなげていけるのではないかと。先程、その各直売所なりと連携してと言われてますけど、それ、それについては、南国市なんかは、初めから給食に年間、大雑把にですけど、メニューなんか決めて、この季節に、その市に合った旬の物が取れる、こんだけ取れるから、地元でこんな物が取れるから給食に利用しよう。ある程度、統合給食センター的なね、大規模な統合されますと、初めに年間のメニューが決まって、それに合わせてしまっていることですから、むしろ逆に、地元でこういう野菜が、今獲れますよということ、ジャガイモがとれますよということになれば、それの方が元になって給食のメニューを決めるというふうになって来ているんですね。それを元にしてですか

ら、発展させて農産物の、佐用町の農産物をもっと買っていただくなり、そういう市場ももっと広がって来る。付加価値が付いて広がって来ると思うんですけども、その点は、町長にお伺いしたいんですけどね。農産物は、もう給食を元にしたやつを広げていくと、そういう方策、給食を元にして、その生産者それから農協、それから町役場もかんで、それで農業振興に進めていく。そういう方策について。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） まあ、あの、それは両方だと思うんですよ。どちらからというわけではなくて、両方、まあ、その、こうタイアップしていかないとことよってね、給食だけでね、それが振興できるわけではないし、まあ、ただ給食にも、そういう事で、できるだけ計画的に使っていけるような対策、これは、そういう農業直売所だけでは私はできないと思います。これは、今生産者、それに対して、まあ町がやはり、そういう各ね、利用している所とうまく連携をする間に入って、それぞれ調整をしていくというね、計画をしていくという作業が当然、そこに要りますから、それは、お説のとおりだと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、農業振興については、町の大きな佐用町については、基幹産業ですから、それを振興させていただきたいと思います。

次に、ごみ処理場の見直しの件ですけども、初めに平成 14 年に町のごみ処理総合計画ができて、その時に人口予測なりごみの予測して、ある程度規模なり、もうずっと来たんで、その途中で見直されたことがあるんですね。18 年の組合議会でしたか、その時に人口予測の見直しされました。その時の見直しがなぜされたか、町長ご記憶でしょうかね。人口予測見直されたんです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 見直しをした時に人口も将来の、当然ずっと人口がドンドン減って行くという状況、まあ、あの、特に科学公園都市の方においてもですね、まあ、その科学公園都市の方の発展状況も、これも中々当時の最初の時の予想値とはかなり減って来まして、そういうこと含めて、そういう見直しを当然図ったということです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 当時のね、人口予測、その 16 年度、16 年度の見直ししたり、18 年の、その議会で提出されたんですけども、当初はね、16 年度が 11 万 5,426 人、それ

で、改定 17 年度に、その見直されたんが、10 万 9,330 人、6,096 人、その減って見直されたんです。当時も、その合併前でしたけどもね、合併前に合併については、人数が多くなるから、これもっと、少なくなるからもっとまとまらなあかんという 1 つの根拠だったんですね。人口ドンドン少なくて、その一方で、ごみ処理場の組合つくるんについては、人口はあまり減らない。それ実態に合わせた、これ数字に改定されたように思うんですね。その時の理由が、少子化対策を見込んでなかったという理由で、その 6,096 人の少なく見積もる下方修正されたんですね。それから、事業系ごみについても、その企業が張付くと思って、多分、この企業の張付けというのは、テクノ、光都のことだと思うんです。それにもっと企業が張付くから事業系ごみをもっと大きく見積もってたいことがあるんですね。その事業系ごみについては、平成 14 年の、その当初の計画では 3 万 229 トン年間ですね。それから、それが、17 年度に見直されたのが 1 万 2,195 トン年間。1 万 8,000、倍以上もね、倍以上言うか、2 分の 1 以下に、その事業系のごみは下方修正されたんです。ですから、ドンドンドンドン、今まで 14 年の総合計画あって、途中で、16 年で見直し 18 年で発表されましたけども、その改定がね、組合議会で言われましたけども、こういうふうに当初の計画から変わってきている、規模については、先程、町長、その見直す、132 トンが 90 トンになったからこれ以上の、その規模の見直しはないということですけどもね、その今まで、たった 4 年の間ですらね、こういうふうに修正されてきている。それから、姫路市、たつの市については、まあ旧新宮町についてはね、まあ、抜けるかも分からないということですから 132 トンが 90 トンになっても、もっともってこれは全体の宍粟市、佐用町と、それから上郡町で、大分ごみをもっと減るんじゃないかと、私思うんですけども、規模についても、やっぱり見直しが必要じゃないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、一番最初の 132 トンを出した時に、私達も、これは、当然、その時のね、推計値、将来の、その予想値、こういうものも、あるい程度、その最初の計画ですから、かなり余裕をもってしてあったことは確かだと思うんです。当然、これは、最終的に、実際の実施に当たってはですね、当然、この、その時点から見直すと、見直すと言いますか、もういっぺん検討をするということの前提で、そういう、その 1 つの最初の基本計画を作っております。で、そういう中から、17 年に一応色々再度見直しを図ったということで、これは、あの、かなり、そういうその実際の状況を、かなり組み入れて出してきて、しかも姫路市等の話合いの中でね、当然施設には余裕がないと、これは安定した運転できませんから、その余裕分についても、こう、もし事故とか、たくさんのごみを処理しなきゃいけない時には姫路市にも応援をしていただくという事で、まあ、その分を少なくしたと。ですから、まあ、今回の 90 トンというのはね、まあある程度、そういうシビアに出してきた数字であろうというふうに思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まあ 90 トンがシビアやと言われるんですけど、私、まだまだ課題だと思えます。それから、神戸新聞にという、新聞報道というのは神戸新聞のことですけども、記事、町長読まれました。内容を言いますとね、神戸新聞からとりますと、地方自治体、一部事務組合などが含む運営する 32 都道府県のガス化熔融炉 70 カ所に対し補修費

の推移など調査。外部に一括委託し内訳不備なケースなどを除いた 57 カ所を分析した。その結果、04 年度は 49 カ所が稼働し、補修費は、約 19 億 200 万円、施設数は 05 年度 55 カ所、06 年度 57 カ所になったが、それぞれ 29 億 9,200 万円、約 44 億 3,200 万円に膨らんでいた。従来型の補修費は、1 施設、年間 1 億円以内だったが、06 年度は 20 カ所で超過。炉内部や周辺機器の損傷が目立つ。補修費を想定内としたのは 17 カ所 30 パーセント。36 カ所 63 パーセントが想定より多く、今後の増加を懸念と回答。7 パーセントは分からない。こういうふうに、補修費が、ドンドン、ドンドン、その当初の見込みよりもね、そのガス化熔融炉については、そのまだまだ技術が確立してなかった。補修費がいったということですけども、先程、町長が、その方式、ガス化熔融炉を、流動床式のガス化熔融炉の見直しというふうにとっていいんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、まあ、当時ですね、この方式について、色々議論した時には、環境省等においても、この熔融をすること、そのダイオキシンの最終的には処理問題から含めて、そういう事が 1 つの方式、厚生省の指導でもありました。で、技術的に、このガス化熔融炉というのは、そういうことに対しての、かなり進んだ方式だろうということで、ガス化熔融炉がいいのではないかということでした。ただ、先程私も答弁言いましたけども、それから、今、お話のようにですね、2 年余りも経って、各地で先行して建設された施設というものが稼働して、その稼働実態、稼働実績というものが明らかになって来たと。それが、まあ、その神戸新聞なんかの報道にも出て来ているわけです。これは、まあ報道だけではなくてですね、それ全国の、そういう協会の方でも調べておまして、大体同じ様な状況が当然、把握されております。で、それには、補修費だけではなくて、やはり先程言いました、ごみの質がドンドンとリサイクルなり、その資源化を進めることによって悪くなっていると。当初、設計段階におけるごみが持つカロリーが下がってきてですね、ガス化熔融炉、ガス化熔融として自己熱で熔融していく方式において、その自己熱が足らないと。ですから、あの、かなりの補助燃料、これは改めて、その灯油とかですね、またガスとか、そういう物を、ごみを燃やすために、またごみ、燃料が要するというような所が出ていていると。それで、うまくいってる所もあるんですよ。で、3 分の 1 というのは、大体今言われるような数値で、うまくいっている所がありますけれども、うまくいってない所がかなりあるという事で、この点についてはね、やはり、私達の事業についても、実際に、かなり遅れてきたわけです。そういう遅れている中で、逆に、その実態をきちっと把握しながらね、そういう問題点は、問題点として、これは、やはり見直すところは見直しておかないかん。洗い出す所は、洗い出していかないかんいう事で、今現在やっております。

議長（西岡 正君） はい、後 4 分です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） あの、神戸新聞の続きではね、その近くの高砂市、高砂市はもう、できる当初からね、できた当初からトラブル続き。その出雲のクリーンセンターにしてもトラブル続きがあったんですけども、近くの高砂市についてはね、その補修費、高砂市

美化センターでは、稼働している。基準値を超えるダイオキシンが検出などトラブルが相次いだこともあり、補修費の負担増が懸念されている。高砂市は、焼却炉メーカーに対し、本年度で消える保障期間の延長を求めているが交渉は難航している。もうメーカーはつくったら、その、保障期間は終わったからね、後は、その自治体、その市で、高砂市で見なさいよ。こういう何か無責任なことですからね。佐用町、にしはりま環境事務組合でもね、そういうことが起らんように、もう検証に検証を重ねてね、ほんまに大丈夫なんか。その焼却炉については、元々の建設費についてもね、高い。その言わば、不良商品を高額な値段で買わされて、それで後、保障期間を見ませんよ。こういうような状況ですからね。そのにしはりま環境事務組合を構成する佐用町としてもね、こういうふうなことについては、慎重にやらなあかんと思うんですけどもね、高砂市の例を聞いて、保障期間後見ません言われたら、交渉難航しておるということですから、これ法的にも、その保障期間が市とメーカーで決められたんでしょから、それ町長、高砂市の状況を見て、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、高砂市だけじゃなくって、その発注のね、仕方によっても、まあ、そういうその後の今、問題が生まれます。ですから、組合としても、まあ、できるだけ、そういう実例、過去のですね問題、今起きている問題、そういうものを捉えて、少しでもトータル的なコストを安くできるように、考えておりますし、まあ、少なく稼働、建設だけではなくてですね、やっぱり、それを実証して、その設計どおりのものがきちっとできてるかどうか、そういう、その運転も、かなり長く続けて、実際、それをやっていかないとですね、はっきりしない所もあるわけです。だから、当初の発注の中でね、姫路市さんがやってるような建設と、後の運転期間をですね、20年なら20年間含めた発注をするというような方式もあるんですけども、組合としては、そこまで長くすることは、逆にコストが上がる面もありますので、若干の、かなり期間を運転期間を含めた発注をやっ
ていこうというふうに考えておりますけど。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、その見直しについてはね、富山県高岡地区の広域事務組合で灰溶融炉の建設を行わないと、こういうふうには、この富山県の高岡地区広域事務組合で決められた、これ色々検討して、これも検討してね、やって欲しいと思います。

議長（西岡 正君） 時間になりましたんで。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁、結構です。

町長（庵逄典章君） あの、熔融につきましても、これも厚生省の方もですね、やはり、この環境問題、エネルギーの削減ということも観点から含めて、今、熔融をしなければいけないということは、もう変更してですね、熔融しなくてもいいと。ちゃんと処分ができ

ればということで。そのこと、その点については、十分に組合としても、今検討をしております。はい。

議長（西岡 正君） はい、暫く休憩をいたします。再開を3時20分といたします。

午後02時58分 休憩

午後03時20分 再開

議長（西岡 正君） 引き続き一般質問を行います。
続いて17番、山田弘治君の質問を許可いたします。

〔17番 山田弘治君 登壇〕

17番（山田弘治君） 17番、山田でございます。

ただ今から、産廃施設処理、もとえ、産廃処理施設才金ファームについてということで、2月21日に開かれた臨時議会において幕山自治会から出された産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願が佐用町議会で採択されました。そこで、次の点について、町長の見解を問います。

- 1、採択された請願をどう受け止めているか。
 - 2、処理施設の誘致についての幕山地区での話し合いの状況はどういう状況であるか。
 - 3、水道水源保護審議会の開催が、なぜ2月28日なのか。
- 以上、3点について、町長の見解をお伺いしたいと思います。以上です。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

再三、それぞれの議員の方からご質問頂いて、同じ様な答弁をさせて頂いておりますので、まあ、同じ答弁になって行くと思っておりますけれども、お許し願いたいと思っております。

まず、最初の請願をどう請願に、最初の請願をどう受け止めているかということでございます。私も、この請願は、多くの住民の皆さんの純粋な思いというふうに受け止めなければならないというふうに思っております。また、この請願がですね、議会で議決されたことは重く受けておまして、町長としての責任を果たさなければならないというふうに考えておりますけれども、当然、議会におかれましても、町として法令順守の中で問題を解決することを前提に、この請願の採択をされたものというふうに思っております。その点を踏まえながらですね、話し合いの中で解決の方向を、方法、方向を見つけていかなければならないということで、現在努力をしているところでございます。

また、次に幕山地区の自治会長さんと、また才金集落との会合ということでございますが、具体的な、今結論には至っていない状況でございます。それぞれ地域の皆さんにも、この問題を、地域の全体の問題として、何とか、地域の皆さんが、こう、色々と地域づくりを行うにあたって、皆が仲良くですね、こう色んな事業にも取組めるような、そういう地域に戻していかなきゃいけないという思いで、それぞれの皆さん、お互いに、それぞれの立場をありますけれども、まあ立場を越えながら努力をしていただきたいということで、また理解をいただきたいということでお願いをしているところです。

次に、水道水源審議会の開催ということでございますが、これは当然、行政、町としての責務として、手続き上の手続きをしていかなきゃいけない。2月の15日に審議会を開

き、その中でもですね、改めて審議会として慎重な審議をするために、同類の施設の施設の視察も行うということで、視察を行うと、行っていただく日をできるだけ早く決めるということで、その時もお話をさせていただいたと、皆さんの、そういう意見だったと、審議会の委員の皆さんの意見だったと思います。まあ、日程的に2月28日ということで、それぞれ委員さん、会長さんと相談をして決めていただいたということでございます。それ以上の何も他意はございません。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） はい、議長。それでは、再質問に入りたいと思います。

その前に、その前って言うか、あの、住民課長なり副町長に、ちょっと私、素朴な疑問がありますので、ちょっとまあ、お尋ねしたいと思います。

この才金ファーム進出計画の経緯という中で、石堂議員の質問の中にもあったかと思いますが、18年の8月31日に町長をはじめとする方が、視察に行かれております。この視察に行くんに当たって、住民課長の方に、この才金ファームの事が耳に入って来た言うんか、手続き上の何かが入って来たいうんは何月でした。おりてきたんは、県からなり、それに基づいて、恐らく町長は行かれと思うんで、どの時点で住民課長のところに、そういうことについて入って来たんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、ああ失礼、住民課長。

住民課長（山口良一君） あの、こういう計画があるということを知りましたのが、正確には覚えておりませんが、この8月の31日でしたか、視察に行っております。その1カ月前ぐらいだったんじゃないかなというふうに思いますけども。ちょっとね、はっきりした記憶はございませんけれども。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） あの、私ね、これちょっと尋ねたんは、まあ、今、ずっとまあ町長が矢面に立っておるわけですけども、私、この今回、才金ファーム、そして藤井社長が才金の方に来たいんだということで、この方が、度々来られておれば、どういう方かいうことはおそらく分かると思います。ただ、初めて、そういった業者なり社長が来られるということについては、当然、調査をされるべきだったと。そして、詳細に調査したことを町長の方に上げておれば、私は、こういう展開にならなかったんじゃないかという気がするんです。現在、こういう様な状況になっておることについて、住民課長はどういうふうに捉えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） まあ、その点は、あの、石堂議員からもですね、指摘があるところ

なんですけども、まあ、あの、地元の方も視察に行かれたということと、先程言いましたように、その8月31日には、私、ちょっと行っておりませんが、まあ、そういう施設としてですね、そんなに、その危険性があるようなものではないということで、まあ、特に、その、どう言いますか支障はないだろうということで受け止めております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） あの、まあ、そういう程度ですね。私は、もうちょっとこう、担当課長としてね、事前に私は、調査をしてあげた上で、町長の方に、実は、町長こうなんですよという事の、私は、アドバイスをしていただいた方が良かったんじゃないかというふうに思います。それから、今回の、この件に関しまして、副町長の姿が、ひとつ見えんわけですけども、副町長は、この才金ファームの件について、どういう見解を持たれておるんか、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） まあ、どういう見解をとわれましてもですね、今色んな形で、色々議論もされております。そういうことで、町長も答弁を再々同じことを申し上げておりますけれども、円満に解決ができるような方法を考えていきたいと思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） あのね、私、あの、町長を支える幹部の方々がね、私、もうちょっとこう、われわれから見た時に、非常に一生懸命やられておるなという姿がね、残念ながら見えてこんのんです。ほんで、副町長にお尋ねしたんも、当然、私は、そういう中でね、やはり町長に補佐役として、助言なり、そういったことをされておると思うんですけども、私らに見えて来ませんのでね、そういうふうなことについて、私は、まあ、もうちょっとこう、しっかりしてあげて欲しかったなという思いがあります。

それで、今回、請願が採択されたいということの中で、実は、私どもは、6月7日の審議会の中で、充て職ということで、2名の議員さんに出て頂いております。その第1回目の中で、実は、こういうことでという話しがされた時に、議員の方は、そういうことを聞いていないと、内容は聞いていないということと、非常に重要な問題であるということの中で、今回は、結論出さずに持って帰らせていただきたいということで2名の委員さんは帰られております。非常に、この判断は、私、正しかったと思うし、私どもとしても非常にありがたかったなというふうに思います。それで、それから、どういうふうにするかということですけども、そしたら全員で協議して結論を出して、その結論をもって2名の方が審議会に出ていただくということの中で、相当回数も重ねながら議論をさせていただきました。町長にもあがっていただきましたし、そういう中で、1月の28日、30日に審議会があるということで、議長の方からの約束なんで、1月の28日に議員連絡会開いて、その中で、結論を出したいということで、28日に、当日行ったんですけども、議長の方が、この事については、結論を出さないということで、終わりました。で、あの、住民の方、

そして自治会の方が、28日には結論が出て、それを持って常識ある結論が出て、それを持って委員会の方に、審議会の方に臨んでいただけるものということで、非常にまあ、結果を期待されておったんですけども、そういう状況の中で、とらないということ。そして、それ非常にまあ、失望の中で、危機感を持たれまして、請願が出されたというふうに私は理解しております。それは、まあ、21日の臨時議会の中で、県下ではそういうこと珍しいということでありましたけれども、臨時議会開きまして、採決の結果、11対1ということで反対1ということで、採択になりました。

まあ、あの、われわれとしては、やっとまあ住民の方に応えられたなという気持ちでありました。で、後日、才金のもとえ、幕山の方へ、たまたま行く用事がありまして、その中で、住民の方から非常に涙を流しながら、非常に感謝をされました。よくやってくれたという事で、40代ぐらいの男性だと思えますけども、非常に感極まって涙を流しながら、よくやってくれたということを言われました。それで、その後言われた言葉が、その、これからの子ども達のために、幕山をごみ捨て場にはいかんのだということを非常に強調をされました。私も、そこに同席させて頂いて、非常に私も感銘を受けました。このことについて、町長、私が、今こう発言披露したわけですけども、このことについてどういふふうな気持ちで、今、聞かれたか、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） 議会のことじゃないですね。

17番（山田弘治君） はい、その住民の方の、幕山が、そのごみ捨て場にはいけないんだと。

町長（庵逄典章君） まあ、それは、住民の皆さんのね、純粋な、まあ素朴な、その願い、思いだというふうに受け止めますけども、ただ、そこにね、ごみ捨て場というね、思いというのが、これが十分にね、そういうこの施設の内容等について、まあ、最初から、そういう説明をきちっとしておれば、そういう発言にはならなかったかというふうには思うわけです。その点は、非常に、この町と、この施設を最初から施設をつくるというところから入ってしまっているところにね、私は、そういう皆さん方が非常に心配されて、その心配なり危険性を考え、感じられて、そういう言葉思いというふうになってきておられると思います。それはだから、それは、それで、やっぱし、今の状況として受け止めなければ、純粋に受け止めなければならないというふうに思います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） あの、まあ、あの、今回、そういう形で請願採択されたということについて、町長も非常に重く受け止めるということ、まあ臨時議会の後のコメントの中にも、そういう事が発言されておりましたし、その円満解決のために頑張っていきたいということでした。それで、今回も、そういう重みのある言葉を、こう発言されておるわけですけども、話をよく聞いておりますと、やはり、その法令を順守しながら、円満解決ということでありますけれども、それと、その結局は、その才金、それと業者との話し合い

に委ねるということであろうと思います。昨日からこういう質問が出るということで、傍聴に関係住民の方であろうと思いますけども、来られております。おりました。今日も、まあ、午前中は、そういう方もおられましたけれども、結局、その住民の方が、今回、この議会傍聴に来られとうということの意味が、やはり町長の口から、われわれが、住民が、安心できる言葉を発信してもらえないかということが、私はあったと思うんです。だから、それを、そういうことでしたら、まあ、聞いておると、そういうことには至っておりません。私は、今回は、その山本議員なり石堂議員、片山議員は、水道水源保護条例の解釈運用について、まああの、されました。私は、それは、それについて、町長は、入り方間違えておったということの反省の言葉もありましたけれども、私が、もう1つ付け加えるとすれば、4回目、最後の意見書を出す時に、なぜ議会の方に、実は、こういうこと出そうと思うんですけども、どうですかということを図ってくれておれば、当然、それから今回のような議論が始まっておるわけですから、町長も困ることもない。住民も地域が割れるようなことにも、行動起こすこともなかったということで、私は、もうなってもたらしやうがないけども、これから当然、そういう色んなことがあります。それについてはね、やはり事前に議会の方に、実は、こういうことでしょう思うんやけども、どうですかという中で、色んな意見を集約されて、また新しいことに取組んでいくということはね、私は、今回、大きな教訓としてね、町長をはじめとする幹部の方は、是非、そういうふうに受け止めていただきたいいう、そういう思いがあります。それで、まあ、この3月1日に、旧上月町の38集落あるわけで、まあ38自治会長がおられます。まあ、その中の、その、ほとんどの方が、まあ来ておられました。その中で、幕山の自治会長さんのある方が、その町長は、この問題の解決を住民に委ね押し付け、そしてわれわれ自治会に押し付けとんだということが3月1日の時点の発言でした。ただ、昨日と今日と一般質問がありまして、町長と議員とのやり取りの中で、その気持ちかね、そういう気持ちが、どういうふうに変わったか分かりませんが、やはり、そういう、その受け止め方をされとういうことは、その発言から聞いてそうだろうなという、町長は違うとういこと。だけど、幕山の方は、そういうふうな受け止め方をされておるということでありました。だから、今回の一連の質問を聞く中で、また、そういうことの継続かなという気もしております。ただ、まあ町長も、この前の日曜日でしたか、3月2日の自治連合会幹部の方3人と、実は、上月は、旧上月町は反対の決議をしたんやとういこと書面でもって恐らくお邪魔されとうと思います。その中で、町長が、私は、町長の職をかけてやっとなやという非常に強い言葉を語られたとういふうに理解しております。聞いております。そんだけ町長も今回の問題について、一生懸命、地域が割れることなく何とか治めたいとういことひとつの表れだろうとういように思います。それで、私が一番心配しておったんは、当初は1集落対9集落だった。ところが、今度は1集落対他の方との図式ができてしまったとういことが、私は非常に心配しております。だから、私としては、その住民の方、上月の住民の方々に、町長としては、私を信頼してくださいよと。私を信頼してくださいよという、そういうメッセージをね出してあげることが、私は、この問題が、よりうまくいく、ひとつのやり方じゃないかとういふうに思うんですけども、町長は、どういうふうに、今の私の、そのメッセージですね、住民の方に出すとういことについては、どういうふうな、こう受け止め方をされますか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まあ、片山議員もですね、町長がここで鶴の一声で言ってくれれば、それでいいんじゃないかとういふうに言われましたけども、それは、私自身も個人的には、

そう言えば、もう一番いいわけです。しかし、まあ、町長としてですね、やはり、法令順守し、まあ、中立的な立場という、その大原則という、町長の今後の執行、責務、そういう中で、それを全てね、今、私が、法を越えて、全ての責任を持ってね、やるとしても、法を越えてまでやれという話にはね、では、これは町長としての責務を、逆に果たせないということになるわけですから、何とか法令順守の中で、当然、解決をしていこうとすれば、皆さん方の協力もないとできませんし、理解もないとできないということをお願いしているわけです。その中で、私は、町長として、何とか、こういう事態を早く収拾して円満解決にしたいということで、色々和努力しているということですので、それを、その言葉では足りないんだというふうに言われてもですね、現段階では、それ以上のことは言えませんし、そこは分かっていたきたいと思います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） まあ、そういう今の町長の、その答弁が、今できる最大の答弁かなというふうに思います。昨日の、昨日の片山議員とか山本議員の質問の中で、先程、町長申し上げられたように、法令順守が重要であるので、当事者同士で話し合いがされるのが一番いいと言われております。私も、それは同感であります。それで、法令順守が、町民の、そういうことで遵守しながら、まあ、何とかこういい方向に持って行くということできればいいんですけどね。

〔町長「ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

17 番（山田弘治君） 何ですか。

町長（庵道典章君） 当事者同士で、私が横において話ししてもらえばいいということは、ひとつも、そういうことを言ってるんじゃないですよ。当事者がいますから、当事者との、それぞれ話し合いを、私は、一生懸命、今やらして頂いておりますのでね、その中で、当然、その幕山地域の問題としてですね、幕山地域の自治会長さん、そして才金の集落の、それぞれの住民の皆さんとの話し合いも、これはお互いに、その直接話をしていただかなきゃいけないところはして頂いておりますから、そういう場もつくっておりますから、ただまあ、会社に対しては、私は、そういうことを、その会社の社長藤井さんについてはね、今の状況思いを何とか、まあ、こういうことで解決したいという思いを、そういうこと伝えるとか、そういう話、交渉は、私が今、やっているわけですから、まあ、当然、今度、才金とまた藤井さん、会社との話も当事者としての話もあります。だから、私自身が、全て、その解決ができるわけじゃない。やっぱり当事者なり関係者というものがあるわけで、そのところは、最終的には、合意なり理解というものがないと、解決は最終的にはできないということです。そのところは、当事者達が全てやらしてもらえばいいんだという話はしておりません。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） はい、分かりました。

まあ、それでね、結局、水道水源も、当然、審議会も当然まあ、この前 28 日に、施設を見に行ったら、その感想で止められておるといことですので、当然まあ、次の追加追加の 3 月中には、そういった結論が、出されるというふうに思います。で、私達も住民の方も心配しているのは、その審議会で、その、もう問題ない企業ですよという答申が出た場合に、もう取り返しが見つからないんじゃないかといこと、心配をしているわけです。それで、まあ、当然、その今言う、その中で、業者なり、才金の集落の方が、白紙撤回とか、撤退しますとかいう話になれば、それと関係なしにだろうと思はすけども、その万が一話し合いがね、町長が中に入り、先方し、こっちにし、そしてまた、最終的に当事者同士でやられた時に、今言う、その言い結果が出ればいいんですけども、その出なかった時に、それどうなっていくんだろうなという、こう心配があるわけです。町長も、まあ、どういふ心象を持たれて、こう現在おられるか分かりませぬけれども、そういう心配をされておるといことは事実です。だから、あの、その、それによって、その後は公害防止協定があるからという話もあるんですけども、それは前提は、もう、建設にかかる工事が、操業始まるいことの中での話しですので、それで防止協定の中で果たして、その歯止めがかかるかといこと、それもやっぱりわれわれは心配をしているわけですから、そのへん、町長、話の中でね、話した時も、それがあるといことなんですけども、果たして、その公害防止協定の中で、歯止めがかかるんでしょかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 手続き的にですね、県とも確認しておりますけれども、この町条例に基づく水道水源保護条例、そして公害防止協定条例、防止協定ですね、こういうこれが、やっぱり、結論が出て、それぞれ手続きが終わって、県は、その施設の正式な計画申請を受理するといことです。ですから、今、山田議員は、その建設が始まってから、そういう協定を結ぶんだといふうにお話ですけども。

〔山田君「前提にね、あの、その」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） まあ、それは、その全て、それはある程度は前提は前提ですよ。ただ、その公害防止協定の中をね、中で、今度は、その水道水源といふような、ある意味では、その限定された話ではなくって、これは、総合的な環境問題として、当然企業の方にも必要な要求をできるわけですから、それは、それで、かなり技量において、それで、やっていけるのかどうかといふね、判断もあると思はすけれども、かなり当然厳しい条件、また、話をして行く時間はありますし、そういう厳しい条件をつけるといことは可能であろうといふう思います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） その協定の、防止協定の中に、町長初めてこう、そういう言葉聞いたんですけども、厳しい条件を付けるといことであれば、ある部分、そういうこと、

その、業者に対してクリアできない状況が出て来るのかなという、こう感じがします。

まあ、いずれにしましても、まあ、この問題につきましては、長くなれば長くなるほど非常に難しくなる。色んな所に、こう波及して行くということもありますので、一刻も早く、一刻も早くというわけにいかんと思いますね。ここまで来たらね。できれば、まあ、そういう1日でも早く解決をしていかないかんと。いって欲しいなという気持ちがあります。それで、次に、まあ、後戻りするかも分かりませんが、ちょっと、次のところへ行きます。今回、あの1月。もとえ、2月28日に水道審議会が開催されるということで、私、なぜ、これをあえて3番目に上げたか言いますと、私、まあ漏れ伝わって来ておったんには、恐らく次の審議会は3月上旬ぐらいに予定をしとんじゃということのように聞いたものですから、それと、施設を見に行くと、その日のうちに、次の5時から、その審議会を開くということに、何か意図があるんじゃないかというふうに感じたものですから、こういうことをあえて聞きました。町長の方から、その意図はないんや。何も無いんやということと、実際には、施設を見ただけの感想で終わったということですので、これについては、分かりました。

それで、まあ1つ、もう1つ聞きたいんは、水道水源の審議会のあり方ですけども、まあ、第1回目の時から、もう結論ありきで臨まれておったと言う感じを聞きます。それで、1回、2回、3回、4回とこう来る中で、最初から審議の方は、水も出し、ええがなと。もうええがなと、賛成ありきの空気が非常に強かったというふうに聞いております。で、まあ、当然、当然じゃなくて、水道課長の方も、その審議の諮問の仕方ね、審議会の委員からの、どういう審議の諮問のされ、諮問をされたんですか。どういう、それちょっと聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、あの、確かに、山田議員のご指摘のように、第1回目ですね、町長からの諮問を受けた中で、審議会を開催させていただいた中で、私の方から説明をしていただいたことの中で、おっしゃるような不適切な不注意な発言があったということにつきましては、私自身、もう反省をさせて頂いております。ただ、そういう発言をさせていただいたということにつきましては、これは、私の一方的な思いがあったかというふうに思うんですけども、まあ、県の条例における手続き等も、もう既に完了に近いような状況であるというような状況。それから、まあ地元、いわゆる才金集落等の、いわゆる土地提供なり、そういう状況の中での話し。そういうものを総合的に判断させていただくと、色々意見も出たんですけども、そういう状況の中で審議会を開催させて頂いて、審議をお願いをする中で冒頭、まあ、ご指摘のような発言がさせていただいたと、まあ不適切な発言なことではあったなというふうには反省はさせて頂いております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 昨日、山本議員の方からも触れておりましたけども、才金ファームの藤井さんから2通の何ですかね、これあの、審議の遅れに対する要望書というのが、12月25日とそれから11月30日に、まああの、町長宛てに、こう出されております。その中で、この山本議員読んでおりますので、ちょっと最後の部分だけ読ませていただきますけども、排水による水質汚染防止を目的とするものであるから、排出のない施設につい

ては、同条例に定める規制対象事業所に該当することはないが、まあ、要するに形式的にね、審議会を開きますということ、水道課というか、課長がね、おそらく、そういうことを言われておると思うんです。で、その話を聞くと、ちょっとニュアンスが違うんやと。私は、そういうことじゃなしに、違うということの中で、課長も言われておりましたけども、まあ、これがね、もし裁判という形が出て来るのであれば、当然、訂正すべきところは、訂正をしておかなければ、もし、そういうこと、法的なことになった時に、課長の方言うんか、町の方が不利に働くということも、私は、考えられて、考えておく必要があるんじゃないかというふうにな気がしますが、その辺課長、この文書読んでもらって、本当にこう違うということになれば訂正を申し入れる必要があるんじゃないんですか。

議長（西岡 正君） 課長。

水道課長（西田建一君） ただ今の件につきましても、昨日のですね、山本議員からのご質問の中でお答えをさせて頂いておりますが、私は、そう言った限定した、規制対象事業者にならないというような限定での発言は、した記憶はございません。ただ、まあ条例等に照らし、いわゆる県の上位法令に基づく、様々な手続きの状況の中で、それから事業計画を見させていただく中で、藤井氏からの説明で、今回の汚泥の醗酵施設につきましては、水は使わない。工程における水は排水しないということの中で、であればですね、そういうことにはならないんじゃないかなという話はしておりますが、限定はいたしております。しかし、昨日も申し上げましたように、たとえ、そういった状況になったとしてもですね、必ずしもですね、これがあくまで建設の前提であるという考え方はしていただいたら困りますよという話はですね、藤井社長の方にさせて頂いております。で、私の方は、今回の、この計画につきまして、特に藤井氏に対する推進の立場、建設推進の立場と、そういった考え方は一切持っておりません。で、そういうことに対しての発言につきましてはですね、私の方から藤井氏に対し、それ以外に言っておることもあるのに、それを私の方から言いますと、それだけをことさら捉えられたことに対しましては、口頭でですね、藤井氏に発言をさせて頂いております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） ほな、これは、もう、これは仮にそういうことになっても、もう問題はないという捉え方をさせてもらええんですね。それでまあ、あの、この一連の中で、まあ、非常に私、議長も非常にまあ心配をされまして、その裁判ということ、非常に口にされておりました。それで、あの、この経緯に、進出計画の経緯の中でね、19年の12月14日に佐用町の顧問弁護士である藤田さん、これは川崎の法律事務所で、金谷支所長が行って相談をされております。その中で、覚書も約束事であることは間違いないので、いくらかの賠償は必要でしょうという、まあこういう弁護士からのこう、答え、回答があります。それで、まあ、過日、また別の弁護士さんの、その見解によりますと、これは、その覚書であって、メモ程度やということなんで、その、裁判になることはないということも断言されておるんですけども、町長、このへん、その12月14日、こうなんですけども、その、この件について弁護士に相談されたことはありますか。その才金の、この覚書のこと、これを白紙に戻したらどうですかというのを。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、覚書だけではなくってね、現在の問題を、色々と今後、事態を想定していった時に、そういう法的な争いごとになれば、どういうふうに、町としては対応していったらいいのか、どういうことが、まあ想定されるんでしょうかということですね、これは相談にさせて頂いております。ただまあ、弁護士の見解といたしましては、それは、もう実際分からない。分からないというのは、まあ、その企業としてですね、裁判をしようと思えば、何でも、色々と言えると。その実際に、じゃあいくらぐらいどのというのは、これはもう、その時の考え方で、請求、要求ですか、裁判における訴訟については、証紙さえ貼ればですね、いくらでも出せると。ただ、それが実際に、どういう裁判によって結果になるかというのは、これは、もう、また、その、そういう、その裁判の中で明らかに言うんですか、争いによって決定されていくことだから、まあ、余りそのどういう裁判になるだろうということを前提に、まあ物事を最初から考えるべきではないというような指導でした。ですから、まあ、もし訴訟というものが生まれれば、それは、当然それに対して受けて、方法、どういうふうに受けていくかということは、これは、また相談に乗りますと。ですから損害賠償についてはですね、あの、その、今当然そういう覚書なりが交わされているということについては、損害賠償という、それはもう、その企業側から言えば、そういう対象にはなるでしょうということです。ただ、それも、その役員で判押して覚書という形にされてますからね。それは決してメモ程度の物ということではないということです。

〔山田君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 結局、まあ、この前の2月の26日の、まあ夜寄られて初めてまあ、才金の、その山林委員とか評議員の方、町長、それから他の自治会長さんとの話し合いの中でね、まあ、あの、事実はあれですけど、私聞いたんは、まあ感触としてね聞いたんは、やはり裁判を非常に恐れとってやという感じだったということも聞いたんですけども、やっぱり、その辺をね、やっぱりきちっとしてあげなったら、この話を、才金の方に持って行って、持って行って白紙に戻して欲しいんやという話をした時に、他の議員の中で答弁されておりましたけども、やはり中々踏ん切りがつかんというかね、いうことに今なるんじゃないかと思えます。それで、やっぱり、当然弁護士によっても見解が違うということもありますけども、この前でしたか、町長が、まあ、その本来やったら姫路の方に相談に行くんやけども、人数が多いんで、こちらの方に来て頂いて、まあ、その相談をしてもろたらな、私の方から説明しても、中々納得してもらえないんだという話があったと思うんですけども、その顧問弁護士に来て頂いて、その、そういった法的なことをね、について、詰められたんか、それとも、まだされてないんか、それはいつ頃予定されとんか、そこら辺が、もし答える材料があったら教えてください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうことも必要ではないだろうかということで、弁護士さんにはお話したんですけども、まあ、あの、今のような状況の中でね、弁護士が、その裁判が、こういう裁判が起きるんじゃないか、こういう法的なあれがあるので、どういう損害が請

求されるんじゃないかということをおね、まあ、やっぱし言えないと。それは、ある意味では、皆さんの考え方、それを、その裁判があるからどうするんだというような、観点から、こう判断されるというのは、ちょっと、これはおかしくなると。だから、その、そういう問題が起きるんだとしたら、

議長（西岡 正君） 静かにしてください。

町長（庵逄典章君） それは、今弁護士としては、そういうことじゃなくって、町としてはですね、少なくとも町としての立場は、法令順守の中で進めていくということ。それを、話し合いをしていくという努力をするべきだという話でした。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 結局、この業者は、本来私ら普通から考えたら、こういう1つの町で、事業起こしたいんやということであればね、低姿勢に低姿勢にして、何とかこうお願いできませんかいう、まあ言うたら、普通田舎人間やから、そう私思うんです。ところが、この業者は、二言目には、もう訴訟起こす、損害賠償求めるということの話が、私達には伝わってくるんです。だから、やっぱし、そのね、裁判とか何かいうことになると、やっぱり知識のない方はね、非常に心配されると思うんです。だから、今聞きよったら、そういうことを想定して、弁護士が言うべきではないというような見解だったように思うんですけども、どうでしょうかね。才金の方が、本当に安心して、この問題について、その皆さんの意向に従うて、白紙いう形に戻そうとすれば、そういう法的な、やっぱし知識を持って相談をしなかったら、中々その分かった、うんという話にはならんと思うんですけどね。どうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、上月支所長。

上月支所長（金谷幹夫君） 私も、その顧問弁護士の所へ相談へ行きました。そういう中で、当然、その変な言い方したらタラタラ話ですよ。結局、あくまでも、どういう段階まで、結局、その損失につきましても、事業の逸失利益までするんか、それまでの経費だけで、色んなあります。そういう中で、当然、その弁護士と相談して言うんですか、そういう才金なり、色んな署名運動されとういう方に対して、そういう格好では、中々そういうことはできないと言うんか、そういうことをしても、分からないだろうというような見解でした。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） はい、弁護士って田村弁護士からの、こう見ますとね、要するに、損害賠償言うんか、そのあれは、計画推進の準備のために費やした数千万円の費用について貴町に対して請求させていただくことになりましてということです。これから先のあれじゃなしに、それまで掛ったやつを、数千万円を請求しますよというふうに書いて

は。だから、今まで金谷支所長が言うたように、これからの利益を見込んだいうことやなしに、だから、私、この前連絡会の中でね、町長も数千万円こう、誰かの議員の質問に答えられておる、それは私も、こんだけかかってないだろうということも言われておりましたけれども、恐らく私ら素人が考えてもね、こんなにかかっとうはずはありませんはね。当然、それは、まあ、例えば裁判になれば当然、きちっとした物出てきますから、それに該当するやつ、該当せんやつが出てきますから、それははっきりすると思います。まあ、そういう、町もさることながら住民の方が、損害賠償という言葉に怯えながら、私は、結論というものに、中々私どもが期待しようような白紙に戻すというようなことはして欲しいです。して欲しいですけども、中々勇気がいるんやないかというふうに思いますんで、これについても、これから、この前、2月の26日に全員の案内を出した方が寄られたいうことを聞いておりますので、それで、その中で協議をなされていくと思います。と思いますが、そういう、その法的なことについてはね、やはり心配を取り除いた上での話し合いを進めていかなんだら、ちょっと大変かなというふうに思います。それで、あの時間の方もまあ、もうないんですけども、今回の問題については、才金の話じゃないんです。これから佐用町の話なんです。例えば、今回この進出を認めると、もう前例となって、皆さんの近くに放棄田がありますがな、そういう所にも、地元の方が同意すれば、安心安全公害ない施設ですから来るんです。認めて、今回認めたら。それで、私らや住民の方、自治会長の方は、前例をつくったらあかんのやと。今回、そういう事で、立ち上がとんです。これがね、前例にならん。それでええんだったらええですけども、やはり、地元の同意が取れば、進出できるんやという1つの前例ができますとね、私は、その星空の町さよう、佐用町、ホテルの町佐用町という、このええイメージが産廃の町佐用町ということになってくることについて、私は、駄目ですよということを言いたいんです。そうでしょ。こんだけ環境のいい、自然がいい佐用町に、産廃が続々、施設が、そういった施設がね、公害が出んさかいにええんやということで、ドンドン来だした時に、どういう町になりますか。いうことを、私は非常に危惧しております。だから、私は、才金でやるからじゃなしに、私は、佐用町にいらないんです。この施設は。ただ、ただ誤解してもろたら困るのが、ただ、佐用町がね、町が必要とする施設であって、であれば、それで関係者が同意されれば、それはもう例外です。どっか、われわれのも、どっか他へ持って行きよんですから、佐用町から出る物をする施設であるということになればね、それは、私は、関係住民の方が同意さえしたら、当然、私は賛成しますけども、そうじゃないということになればね、私は、つくってもらえない方がいいということです。

それで、最後に、私のお願いとしては、住民の間でいがみ合うということが、本当に、一度そういう状態になりますと、人間ですから、非常にしこりが残ります。そうして、本当に、今まで話しよった人が、もう横を向いて通らなあかんというふうなことになります。なっては困りますので、どがいど、私達議会も、議会にかかわることが出てきたら、当然、私は理解しますし、どの議員さんもそうだろうと私は思います。だから、そういう事で、是非ともまあ、この問題が町長が言われるように、円満に解決するように、町長もほんまに自分の身をていして、職をかけてやっとなんじゃという気持ち、ほんまに感謝します。本当に、中々言えん言葉です。それをあえて口に出されたいことの心意気も分かりますし、するんで、私は、応援します。それはね。是非ともまあ、町民のために、産廃の町佐用にならないように、星空の町さよう、ホテルの町さようという、この自然が守られるように、是非とも、私どもも協力しますし、幹部の皆様方も町長のために、スタッフで支える皆さんですから、まあ課長会なり開いて頂いて、一住民課長の話じゃなしに、全員の方の中で、ええ知恵を出していただく中で、町長を応援してあげて欲しい。私は、議会もできることは応援させていただきます。

ということを申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（西岡 正君） 山田弘治君の発言は終わりました。
続いて、18番、平岡きぬ糸君の発言を許可いたします。

〔18番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18番（平岡きぬ糸君） 18番議席の日本共産党の平岡きぬ糸です。私は、3点について質問を行います。

まず1つ目は、障害者施策について伺います。障害者自立支援法が2006年4月に施行されて2年が経過しました。同法は身体知的精神の三障害の一元化と福祉サービスの提供の市町村への一元化がされました。同時に障害者福祉にも自己責任と競争原理が導入され、障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援が役とみなされ負担を課す応益負担制度が導入され関係者に大きな混乱を招いています。そこで次の点について伺います。

平成19年3月に制定されている障害者計画・障害者福祉計画の進捗状況を明らかにしてください。町の障害者福祉推進協議会は設置されていますか。その点もお願いします。

自立支援法の施行で、関係者からは負担増や運営費の減額など問題が生じていると聞きますが、実態をどう町は把握しておられますか。伺います。

町独自の施策で充実する考えはありますか。

支援費制度から自立支援法になったことによる町財政負担の実態は、どう変化しましたか。平成18年度と19年度の比較でお願いいたします。

自立支援法の見直し、応益負担、報酬単価の支払方法や障害区分の判定など、これらを国に求めることについて、町長の見解を伺います。

2点目、昆虫館の存続運営について伺います。地元三河地域から存続充実を求める要請書が平成18年10月に町当局に提出されました。また19年11月には存続を求める署名運動が行われ、最近で2,000筆を超える署名が寄せられたというふうにお聞きしておりますが、昆虫館を廃館することは簡単ですが、再建するという事は極めて困難です。そこで、次の点について伺います。

NPO法人で運営したい旨の申入れがあり、提案書が町に提出されているとこのことを、今年に入ってからお聞きしたところですが、これは委員会の中です。どのような、総務委員会の中で報告があったとお聞きしております。どのような内容が改めて説明をお願いいたします。また、その提案書について議会に配布をお願いします。

来年度からの運営について関係者との協議の状況はどのようになっていますか。

存続するためのとして町長の判断基準を示していただきたいと思います。また、県からの財政支援はどのようになるのでしょうか。その点もお願いいたします。

3点目に、就学援助制度の充実について教育長に伺います。就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第26条など関係法に基づいて小中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。ただし、支給できるかどうかの適用基準は市町村によって違っています。適用基準の実態は佐用町で現在どうなっていますか。

認定基準についての周知はどのようになっているのか、所得基準を関係者に周知することが必要ではないでしょうか。支給の認定に民生委員の助言を求めることは全国の自治体で広く行われてまいりました。しかし、2005年度から就学援助法施行令から民生委員の助言を求めることができるという文言が削除され、法的な根拠がなくなりました。民生委員から助言を求める必要がなくなっております。しかし、佐用町の実態はどうなっており

ますか。申請しやすい制度にするために認定基準を所得で明確にすることや民生委員の確認は必要ない、法令を順守する立場に立つかどうかについて伺いたします。よろしくご回答お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えさせていただきます。

障害者施策につきましては、平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、これまでの措置、支援費方式から大幅に変更され、介護保険と同様の契約を中心とした制度へと移行をされました。ご質問で、最初の平成 19 年 3 月制定の障害者計画・障害福祉計画の推進体制と協議の状況などを明らかにされたい。とのことでございますが、本町における障害者計画は、平成 27 年度までの 10 ヶ年を、また障害者福祉計画は、第 1 期計画を平成 20 年度までとし、その見直しを平成 20 年度末までに行った上で、平成 21 年度から平成 23 年度までを期間とした第 2 期計画を策定してまいります。このため平成 20 年度中に、計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行い、計画の円滑な進行管理に努めるために、本年 3 月 17 日に佐用町地域自立支援連絡会を立ち上げ、計画の進捗状況の報告と評価を 1 年間かけて取り組む予定でございます。また、この連絡会では、障害者等の相談、助言及び指導、情報の提供など障害者福祉サービスの利用支援、地域の関係機関との連携強化を図るとともに、西播磨圏域自立支援協議会、公共職業安定所、各特別支援学校等国や県の機関、近隣市町と連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めてまいります。

次に、自立支援法の施行で、関係者からは負担増や運営費の軽減など問題が生じていると聞かれますが、実態をどう把握しているのかというご質問でございますが、これまでの議会答弁でも説明しておりますとおり、平成 19 年 4 月より居宅で生活する方の利用者負担の軽減策として、国の制度において軽減された額と、さらには県と町において軽減策をとり、利用者負担の大幅な軽減策を図っております。事業所の運営費についても、制度開始当初は、従前額保証として 80 パーセントであった激変緩和措置を 90 パーセントまで引上げ、更には通所事業者が実施している送迎バスに対する助成も 19 年度から新に特別対策として実施をしているところでございます。さらに連立政権合意事項において障害者自立支援法の抜本的な見直しを検討するとともに、障害者福祉基盤の充実を図るとされたことを受け、特に必要な事項について平成 20 年度から緊急措置を講じることになりました。その内、利用者負担の見直しについては、 つ低所得者を中心とした更なる負担軽減。 つ目に、障害児について、軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大。 つ目に障害者について、個人単位を基本とした所得段階区分への見直しの 3 項目を、平成 20 年 7 月から実施することとなっております。また、事業者の経営基盤の強化につきましては、特別対策による従前収入の 90 パーセント保証に加え、通所サービス単価の引上げ、定員を超えた受け入れの更なる弾力化、を実施予定にしております。

次に、町独自施策で、充実する考えはあるか、ということでございますが、利用者の負担軽減のため、これまでも町独自で心身障害児等通院交通費助成事業、知的障害者（児）通園助成事業などを行っており、これは近隣市町でも数少ない、町独自のサービスであり、現在のところでは、これ以外、以上のサービス利用にかかる負担軽減措置は考えておりません。なお、障害者への所得保証は、年金手当制度の充実が基本であり、町として国や県に対し、一層の充実を求めていく考えでございます。

次に、支援費制度から自立支援法になったことによる町財政負担の実態はどうなったか。平成 18 年度と 19 年度の比較で明らかにされたいとのことですが、福祉サービス支払総額は、平成 18 年度は 2 億 4,200 万円、平成 19 年度は 2 億 4,900 万円となる見込みであり、単純比較で 700 万円の増となっており、町一般財源は 4 分の 1 でありますので、比較しますと 170 万円余りの財政負担増が見込まれております。しかしながら、これは利用者の数や受けられるサービスの状況によって異なりますので、大幅な差異はないものと思われま

す。次の自立支援法の見直しを国に求めることについての見解でございますが、先程も説明をさせていただきましたとおり、国においても、すでに見直しの動きもあり、また改善された点もありますので、今後の状況を見守りながら、また障害者団体等の皆さんの意見も聞きながら必要な判断をして参りたいというふうに考えております。

次に、NPO が提案されている昆虫館の運営の主な内容につきましては、三河地域に生息する昆虫の生態展示と標本展示、会員の活動の成果の展示、自然環境を生かした体験学習プログラムの実施、インターネットを活用した情報発信や昆虫図鑑の出版、その他町内学校等へのゲストティーチャーの派遣や物品の販売受託などでありま

す。また、開館は昆虫が自然界で生息する期間 4 月から 10 月頃とし、土日、祝日等、年間 70 日程度開館し、施設の案内や交通案内、事業案内は、インターネット上に公式ホームページを開設して情報を提供するというふうにされております。また、運営組織は、会員制で正会員と一般会員を NPO の定款上の社員、賛助社員と位置づけ、それぞれ年会費を徴収し、会員以外からは参加費を徴収することにより、運営経費を賄うことが考えられております。

提案書の議会への配布につきましては、今後 NPO 発起人と内容等について、更に確認や調整をさせて頂いてから、配布させていただくように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。次に、運営についての関係者との協議の状況についてであります

が、これまでに地元三河地域で協議させていただき、議会の理解も得て、県と町が一定の方針を出した後の提案ですので、まず、地元三河地域と協議をさせて頂いております。また、運営内容・方法等、新たな提案のため、町としてもどのような効果や課題があるのか関係する課、教育委員会、まちづくり課、商工観光課、農林振興課、財政課、南光支所地域振興課などで合同で検討会を持ち、検討をしているところでござい

ます。次に、存続するための判断基準を明らかにということにつきましては、今後は、NPO と運営資金や継続性、地域との連携、町に求められている支援内容等、具体的なことについて協議する中で、三河地域の地域づくりや佐用町のまちづくりにどのような効果が表れるのか、あるのかを見極めて判断をしていきたいと考えております。

次に、県からの財政支援についてはどうなるかということですが、現在のところ財政支援については勿論、施設の取扱いについても、まだまだ具体的な協議をする段階ではございませんので、まあ、そういう具体的な協議につきましては、更に検討を加えた上で県とも今後の取扱いについて協議をしていきたいというふうに考えております。

就学援助制度に関する件につきましては教育長の方から答弁させていただきます。

私の答弁といたしましては、この場の答弁は、これで終わらせていただきます。後、教育長お願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 引き続きまして、ご質問にお答えいたします。

まず制度の適用の実態であります

現在、50世帯68人が制度の適用を受けております。

平成20年度につきましては、昨年末より本年1月末の申請期間中に49世帯80人の申請があったところであります。

2つ目に、この就学制度、就学援助制度につきましては12月の町の広報に掲載するとともに、各学校において保護者に対し就学援助制度のお知らせをしております。その中で、この制度の対象が経済的に就学が困難な児童生徒としております。ただ、この様なお知らせの中で、認定基準の周知については行ってはおりません。その理由につきましては、最低生活費が、個々によって違うため、周知することが非常に困難なためであります。保護基準により世帯全員の1カ月の最低生活費を算出して、その1.3倍の額を基準額として判定していくことになるため、世帯全体の生活費だけでは判定基準にはならないからです。また、この保護基準は、世帯構成によって異なるため認定基準の周知は難しいと判断しているところであります。

次に、お尋ねの就学援助に該当する所得金額を周知することの必要性についてでありますけれども、本町では収入を基準にしております。この収入をもとに保護基準額を算出していくわけですが、生活もとえ、保護基準額は、主に年齢等によって異なるため、単純に家族構成によって算出することができません。ですから就学援助に該当する所得や収入を周知していないというところです。自ら生活が苦しいと考えておられる方々は、遠慮なさらずに申請していただくという観点であります。

3つ目に、受給の認定に当たって、民生児童委員の助言を求めることについてであります。就学援助申請書に民生委員の確認欄を設けています。添付書類として所見をお願いもしているところです。広い町域で申請者の生活状況等を把握することは、中々難しい面もあります。民生児童委員の職務として住民の生活状態を適切に把握されている方からの助言を求め認定を公平に行う上からも、判定資料の1つとして用いることは適切であると、その様に捉えております。特に申請書の中に民生児童委員の立場から、申請者の実情等について客観的なご意見は、先程も申しましたように、必要であると認識しているところです。

4点目には、制度の充実改善についてでありますけれども、これまで述べて来ましたように、適切に、この制度を運用できるものと考えており、現在のところ特に新たな方策は考えておりません。ただ、今後色々な問題、課題等もあると思います。そういう事で、今が最善のもの、そういう捉え方はしておりません。不備があれば改善していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） では、まず1点目の障害者施策について質問をします。先程、計画18年度、19年3月に制定された日付になっておりましたので、その様に質問したんですけれども、協議の場を、この20年度に行うということで、具体的に協議会ですか、立上げるといふ説明があったかと思えます。地域支援を立上げるといふことで、連絡会ですか。その連絡会のご案内している3月17日に、立上げられる連絡会の構成メンバーとか、そういう概略お答え願えますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっとメンバー表自身のあれは持って上がってないんですが、基本的には、昨年 18 年度中に策定しました、その策定委員会等の皆さん方を中心にした支援協議会を予定いたしております。なお、先だって、この議会が始まる前の前日の 3 月の 3 日に就学支援連絡会を持たせていただきまして、町内の全施設それから関係支援学校、職安等々の連絡会等も持たせて頂いて、施設側の皆さん方につきましては、それぞれ、また施設代表者配って頂いて、町内の施設連絡協議会と共に運営していきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 構成メンバーについては、何人とか具体的には、その案内しているわけやから、分から、ええ、報告がもう少し具体的にあってもええと思うんですけど。

福祉課長（内山導男君） ちょっとすいません、そのメンバー表持って上がっておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） では、そのメンバー表はよろしく願います。

2 つ目にお聞きしている、その負担増の関係で、確かに、住民、国民運動ですね、あの、前回、この法律ができた時に、町に対しても地域の関係者から要望書が上げられましたけれども、全国的には大きな運動の元で、国が補正、緊急対策とか特別対策を行いました。06 年、2006 年、2007 年度で 1,200 億円、また、その後も金額追加するというふうに、まああの、お金を減らしていくということを前提にして、急いで関係者のきちんとした合意なしに、拙速的な法律、自立支援法が成立して、で、大きな運動の元で、国は、かなりの金額ですけれども、そういうお金を計上して対応に迫られてしているんですけれども、それだったら、あえて、バタバタとしなくてもいいというふうに思うんですけれども、そこまでしてでも、後から、お金を継ぎ足してでも、皆の怒りを抑えるために、そういうことまでしてでも、今しなければいけなかったというのが、介護保険との将来、一緒にしていくという、そういう目標の元でやられているというふうに様々な報道の元で私は理解しているところなんですけれども、ただ、特別対策については、いわゆる特別であって、2008 年までの期間限定ということなんですけれども、それから以降については、まあ、状況が治まれば、後はもう関係者にとっては最初に法律ができた時のように本人さんの負担が増えて行くという仕組みが動いていないわけですから、そういった点で最後に 5 番目に当局として自立支援法の見直しについて現在は、確かに国が慌てて、そういう対応を住民の声

に押されてしているけれども、応益負担という基本的なところは変わっておりませんし、事業所に対する報酬単価の支払方法が、いわゆる月払いから日払いにということも変わっておりません。そういう制度上の問題は残っているわけで、そういった点を根本的に改善していくということについて、関係者の願いがあるんですけれども、そういった点については、町として、もう一度町長の見解を伺います。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 担当課長お願いします。

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、あの、ご指摘のようにですね、自立支援法ができて以来、もう既にはや3回も大幅な改正がなされました。で、この後、まだいよいよ、この20年の7月にですね、まあ抜本的な見直しに向けた緊急処置ということで、新しい方針が出されております。これによりますと、今まで低所得者の、その月額個人負担額なんです、現行3,750円まで下がってきておったんですが、更に国はですね、月額負担の最高上限額を1,500円まで下げるという指針が出ております。で、低所得者2にランクされる方につきましてもですね、現状ですと6,150円ご負担頂いてた上限額が、今度7月以降は、いわゆる3,000円まで落ちてまいります。ですから、当初元々自立支援法が法律としてできた時から、約10分の1程度の負担、上限額という形になりましてですね、このように変わっております。それで、特に兵庫県と兵庫県下の各市町ではですね、今まで現行で低所得者1の場合の3,750円も県と町と、それぞれ負担しながら現行1,875円まで負担上限額を下げておりました。ですから、まあ、先程ご指摘になったように、皆さん方の、色々な要望等と合わせましてですね、緊急的な処置として対応がなされてきたというふうに思います。それから、特に、これも先程からご指摘がありました、いわゆる施設での日払い、今までの月額払いから日払いに変わったということですね、相当、施設の収入、施設側の収入が減ったということも、これも非常に施設側の皆さん方からのご指摘等もあってですね、これも、先程町長が説明申し上げましたように、80パーセント前年対比と比べて80パーセント以上の、その減額があった場合は、激減緩和措置の対応をするっていうのが、その80パーセントの基準が90パーセントまで引上げられるような結果にもなっております。なお、また、これも今後の方針として緊急的な改善処置としてですね、恐らくこの7月から、この施設の報酬単価も、今のところ、私ども聞いておりますのは、約4パーセント程度は報酬単価自身を上げると。で、それによって、大体今まで、確保して、その施設側で確保されてきた金額を保障する。あわせて、特に通所の施設についてはですね、今までのサービスの定員を決められておりましたが、その定員をですね、今現行では、元々100パーセントと言っていたものを、120パーセントまでの定員を認めるというのを、今度改善措置で、まあ1日当たりにはまずと、定員の150パーセントまで、で、3ヵ月間の平均では、定員の125パーセントまで定員増を認めるというふうな緊急措置も既に発表されておりますので、この辺の推移を見ながらですね、できるだけ障害者の皆さん方のご負担にならないような関係という対策が既に講じられてると思いますので、現状を見守りたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まあ、あの、障害者の関係で、一般的に、こうイメージとしては、まあ手のかかる、世話のかかる人というふうなイメージがあるかと思うんですけども、1981 年の国際障害者年が制定されて、その時に、まあ完全参加と平等という、そういうスローガンの下に、国際的な、その制定がされて、それを受けて、12 月 9 日に制定したという、その記念の日を障害者のための福祉の日というふうに制定がされて、まあ、最近また福祉週間とかいうふうになったというふうに、ちょっと報道も見ておりますけれども、この佐用町で、旧町の南光ですけれども、その日を福祉の集いということを開催して、町民と障害者の交流の場として 20 年以上に亘って、そういうものを行って、いわゆる障害者の方々と心のバリアフリーというか、そういうことも取組んで、実績として積み上げてきているんですが、新町になって、この関係のものについては、残念ながら姿が消えたというふうに見受けられるんですけども、障害のある人が、雇用の場を求めていくというのも、大事な事で、障害者の人の雇用の場には、常に健常者がフォローしなければいけないということで、そういう面からも健常者の雇用の場を生み出すことにもつながっていくということで、この、まあ過疎で、高齢化で、少子化というふうな、そういう佐用町にあって、この障害のある人達とのかかわり方というのは、その生涯福祉計画をつくって、佐用町として進めていく上で、福祉の日の集いなど、障害者とのかかわりを交流を持っていく場をつくっていくことについては、町長、どのように考えられますか。聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） はい、あの、やはり皆が、色んな、まあ、それぞれの仕事また活動、生活をしているわけですけれども、そこには、体に障害がある人、また元気な人、また高齢者、女性それぞれまあ、皆さんがですね、同じ 1 人の人間として、生きがいを持ってですね、生活をしていけるように、これはお互いが、理解の協力の、皆が理解をして協力して仲良く生活ができる、そういう活動していかなければならないと思っております。まあ、中々、障害を持っておられる方はですね、こう出て行く、色んな所に参加することが難しいという点があるわけで、そういう機会をつくろうということで、手をつなぐ親の会の皆さんの活動とかですね、また今は、あさぎり作業所というような精神障害を持っておられる方ですね、作業所を設置して、できるだけ自分達が出て行って、やっぱり社会に出て、仕事もできるようにしていこうという活動もして頂いておりますし、まあ、また総合的に福祉の集い、社会福祉協議会ですね、そういう集いも行っていて頂いておりますし、まあ、普段から色々な、それぞれの地域での、そういう、その福祉の集いのような会合をですね、持って頂いてる点もあると思います。まあ、そういうことについては、ただ 1 回の集いということではなくって、普段からの生活の中で、そういう皆さんが、少しでも気楽に一緒に生活できるように、活動ができるように、そういう取組みと言いますか、環境づくりが一番大事だというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 次に、2 点目の昆虫館の存続について伺います。昆虫館やね、ご

めんなさい、分からなくなった、はい。ええっと昆虫館の存続で三河地域の方との協議をしているということなんですけれども、協議の状況というのは、現在、その来年度、まあ4月からですから、時間的には、かなり迫ってきている実態があるんですけど、協議の状況というのは、どの様なところまでいっているんでしょうか。お聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ昆虫館につきましては、もう議会にでも報告させていただきましたように、県としての昆虫館は、この19年度をもって廃止をされるという決定。そして、まあ、そのコレクションであります平山コレクションを中心とした今の展示標本等につきましては、エコハウスで一部公開をされたり、県が後は責任を持って処理、保管をするということで、これは1つ変わっておりません。

まあ、そういう中で来年度におきましては、県の方としては、今の現在の施設をですね、整備していく、そういう予算がされているということですけども、そういう中であって、先程説明を申し上げました、この佐用町に来ておられます先生がですね、そういう状況を見てNPOをつくって、昆虫館を、更に新しい形で活用を、この活動の場としてですね、利用していければいいんじゃないかということでの申入れが、申出があったということです。まあ、そういう事で、地域の皆さん方、特に、地域と言いますか、三河地区において自治会長さん達におきましてはですね、当初、昆虫館を存続してくれという要望の中で、それは非常に協議して来たけれども、無理ですということで、それをご理解をいただいた中でですね、新たにまた昆虫館という名前、ものがこう存続について話が出て来たと、その辺が、タイミング的にですね、もういったん皆さんが了解したのに、これがなぜ、そういう計画が、こう急に出て来たんだというような、そういう思いもありましたし、その点についてですね、町としては、今までの昆虫館と同じ物を残すなり、そういう物を想定してませんし、NPOという形で、地域の皆さんなり、そういう昆虫に色々と研究されている方々が一緒になって、この現在の昆虫館を新たな形でやっていこうという申入れなんで、これはまあ、地域においてもですね、逆に、色んな地域づくりの大きな1つの力になるんじゃないだろうかと、そういうことをですね、お話をさせて頂いて、皆さんに、そういう、昆虫館の今後のNPOが今提案されているのは、まだまだ十分に確定したものではありませんし、方向性だけの話なんですけれども、具体的なところが、まだまだ十分ではありませんけども、地域の皆さんも、その思い、思いと一緒に協力をしていただけるような、そういう話が、今後できるのであればですね、この、また新しい施設としての、この可能性がかなり高いんじゃないかという事で、まあ、基本的な、今、お話をさせて頂いております。ですから、まあ、そういう状況については、三河地区の自治振興会、自治会長さんを中心にですね、お話をさせて頂いて、そこでまあ、そういう考え方、地域としてどういうふうに、これを捉えるかということで、今、話を協議をさせて頂いているというのが現状で、まだ地域のかかわりを、じゃあ具体的にどうするかとか、具体的な話は、まだまだ出てきておりません。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 今のご回答では、まあ、いわゆる三河関係自治会に預かりじゃないけど、その結論が出ていないので、その次の段階にいていないというふうに受け止めたんですけど、実態はそうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） あの、まあ、役場の、町としてもですね、それぞれこの施設を、1つの課、教育委員会だけの問題じゃなくって、地域づくりの課題として取組んでいくべきじゃないかということで、先程答弁さしていただいたような町内の、それぞれの担当課が合同ですね、検討をしていこうというところ。まあ、それには、提案を頂いております竹田先生を中心としたですね、その方に、また今後の、更なる具体的な取組みの方法というのを聞かせていただく。それを、また地域の皆さんと一緒にですね、また地域の中でも直接話をして相談をしていただくというような協議をしていただくという形を持って行きたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 県からの財政支援のことについては、今後協議していくということなんですけれど、県の方は閉館していくので、最初議会の方に説明のあった中では、県の予算として具体的に示されていたのが、色んな方法がありますよという中の1つとして、施設を改修整備していくというんですか、そのために900万の予算を、ただし10年間運営できることとか条件がありますけれど、そういった予算が提案されているということも、去年の段階ですけど、聞いているんですが、その点は、今も生きていますか。その点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 県の方の対応ですけども、それは、あの、町の方の、その協議の結果につきましても、県は独自で県の存続ということは、協会の中でないという中で、町が譲渡を受けてする対応はないかということ、それについても、町の方も、そういった姿勢の話をしておりますので、県の方の対応としては、もう3月31日で閉館という中で、後県が財政措置しているのは、その後の整理、建物の撤去処分とか、そういう中の予算措置をされているというように聞いております。

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その予算言うのは900万じゃないんですか。さっきの金額は、ええっと頂いている資料から言ったんですけど、閉館していく、後の処理というのは、建物壊したり、更地にしていくという意味なのかもしれませんが、示されているんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 金額の方は、私の方は聞いておりませんが、この近

い情報では、こういった県の財政状況の中で、かなり財政的には当初はまあ、900万というような話も出ていましたけども、かなり減額された予算というふうに聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） ええっとですね、昆虫館については、はい、後、昆虫館の関係は、先程のNPO法人の運営の関係も議会の場合は、総務委員会の方に当局から報告がありました。で、提案書の提出についても、総務委員会の方に、まず、配布して、議員にお知らせしていただけるのでしょうか、その時期は、今のスピードから言うたら、いつ頃になりますか。

議長（西岡 正君） 教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 町長の方も、ちょっとお話されたと思うんですけども、この提案書というのが、町内に来られた教授、先生から、そういう提案書を出されたんですけども、それがこういった、状況を知られたのが12月に入ってからということで、それを元に1月に町の方に来て頂いて、町長と教育長の方に渡された提案書を、私の方は持っているという中で、非常にこう案的にも素案であるということで、先程町長も言われましたように、町の関係各課と、竹田教授、提案者発起人の方と内容について、もう少し、そのこちらの方の確認もさせていただきながら、整理した上で、そういった資料については対応していきたいと考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） あの、3つ目の就学援助制度の充実について質問を行います。
先程の教育長のご回答では、その周知の方法ですけれど、その件について、一昨年6月議会で鍋島議員がこの問題を取上げ検討を求めた件について、どのような検討がされたかということをお伺いしたいんですが、1つは、保護者への配布文書を従来の硬い文章なので、もっと受けやすくしていくために、親しみやすい物にしていく改善することには検討していくということ。それから、もう1つ大きな柱である民生委員の印鑑を検討するとは言われましたが、その回答は先程あったようなことで、従来と変わってないというふうな受け止めなんですけれど、この2点、どの様な検討がされたのか伺います。

議長（西岡 正君） はい、教育推進課長。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） 就学援助についてのお知らせにつきましては、保護者の皆さんへということで、昨年の12月に配布をしております。で、まあ硬い物から軟らかいものというようなことで、聞いてはおったんですけども、実際、必要事項を盛り込んでいくためには、現在のような就学援助についてのお知らせと、こういった形のものを配布するのが一番理解してもらえやすいものというような判断から、形式的には変えてはおりません。それから、2点目の民生委員の件ですけれども、確かに、あの、法令的には、

助言を求めることができるということが削除されたということで、逆に言えば、助言は求めてはいけないということでは、まあありませんので、引続き本町としましては、範囲も広いということも、先程の答弁で言いましたけれども、公金を個人に支給していくわけですので、公正厳正に対応していくという観点から、できるだけ情報は客観的に収集して、それを基に判断をしていくと、認定をしていくという考え方から、これまでどおりの方法をとるといふうにしております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まあ、法令で、今まで、それが根拠になっていたものが、民生委員の印鑑が必要だという根拠になっていたものが、なくなったけれども、まあ、それをしなくてもいいということではないというような、そういう解釈だと思うんですけども、してはいけないというふうには、解釈として言われましたけれど、やはり就学援助制度、まあ、行政は法律を順守するという立場を貫いていただきたいので、憲法の 26 条で保障している義務教育は無償という基本、それから政令でこの度、そういう文言が削除されたということを機会にですね、検討していただきたいんですね。就学援助、民生委員さんの所見を伺うということについては、最終的判断の上で、その内部でやられることについては、やり方があるかと思うんですけど、申請される方自身が民生委員さんの所に行っではんこをもらうという、そういうやり方については、もう即改善していただきたいんですけど、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、推進課長。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） まあ、先程も言いましたように、家族構成でありますとか、先程、教育長の答弁でありましたように家族構成それから年齢、そういったことについて、この認定基準となる金額を算出していく場合に、非常にこれが重要な要素になってきます。で、まあ、申請者の方が家族構成なり年齢を偽るということは、それはもうないとは思いますが、できるだけ公正に、先程言いましたように、公正な判断、認定をしていきたいということで、客観的には、第 3 者と言っていいのか、この民生委員の方のご意見の確認も得た上で判定を、認定をしていきたいというふうに考えております。それから、まあ、あの、生活上苦しいという表現で、このお知らせの中にもしておるんですけども、こういった保護者の方については、そういった生活上のこともあり、あるいは、見方を変えると、この民生委員さんの職務からしても、民生委員の方と、かかわりを持っていく中で、またより良い生活なり地域に根ざした、そういう生活言うんですか、比較的、その地域に転入された方も多いですので、そういう意味からも民生委員さんとのかかわりというのは必要ではないかなということだと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 民生委員さんとのかかわりが必要だと言われたんですけど、色んなかかわり方ができるので、就学援助制度っていうのは、いわゆる先程、何度も言いま

したように、憲法で保障された制度ですからね、その制度を受けやすくしていくという立場に立って、その対応してもらわないと、そういう立場でなければ、今のような回答がね、出て来るのではないかと思うんですよ。で、赤穂市の場合、さっきの議員も取上げて質問の時に具体的な例として出されていましたが、そういうものは既にあるんです。ですから、あの、結果的に就学援助を受けられる率も高くなっているんですね。就学援助制度っていうのがあるということ、これは国の制度ですから、子どもを育てていく上で、大変教育費の負担が家庭を圧迫している、今状況もあるわけで、そういう制度はうんと活用できるという立場に立って欲しいと思います。で、赤穂市だけではなくて、全国的にはもっと進んだ所もあるので、そういう物も取り寄せて、是非検討して欲しいんですね。

最近まあ教育委員会、私も、もう子どもが大きくなったので、こういう物直接もらわないので、直接、ちょっと参考のために頂いてまいりましたけれど、就学援助制度についての保護者の皆さんへというお知らせを見る限りでは、ちょっと、あの、教育に必要なものについて援助を行いますというふうに、こう具体的に羅列しているんですけども、他の就学援助制度のお知らせというね、ものを見ますとですね、世帯人数であるとか、先程お答えいただいた、世帯の数によって構成メンバーがどうだとか言って、そういう回答は、じゃあ、そういうお知らせの中に入れてある自治体っていうのは、うちとは違う条件にあるかというところを決してそうではないと思います。受けられる方は、こういう人ですよ。それから申請方法はどうです。で、申請後の扱いについては、こうなりますとか、丁寧に書いてあるんですね。で、残念ですけども、佐用の教育委員会が出している文章は、受けてくださいと書いてありますけれども、心からそう言っているというふうには受け取れません。就学援助制度のお知らせについて、よく研究して、子ども達に対して、憲法を守る立場で立つかどうか、教育長の見解を伺います。

議長（西岡 正君） ちょっと、暫く、ここでお諮りします。本日の会議を延長したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。続けます。はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先程のお言葉の中で、お返しするようなんですけれども、私は、佐用の教育長として、教育を受けさせないとか、そういう思いは一切ありません。1人でも多くの子ども達が経済的な理由で受けられない。それは、私も許すことができません。そういう意味から、就学援助についてのお知らせが不備だという指摘につきましては、今後も検討を加えていきたいと考えております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） あの、是非検討して、地域によって、住む所によって格差が生まれないように、よろしく願いして質問を終わります。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君の発言は終わりました。
お諮りします。後、4名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了し

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたします。
次の本会議は、明 3 月 7 日午前 10 時より再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後 0 5 時 0 0 分 散会
